

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 平成18年4月1日の年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）設立時において、効率的かつ効果的な業務を遂行するために組織体制及び人員配置についての組織編成を行ったところではあるが、平成19事業年度においても、より一層の効率化等を図るための体制の見直し等を行った。</p> <p>①</p> <p>ア 平成18事業年度に引き続き、理事長による意思決定を支える体制を次のとおりとした。</p> <p>i 理事長が管理運用法人運営及び年金積立金の管理及び運用業務に係る事業の実施過程における基本事項の把握並びに事業の進捗状況等を把握し、必要な指示を行うことに資するため、部長相当職以上（監事を含む。）で構成した「経営管理会議」を開催している。平成19事業年度においては、年度計画の進捗管理、年金積立金の管理及び運用実績の状況、リスク管理状況等の報告等のため16回開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営管理会議</td> <td>11回</td> <td>16回</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii 年金積立金の管理及び運用業務に係る重要事項に関し、理事長の意思決定に資するため、部長相当職以上及び議案担当職員で構成した「企画会議」を開催している。平成19事業年度においては、運用受託機関等の選定・解約、資金配分等の決定に当たっての事前審議のため33回開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画会議</td> <td>28回</td> <td>33回</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 調査分析機能の向上及びインハウス運用に係る内部牽制機能の強化を図る観点から、企画部調査分析課及び運用部インハウス運用課について各部から独立させ、調査室及びインハウス運用室を設置した。これについては運用委員会に報告した。</p> <p>ウ 法務、税務等高度な専門的知識等を要する業務については、外部の専門機関たる法律事務所及び会計事務所を引き続き積極的に活用した。</p> <p>エ 平成18事業年度に引き続き、管理運用法人における効率的かつ効果的な業務運営の確保等を図るため、情報・認識を共有し、解決策の議論を行うなどの場として、関係役職員からなる会議体を次のとおり開催した。</p> <p>i 情報システム委員会－情報化の推進等の強化（詳細は、第1.4.(1)において記述。）</p> <p>ii 契約審査会－契約手続きの公正性の確保（詳細は、第1.5.(4)にお</p>		18年度	19年度	経営管理会議	11回	16回		18年度	19年度	企画会議	28回	33回
	18年度	19年度													
経営管理会議	11回	16回													
	18年度	19年度													
企画会議	28回	33回													

		<p>(2)すべての職員に人事評価制度を実施する。また、実施した人事評価制度の調査、分析に努める。</p>	<p>いて記述。)</p> <p>iii コンプライアンス委員会—法令遵守及び受託者責任等の徹底（詳細は、第1.3.(1)③において記述。)</p> <p>iv 運営リスク管理委員会—管理運用法人の業務遂行上の様々なリスクの発生防止及び対応等（平成19年4月設置、詳細は、第1.3.(1)③において記述。)</p> <p>②</p> <p>ア 業務及び人員を小さな単位（係）で分割していることの弊害を解消し、各部・室の課題及び業務に応じた柔軟な人員配置を可能とするなど業務の効率化を図る観点から、平成19年5月に係制を廃止した。これについては運用委員会に報告した。</p> <p>イ 国の次期年金財政検証を踏まえた基本ポートフォリオの見直し、平成21事業年度以降想定される年金特別会計へのキャッシュアウト対応等、今後の基本的な投資政策に係る企画立案機能の充実強化等を図るために次のような法人組織の見直しを検討した。（平成20年4月実施）</p> <p>i 資金配分（回収）案の作成、マネージャー・ストラクチャーの基本方針案の策定等、運用部が所掌していた企画立案業務のうち基本的な投資政策に係るものを企画部に移管するとともに、所要の人員を配置することにより体制を整備する。</p> <p>ii 運用部内の管理調整業務と現業業務の再整理を行い、企画調整に関する業務、リスク管理及び運用評価に関する業務、運用の現業に関する業務をそれぞれ所掌する課に再編し、管理運用体制を充実強化する。</p> <p>ウ 年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務の調達及び導入に関する支援及び助言を行うことを任務とする「情報化統括責任者（CIO）補佐官（MRKサービス導入担当）」を外部から公募し、選定した。</p> <p>エ 管理運用業務の専門性を組織的に向上させるため、平成19事業年度において民間における運用実務経験者を含めた職員を新たに7名採用した。これらの者の配置については、運用受託機関の選定及び評価のために必要な株式及び債券に係る実務経験並びにシステム管理の実務経験が活かせるよう考慮した上で、必要な部署に配置した。</p> <p>オ 人事評価（職員の勤務実績）を適正に給与へ反映させるため、給与上昇カーブのフラット化、号俸の細分化等本俸表を見直して、給与規程の改正を行い、平成20年1月から施行した。</p> <p>(2) 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組み及び成果（管理運用法人の業績への貢献度）を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。</p> <p>平成19事業年度においては、人事評価制度に係る人事評価制度実施規程を制定・施行し、平成18事業年度に引き続き、評価者（管理職）を対象に評価者のあり方、評価方法等についての評価者研修を実施するとともに、全職員を対象と</p>
--	--	---	---

			した人事評価制度の目的及び評価方法等について説明会を行ったのち、平成20年1月より人事評価制度の運用を開始した。
--	--	--	--

評価の視点等	自己評定	A	【評価項目1】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。</p> <p>○中期目標期間中に人事評価制度を創設し、実施したか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成18事業年度に引き続き積極的に組織編成等を見直したことにより、効率的な業務執行を行うことができた。</p> <p>また、人事評価制度の創設実施についても、中期目標期間の早い段階で、管理運用法人に適した評価制度を導入することができた。</p>		<p>実績：○</p> <p>【組織編成及び人員配置の見直し】</p> <p>○ 次のとおり、各部等の業務分担及び組織・人員体制の見直しを行い、業務をより一層効率的かつ効果的に実施することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査分析機能の向上を図るため調査室として独立 ・インハウス運用の牽制機能強化を図るためインハウス運用室として独立 <p>(業務実績第1. 1. (1) ①イ (P. 1) 参照)</p> <p>○ また、事業年度中途であっても積極的な見直しを心がけ、情報化統括責任者(CIO)補佐官(MRKサービス導入担当)の公募・選定、資金の管理や運用等に係る専門的能力の高い者の採用、その能力が最大限に発揮できる部署への配置及び業務量に応じた人員配置を可能とし業務の効率的運営を図るための係制廃止などを行った。</p> <p>(業務実績第1. 1. (1) ②ア及びウ (P. 2) 参照)</p> <p>○ 更に、次期年金財政検証を踏まえた基本ポートフォリオの見直し、平成21事業年度以降に想定される年金特別会計へのキャッシュアウト対応等、今後の基本的な投資政策に係る企画立案機能の充実強化等を図るため、企画部の体制強化及び運用部の組織再編等について検討した。(平成20年4月実施)</p> <p>(業務実績第1. 1. (1) ②イ (P. 2) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【人事評価制度の創設及び運用】</p> <p>○ 人事評価制度を着実に実施するために人事評価審査会設置要綱及び人事評価制度実施規程を制定・施行した。</p> <p>また、平成18事業年度に引き続き、評価者を対象に評価方法等について研修を実施するとともに、全職員を対象とした人事評価制度の目的及び評価方法等について説明会を行ったのち、人事評価制度の運用を開始し、試行的評価を行った。</p> <p>なお、平成20年4月より人事評価制度の本格的評価を行うこととした。</p> <p>(業務実績第1. 1. (2) (P. 2) 参照)</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>業務管理体制については、人事評価制度の実施、係制の廃止等の積極的な組織編成の見直しや、経営管理会議等を十分に活用した日常業務の円滑化が行われており、適切な見直しが行われていると評価する。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な組織編成の見直しと、プロパー育成・強化等により、効率的な業務執行を行っているものと認める。又、理事長を中心とする意思決定を効率的に行い得るよう、経営管理会議等を十分活用し、日常業務を円滑に機能させている。 ・調査分析、インハウス運用の内部牽制組織の独立性確保等、組織の適切な見直しが行われている。 ・新しい人事評価制度の導入、組織改革の動きを評価する。 ・組織の見直し、人事評価制度の見直しなど、組織の効率化向上のための対応が行われている。 ・効率的な業務運営体制の確立は、係り制の廃止などによる小さな組織の導入により機動的、効率的な体制の構築が計画を上回って遂行されていると判断する。ただし、人事評価の実施については来期に繰り延べされており計画に遅れがある。 ・概ね計画通り進捗させている。個別の改編も適切に行っている。 	

○組織編成及び人員配置の見直しや人事評価制度の実施等により、効率的な業務運営体制を確立したか。

実績：○

【業務運営体制の整備】

- 組織体制を見直し、調査分析機能の向上、インハウス運用に係る内部牽制機能の強化及び情報化の適正な推進のための体制整備等を行うことができた。
(業務実績第1. 1. (1) ①イ (P. 1) 参照)
- また、業務及び人員を小さな単位(係)で分割していることの弊害を解消することにより、各部・室の課題等の効率的運営の整備を行うことができた。
(業務実績第1. 1. (1) ②ア (P. 2) 参照)
- なお、経営管理会議及び企画会議の運営により、理事長が、事業の進捗状況等を適時適切に関係幹部とともに共有して把握するとともに理事長に対する必要な判断材料の提供等を通じた迅速・適確な意思決定に資する体制の定着化を進めることができた。
(業務実績第1. 1. (1) ①ア (P. 1) 参照)
- 人事評価制度については、平成18事業年度に引き続き、評価者(管理職)を対象に評価者のあり方、評価方法等についての評価者研修を実施するとともに、全職員を対象とした人事評価制度の目的及び評価方法等について説明会を行った。また、平成20年1月から試行的評価を開始するとともに、給与改正(号俸を細分化する本俸表の改正)を行い、平成20事業年度の本格的評価に向けた基盤を整えることができた。
(業務実績第1. 1. (2) (P. 2) 及び(1) ②オ (P. 2) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																											
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2. 業務運営能力の向上 職員の採用に当たって、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 業務運営能力の向上 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 業務運営能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。 (2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 業務運営能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し又は採用決定した。</p> <p>(参考) ・平成19年4月より順次採用7名(平成19事業年度採用実績) ・平成20年4月1日付け採用1名(平成19事業年度に採用内定)</p> <table border="1" data-bbox="1745 905 2350 1020"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者総数</td> <td>196名</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>8名</td> <td>7名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成19事業年度の研修を次のとおり実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1745 1167 2350 1283"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数(合計)</td> <td>62回</td> <td>85回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>561名</td> <td>552名</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 一般研修(職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修) ア コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1745 1535 2350 1650"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>1回(3月)</td> <td>1回(11月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>82名</td> <td>83名</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々の「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。</p>		18年度	19年度	応募者総数	196名	71名	採用者数	8名	7名		18年度	19年度	研修回数(合計)	62回	85回	参加延べ人数	561名	552名		18年度	19年度	研修回数	1回(3月)	1回(11月)	参加人数	82名	83名
	18年度	19年度																												
応募者総数	196名	71名																												
採用者数	8名	7名																												
	18年度	19年度																												
研修回数(合計)	62回	85回																												
参加延べ人数	561名	552名																												
	18年度	19年度																												
研修回数	1回(3月)	1回(11月)																												
参加人数	82名	83名																												

				<table border="1"> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>1回(12月)</td> <td>1回(2月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>78名</td> <td>82名</td> </tr> </table> <p>ウ 管理職研修 人事評価制度の実施に伴い、管理職（課長職）の管理能力の向上が求められることから、人事評価を主とする管理職研修を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回(3月)</td> <td>2回(12、1月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>11名</td> <td>17名</td> </tr> </table> <p>エ 基礎研修 平成19事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>5回(9～2月)</td> <td>3回(4～3月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>8名</td> <td>8名</td> </tr> </table> <p>オ 担当者研修 担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>9回(7～2月)</td> <td>9回(5～3月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>12名</td> <td>11名</td> </tr> </table> <p>② 業務研修（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修）</p> <p>ア 初級・中級業務研修 年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">18年度</th> <th colspan="2">19年度</th> </tr> <tr> <th>開催日</th> <th>参加人数</th> <th>開催日</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">初級</td> <td>4月(8講座)</td> <td>10名</td> <td>4月(7講座)</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>9月(9講座)</td> <td>9名</td> <td>10月(7講座)</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>中級</td> <td>12月～3月(12講座)</td> <td>16名</td> <td>12月～3月(12講座)</td> <td>16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 初級・中級業務研修については、研修終了後に受講者から実施した講座内容、今後実施してほしい講座内容等に係るアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえ、基礎知識の確認や実務面への応用に関する説明に配慮する等、よりよい研修内容に改善していくための取組みを進めた。 また、平成18事業年度から受講対象を管理部・監査室を含めた職員全体に拡大したことを受け、特に初級業務研修については、計画的な受講をすすめ、平成19事業年度中に概ね全職員の受講を完了させた。</p>		18年度	19年度	研修回数	1回(12月)	1回(2月)	参加人数	78名	82名		18年度	19年度	研修回数	2回(3月)	2回(12、1月)	参加人数	11名	17名		18年度	19年度	研修回数	5回(9～2月)	3回(4～3月)	参加人数	8名	8名		18年度	19年度	研修回数	9回(7～2月)	9回(5～3月)	参加延べ人数	12名	11名		18年度		19年度		開催日	参加人数	開催日	参加人数	初級	4月(8講座)	10名	4月(7講座)	10名	9月(9講座)	9名	10月(7講座)	10名	中級	12月～3月(12講座)	16名	12月～3月(12講座)	16名
	18年度	19年度																																																													
研修回数	1回(12月)	1回(2月)																																																													
参加人数	78名	82名																																																													
	18年度	19年度																																																													
研修回数	2回(3月)	2回(12、1月)																																																													
参加人数	11名	17名																																																													
	18年度	19年度																																																													
研修回数	5回(9～2月)	3回(4～3月)																																																													
参加人数	8名	8名																																																													
	18年度	19年度																																																													
研修回数	9回(7～2月)	9回(5～3月)																																																													
参加延べ人数	12名	11名																																																													
	18年度		19年度																																																												
	開催日	参加人数	開催日	参加人数																																																											
初級	4月(8講座)	10名	4月(7講座)	10名																																																											
	9月(9講座)	9名	10月(7講座)	10名																																																											
中級	12月～3月(12講座)	16名	12月～3月(12講座)	16名																																																											

		<p>(3) 職員の業務運営能力の向上を図る観点から、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流を行うための検討を行う。</p>	<p>イ 外部有識者研修 隔月1回程度、外部有識者を講師として招き、海外資産の管理や金融商品取引法等をテーマとした研修を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>6回(5~3月)</td> <td>5回(5~3月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>193名</td> <td>137名</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 情報システム研修 ITリテラシーの向上を図るための情報及び情報システムのセキュリティに関する研修を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修回数</td> <td>1回(3月)</td> <td>1回(1月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>73名</td> <td>73名</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 外部セミナー等への参加 資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナー数</td> <td>34セミナー</td> <td>59セミナー</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>69名</td> <td>104名</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成18事業年度に創設した職員の大学院入学補助制度を活用し、職員1名が4月に入学し、現在受講中である。</p> <p>⑤ 海外で開催される運用機関主催の研修に職員1名を派遣し、併せて海外公的年金基金との打合せを実施した。終了後、報告会を開催し、米国の公的年金基金の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 研修：10月実施(ボストン) 報告会：12月実施</p> <p>⑥ 資金運用等の分野に関連する資格取得を支援するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度末</th> <th>19年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二次合格者数(累積)</td> <td>13名</td> <td>15名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 他の関係機関との人事交流について、平成18事業年度に引き続き、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行った。 その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け入れることとした。</p>		18年度	19年度	研修回数	6回(5~3月)	5回(5~3月)	参加延べ人数	193名	137名		18年度	19年度	研修回数	1回(3月)	1回(1月)	参加人数	73名	73名		18年度	19年度	セミナー数	34セミナー	59セミナー	参加延べ人数	69名	104名		18年度末	19年度末	二次合格者数(累積)	13名	15名
	18年度	19年度																																		
研修回数	6回(5~3月)	5回(5~3月)																																		
参加延べ人数	193名	137名																																		
	18年度	19年度																																		
研修回数	1回(3月)	1回(1月)																																		
参加人数	73名	73名																																		
	18年度	19年度																																		
セミナー数	34セミナー	59セミナー																																		
参加延べ人数	69名	104名																																		
	18年度末	19年度末																																		
二次合格者数(累積)	13名	15名																																		

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 2 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。</p> <p>○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。</p> <p>○職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験及び専門性の高い人材の獲得のための採用や管理運用法人の職員に対する専門性向上のための計画的な研修や資格取得の支援を積極的に推し進めた。</p>	<p>実績：○</p> <p>【運用経験者の採用】</p> <p>○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告・転職情報サイト等できる限り多様な手法を用いるとともに、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材をより広く募集を行った。</p> <p>その結果、金融機関等において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者等多様な人材を採用することができた。</p> <p>(業務実績第1. 2. (1) (P. 5) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【処遇・評価体制の整備】</p> <p>○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。</p> <p>また、処遇等については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。</p> <p>(業務実績第1. 2. (1) (P. 5) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【職員研修の実施】</p> <p>○ 職員の資質の向上等を図るため、年間85回の研修を実施し、延べ552名を受講させた。実施に当たっては、あらかじめ目的及びそのために必要なカリキュラム内容並びにふさわしい担当講師を検討の上、多様なメニューにより構成される研修計画を策定して計画的に実施した(具体的には、職員の基礎的な資質向上及び福利厚生のための一般研修(コンプライアンス研修、メンタルヘルス研修、基礎研修及び担当者研修)、資金の管理運用及びITの分野に係る専門的及び実務的な研修(初級・中級業務研修、外部有識者研修、情報システム研修、外部セミナーへの参加及び海外研修への派遣))。これにより日進月歩の金融工学等の成果を可能な限り吸収するとともに、コンプライアンスやITリテラシーの向上に寄与することができた。</p> <p>(業務実績第1. 2. (2) (P. 5) 参照)</p> <p>○ また、職員の年金積立金の管理及び運用に関する資質の向上を図るための初級・中級業務研修及び職員の大学院入学の補助制度を活用した専門実務研修の実施(職員1名が平成19年4月に入学し、現在受講中)並びに海外で開催される運用機関主催の研修に職員1名を派遣した(専門実務研修)。</p> <p>(業務実績第1. 2. (2) ①～⑤ (P. 5) 参照)</p>	<p>【 評価項目 2 】</p>	<p>評定</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>人材の専門性の高度化を進めるための対策については、中途採用について、積極的に外部の有能な人材確保に努める等、人件費の制約がある中で最大限の努力を行っているとして評価する。</p> <p>また、人事評価制度を創設し、報酬に結びつける等の報酬体系の見直しを行ったことは職員のインセンティブの向上に資すると考えられ評価に値する。さらに、職員の専門性向上のための職員研修については、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られていると認められる。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的に外部の有能な人材の確保に努めており、人材の充実に努めている(19年度は8名採用)。又、専門実務研修や大学院補助など能力アップにも注力している。法人全体としての運用管理能力の向上を図るという視点から、証券アナリストに積極的にチャレンジしており、資格者も倍増し、着実な成果をあげている。 アナリスト検定会員の数が増えており、運用能力の向上が計られている。限定された人員を制約条件とすれば、さらに一層の能力アップを図る必要はあろう。 運用経験者の積極的採用は評価出来る。 人件費の制約がある中で、高度な専門スキルを有する人材の採用、あるいは職員のスキルアップのための対応について対応がなされている。運用リターン向上に対する社会的要望も高く、そのための(給与以外の)職員の満足度を高めるための工夫なども考慮されている。 1の業務運営体制及び5の運営の効率化に伴う経費節減の評価の結果から判断してAと評価する。 ほぼ計画通り進捗させている。 研修制度に関しては、体系的な整備がなされているか疑問。

○資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。

実績：○

【証券アナリスト資格取得の支援措置】

- 資金運用等の分野に係る資格の取得を支援するため、証券アナリスト通信教育講座受講料の支援を行い、職員の専門性向上を図った。
(業務実績第1. 2. (2) ⑥ (P. 7) 参照)

○資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。

実績：○

【証券アナリストの資格取得者の増加】

- 実務研修や資金運用等の分野に係る資格の取得の支援及び運用経験者の採用により、証券アナリストの資格取得者(二次試験合格者も含む)が、期首13名から期末15名に増加するなど、職員の自己啓発に積極的に取り組む姿勢を導き出す環境をつくることができた。
(業務実績第1. 2. (1) (P. 5) 及び(2) ⑥ (P. 7) 参照)
- 採用者については、国内株式アクティブ運用受託機関をどのような構成とするか等について、実際の運用経験や高度な専門的知識を有する者ならではの能力を早速発揮するとともに、他の職員への刺激・啓発効果をもたらすなどの成果も上がっており、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与している。
(業務実績第1. 2. (1) (P. 5) 参照)

○中期目標期間中に他の関係機関との人事交流に取り組んだか。

実績：△(中期目標期間中)

【他の関係機関との人事交流】

- 他の関係機関との人事交流については、職員の能力、適性、専門性の確保等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について平成18事業年度に引き続き検討を行った。
その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け入れることとした。
(業務実績第1. 2. (3) (P. 7) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3. 業務管理の充実 業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 業務管理の充実 中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。 また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。 さらに、外部監査を毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 業務管理の充実 (1) 中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等については、四半期ごとに検証を行い、内部評価を実施することにより必要に応じて業務運営の改善を行うなど、円滑な業務運営に努めるとともに、その結果を職員一人一人に周知することにより、職員のさらなる意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、委員会を設置するなど内部統制を含めた業務管理の充実を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 業務管理の充実 (1) ① 平成18事業年度に構築した中期計画及び年度計画の達成状況把握のための仕組みに基づき、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営管理会議において各四半期終了後に把握した。その際、各個別の目標ごとの評価を併せて行い、問題点や課題を抽出するとともにその解決策を見つけるように努め、事業運営の改善が図られるようにした。 また、経営管理会議における評価結果等の内容については、各職員に対して個別に連絡して周知するとともに、それぞれの担当業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すことを通じて、職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及びその解決を図ることにより業務運営の改善を常に考えながら業務を行うよう努めた。 なお、平成19事業年度においては、中期計画及び年度計画の達成状況に係る内部手続きの簡素化を図ることにより、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告することとし、次期四半期以降の目標見直しの早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。 ② 主な業務改善への反映状況等は次のとおりである。 ア 平成18事業年度に検討を行った投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用に係る各運用受託機関構成に対して設定するベンチマークの変更を実施した。 イ 国内債券運用の規模拡大に伴い、発行・流通量の少ない事業債等の非国債において運用の自由度が低下するおそれがあることを考慮し、国内債券パッシブ運用機関について非国債を含まないNOMURA-BPI国債をベンチマークとする運用を行うこととした。 ウ 平成18年度業務概況書については、従前の業務概況書を全面的に見直し、改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。 エ 各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表に際し、グラフ化した過去データを追加するなど、内容の更なる充実を図った。 オ 一般競争入札及び企画競争の積極的实施に努めた。 ③ 職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任等の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理を次のとおり行った。 ア 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」(幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成)を平成19年10月に開催した。また、コンプライアンス推進のための対応策として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成した。 さらに、臨時職員・派遣職員を含む全役職員を対象としたコンプライアンス研修を平成19年11月に実施した。(第1.2.(2)①ア 再掲)</p>

		<p>(2) 監事の監査のほか、公認会計士又は監査法人の監査は毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1739 132 2353 254"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>1回(3月)</td> <td>1回(11月)</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>82名</td> <td>83名</td> </tr> </table> <p>イ 管理運用法人における運営リスク管理体制を確保するため、運営リスク管理に関する重要事項を審議する「運営リスク管理委員会」を平成19年5月に開催し、運営リスク及びその対応状況等の自己評価の取りまとめについて報告するとともに、役職員へ周知を図った。 また、運用委員会において運営リスクについての報告を行った。</p> <p>(2)</p> <p>① 監事による監査については、 監事監査規程に基づき、平成19年度監事監査計画を理事長あて通知し、次のとおり実施した。</p> <p>ア 平成18年度決算監査：平成19年6月 平成19年6月26日付で理事長宛に監査報告書を提出した。 関係法令、業務方法書に違反する重大な事実は認められなかったが、今後の業務運営上の参考にして欲しい事項として ・コンプライアンス及び運営リスク管理体制の一層の充実について ・業務・システム最適化計画の確実な推進について ・人事評価制度の実施について の3点を提示した。</p> <p>イ 業務運営状況の監査：通年 四半期ごとに作成されている「中期計画・年度計画の目標達成に向けた進捗・達成状況表」を中心に具体的な業務の監査把握を行った。</p> <p>ウ 運営リスク管理の実施状況の把握：平成20年2月 平成19年5月の運営リスク管理委員会で取りまとめを行った「運営リスク管理表」の項目について、各部(室)から資料の提供と説明を求め、対応状況について監査を行った。</p> <p>エ その他 運用委員会を傍聴するほか、経営管理会議への出席並びに理事以上決裁文書等の監事回付文書及び企画会議提出資料等の閲覧を行った。また、必要に応じて関係部(室)に質問等を行い監査した。 なお、平成19年7月から理事監事懇談会を3ヶ月に1回を目処として実施し、当面の管理運用法人経営管理上の諸問題について説明を受けるとともに意見交換することとした。出席者は理事長・理事と監事2名である。</p> <p>② 監査法人による監査については、平成19事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、平成18事業年度決算について会計監査を実施した(平成19事業年度決算についての会計監査は、平成20年6月に実施)。また、監査報告書については、運用委員会に報告した。</p>		18年度	19年度	研修回数	1回(3月)	1回(11月)	参加人数	82名	83名
	18年度	19年度										
研修回数	1回(3月)	1回(11月)										
参加人数	82名	83名										

③ 平成19事業年度内部監査については、平成19事業年度監査実施計画及び監査マニュアル等に基づき、次のとおり法令遵守及び受託者責任が徹底されているか等を中心に事前調査、面談による監査及び執務現場での実地監査を実施し、それぞれについて内部監査報告書にまとめ、理事長へ提出するとともに、各部室へ結果報告を行った。

年月	所管部室(課)名	備考
19.6	運用部	資産全体及び運用受託機関ごとのリスク管理状況等に関する監査
19.7	インハウス運用室	自家運用業務に係るリスク管理状況等に関する監査
19.9	管理部	フォロー監査(18事業年度監査結果通知に係る措置状況)
	調査室	全体 フォロー監査(18事業年度企画部監査結果通知に係る措置状況)
	運用部	資産全体及び運用受託機関ごとのリスク管理状況等に関する監査 フォロー監査(18事業年度監査結果通知に係る措置状況)
19.10	企画部	フォロー監査(18事業年度監査結果通知に係る措置状況)
	管理部総務課	全体
19.11	管理部経理課	契約及び支払関係
19.12	企画部	全体
	インハウス運用室	自家運用業務に係るリスク管理状況等に関する監査
	調査室	全体
	運用部	資産全体及び運用受託機関ごとのリスク管理状況等に関する監査
20.1	管理部総務課	全体
20.2	インハウス運用室	自家運用業務に係るリスク管理状況等に関する監査
	管理部経理課	全体
	運用部	全体
20.3	企画部	全体

④ 内部監査の充実・強化については、次の取組を実施した。

ア 監査実施体制について、各部室ごとに担当者(2名:主担当、副担当)を定め、室長代理及び当該担当者を中心に内部監査を実施し、進捗管理を的確に把握することとした。

イ 平成18事業年度に策定した内部監査の基本的考え方に基づき、内部監査の方法について、これまでの「面談方式」、「実地監査」に加え、「事前調査」を実施することにより、充実を図った。

ウ 平成19事業年度監査実施計画の策定及び監査の結果について、監事と協議、意見交換を行い、連携を図った。

エ 内部監査の終了後、監査対象部署との間で、指導事項等の認識の共有や今後の迅速な業務改善への反映を目的とした意見交換会を実施するとともに、指導事項等の改善状況のチェックのためのフォロー監査を実施した。

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 3 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○中期計画及び年度計画の進捗・達成状況等について、組織的かつ定期的に把握しているか。</p> <p>○内部評価を組織的かつ定期的に行っているか。</p> <p>○業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価の実施が業務改善や円滑化に反映されているか。</p> <p>○内部統制を含めた業務管理の充実のための措置をとり、職員の意識改革を図ったか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>業務の進捗状況等について、きめ細かく、かつ的確迅速に把握し、見出した問題点については適宜対応し、多くのより良い改善を行うことができた。</p>	<p>実績：○</p> <p>【中期計画及び年度計画の進捗・達成状況の把握】</p> <p>○ あらかじめ策定した四半期ごとの目標とそれらの進捗・達成状況を、経営管理会議において、各四半期が終了するごとに、項目ごとの実績を報告し、業務の遂行状況をきめ細かく、確実に把握した。</p> <p>また、進捗・達成状況に係る内部手続きの簡素化を図ることにより、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告することとし、次期四半期以降の目標見直しの早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。</p> <p>(業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 10) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【内部評価の実施】</p> <p>○ あらかじめ設定した四半期ごとの目標に対する進捗・達成状況を経営管理会議において把握する際に5段階評価による内部評価を実施した。その際、問題点や課題の抽出とその解決策を見出すように努め、次期四半期以降において事業運営の改善が図られるようにした。</p> <p>(業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 10) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【自己評価の業務改善や円滑化の反映】</p> <p>○ 内部評価については、その結果を踏まえて、役員によるトップダウンの指示が行われるとともに、各担当職員へのフィードバックの後にボトムアップの解決策の提案がなされるなど、業務改善・円滑化に反映させることができた。具体的な業務改善・円滑化の例は実績を参照のこと。</p> <p>(業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 10) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【業務管理の充実】</p> <p>○ 内部統制を含めた業務管理の充実を図るため、法令遵守の推進のための「コンプライアンス委員会」の開催、管理運用法人の運営リスク管理体制を確保するための「運営リスク管理委員会」の開催を行うとともに、これらを役職員に周知することで、職員のより一層の意識改革への取組みを行い、役職員の意識改革へ寄与できた。</p> <p>(業務実績第1. 3. (1) ③ (P. 10) 参照)</p> <p>○ 各業務の目標設定、達成度合いの把握とそれに対する評価を四半期ごとに繰り返すとともに、経営管理会議における四半期ごとの目標の達成状況及び内部評価結果を個別事項ごとに周知することを通じて、職員一人一人が自己の業務遂行上の課題の把握及び解決を通じた業務運営の改善を視野に置いて業務を行うよう図った。</p>	<p>【 評価項目 3 】</p>	<p>評定</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>業務管理の充実については、国内債券における国債型パッシブ運用を開始し、目標設定と実績管理が適切になされている。また、法令遵守の推進のためのコンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス・ハンドブックの作成・配布など、職員の意識改革への取り組みがなされており、着実に内部管理体制を構築していると評価する。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内債券運用における国債パッシブ運用をスタートさせるなど、計画に即した業務管理を行っている。コンプライアンス、内部監査についても引き続き着実に実施されている。 国債パッシブ運用を開始し、目標設定と実績管理が適切かつ上手になされている。その他業務管理も望ましいレベルが達成されている。 当初の計画が達成されている他、内部評価制度が機能していると考えられる。 進捗・達成状況について、四半期毎の報告が行われるなどディスクロージャーの向上、内部統制体制の充実などについて、対応が行われている。内部監査についても監査の回数を2倍弱にまで増加されている。 年度計画の進捗・達成状況の把握を四半期ごととするなどしてより積極的に遂行されていると判断し計画以上と評価する。 着実に内部管理体制を構築している。

○監事による監査を毎年度実施したか。

また、内部手続きの簡素化を図ることで、より迅速に次期四半期以降の目標設定、見直し及び業務管理を効率的に行うことができた。
(業務実績第1. 3. (1) ①② (P. 10) 参照)

実績：○

【監事による監査】

- 平成19事業年度の監事による監査については、「平成19年度監事監査計画」に基づき、業務運営状況に関する監査を通年で実施するとともに、平成18事業年度決算監査を実施した。
また、運営リスク管理の実施状況の監査を平成20年2月に実施した。
(業務実績第1. 3. (2) ① (P. 11) 参照)

○公認会計士又は監査法人による外部監査を毎年度実施したか。

実績：○

【監査法人による監査】

- 監査法人による監査については、平成19事業年度の期中監査を毎月実施するとともに、平成18事業年度決算について会計監査を実施した(平成19事業年度決算についての会計監査は、平成20事業年度に実施)。
(業務実績第1. 3. (2) ② (P. 11) 参照)

○法令遵守及び受託者責任の徹底を含め、内部監査の充実・強化を図ったか。

実績：○

【内部監査の充実・強化】

- 次のとおり、内部監査の充実・強化を図った。
 - ・ 平成19事業年度監査実施計画の策定及び監査マニュアルの見直し
内部監査の基本的考え方(平成18事業年度策定)に基づき、平成19事業年度監査実施計画の策定、監査マニュアルの見直しを行い、内部監査をより適正かつ効率的なものとした。
(ア)「事前調査」の導入
(イ) 主担当、副担当制の導入
 - ・ 監査の実施
監査実施計画及び監査マニュアル等に基づき、法令遵守及び受託者責任等を中心に内部監査を実施した。
監査結果については、内部監査報告書を理事長へ提出し、各部室への結果報告を行った。
 - ・ 監事との連携
監査実施計画の策定及び監査結果に係る協議、意見交換を実施した。
(業務実績第1. 3. (2) ③④ (P. 12) 参照)

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19事業年度業務実績						
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4. 事務の効率的な処理 (1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 事務の効率的な処理 (1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 事務の効率的な処理 (1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金(以下「年金積立金」という。)の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) 業務・システムの最適化計画に基づき、平成18年度に着手した資産統合管理システムの見直しについては、平成19年度中に透明性を確保する方式で調達を実施し、設計・開発に着手する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>4. 事務の効率的な処理 (1) 年金積立金の管理及び運用に関する情報システム(以下「資産統合管理システム」という。)については、</p> <p>① ベンチマーク変更等に対応するための所要のシステム改修を行い、資産管理に対して適切に対応した。</p> <p>② 情報端末等の見直しを行い、金融情報取得機器を1台削減した。 また、情報端末等の調達方法について見直しを行い、従来の随意契約から、ホームページ等に調達公告を掲載の上、企画競争等による調達方法に変更した。</p> <p>③ 「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(以下、「実現方策」という。)に基づき、平成19事業年度においては、次のとおり情報化の推進等に係る体制を強化した。</p> <p>ア 年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務の調達及び導入に関する支援及び助言を行うことを任務とする「情報化統括責任者(CIO)補佐官(MRKサービス導入担当)」を外部から公募し、選定した(7月)。</p> <p>イ 情報システム等の実務経験者を採用し、システム担当者を増員した。</p> <p>ウ 業務の効率的な実施を図るための「情報システム委員会」を開催し、平成19事業年度においては、12回開催した。 また、当該委員会の下部組織として、IT関連の案件選定及び進捗管理を行うプログラムマネジメント分科会及びIT関連プロジェクトの効率的な実施を図るためのプロジェクトマネジメント分科会を関係部署にまたがって設置した。</p> <table border="1" data-bbox="1748 1308 2353 1381"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報システム委員会</td> <td>7回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成19年3月28日に決定・公表した業務・システム最適化計画に基づき、「年金積立金データ管理(GPDR)システムの設計開発及び初期保守業務」及び「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務」の仕様書に関する意見招請を経て、一般競争入札(総合評価落札方式)により落札者を決定し、計画どおり設計・開発に着手した。</p>		18年度	19年度	情報システム委員会	7回	12回
	18年度	19年度							
情報システム委員会	7回	12回							

<p>(3) 電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>(3) 管理運用法人LANを有効に利用し、各種文書の電子化・ペーパーレス化を図り、事務処理の迅速化・効率化を行う。</p> <p>(注) 年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号)附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</p>	<p>(3) 平成18事業年度に引き続き、管理運用法人LANを活用して、役職員が共有して使用する文書の閲覧及びメールによる連絡文書の周知を行い、文書の電子化、ペーパーレス化を図った。</p> <p>【平成19事業年度にLANを活用した主な業務等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文書管理台帳の電子化 ② 総合法令検索システムを活用した内部規程等の電子化 ③ スケジュール管理、会議資料等の管理運用法人内情報の共有化 ④ 管理運用法人内の連絡・通知・回付文書の電子化 ⑤ 資料作成における調整作業
---	---	---	---

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目4】	評価	A	
<p>【評価の視点】</p> <p>○中期目標期間中に運用資産の管理等に関するシステムの整備等を行い、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行ったか。</p> <p>○システム構成及び調達方式の見直しを行い、システムコストの削減、業務運営の合理化、システム調達における透明性の確保等を図ったか。</p> <p>○業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに、業務及びシステムに関する最適化計画を策定・公表し、その後速やかにその計画を実施したか。</p> <p>○事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進したか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>システムについては、調達方法の競争性及び透明性を確保しつつ、世界一巨額な運用資産を効率的に管理するシステム設計について、多くの運用受託機関等との調整を図りながら、計画どおり進めている。</p> <p>実績：○</p> <p>【システムの整備】</p> <p>○ 資産統合管理システムの改修については、業務・システム最適化計画も視野に入れて中期的な観点から案件を精査し、計画的なシステム整備に努め、年金積立金の管理及び運用の効率的な実施を確保することができた。 (業務実績第1.4.(1) (P.15) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【調達方式等の見直し】</p> <p>○ 情報端末等について、金融情報取得機器の削減により、コストを削減した。 また、情報端末等の調達に当たっては、随意契約から企画競争等への変更、ホームページ等への調達公告掲載により、調達について競争性及び透明性を確保した。 (業務実績第1.4.(1) (P.15) 参照)</p> <p>○ 「年金積立金データ管理(GPDR)システムの設計開発及び初期保守業務」及び「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務」の調達については、仕様書に関する意見招請を経て、一般競争入札(総合評価落札方式)による調達を実施し、透明性を確保した。 (業務実績第1.4.(2) (P.15) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【業務・システム最適化計画の実施】</p> <p>○ 「年金積立金データ管理(GPDR)システムの設計開発及び初期保守業務」及び「年金積立金データ標準化(MRKサービス)業務」について、落札者決定後、情報化統括責任者(CIO)補佐官の適切な助言・指導により、計画どおり設計・開発に着手した。 (業務実績第1.4.(2) (P.15) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【事務処理の電子化・ペーパーレス化】</p> <p>○ 役職員が共有している文書の閲覧、内部の周知連絡、文書の回付等について、管理運用法人LANを積極的に活用するなど、文書のペーパーレス化を推進することができた。 (業務実績第1.4.(3) (P.16) 参照)</p>			<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>業務システムの最適化については、平成18年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、一般競争入札により落札者を決定し、設計・開発を進めており適切に行っていると評価する。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務システム最適化計画に即して、19年度に調達実施→設計開発に着手しており、透明性の高い形での契約を行い、デイリーベースのリスク管理に向けたシステムの構築が着実に進められているものと理解できた。 業務のシステム化が適切かつ積極的になされており、調達方式の見直しも積極的になされている。 当初計画以上の進捗が認められる。 随意契約から一般競争入札への移行など、契約形態の見直しが着実に進められている。 計画通りと遂行状況判断する。 ほぼ適切に行っている。 <p>＜その他意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発したシステムのリスク管理への利用を期待したい。 		

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを實現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行う。これを實現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。 なお、管理運用委託手数料については、運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を實現する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費及び業務経費については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置いて、引き続き業務の効率化に努める。 このうち人件費については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、経費節減を念頭に置いて、業務の効率化に努め、併せて国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な措置を講じる。 なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関及び資産管理機関の選定に際して、運用手法等に応じて効率的かつ合理的な水準を實現する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち6%超を削減した予算（退職手当を除く。）を作成し、その執行に当たり、借料の値下げ及び消耗品費等の節約や一般競争入札の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成17事業年度との比較で18.2%、平成18事業年度との比較で5.1%の執行に抑えることができた。</p> <p style="text-align: right;">(金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度 基準年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除対象経費</td> <td>1,351</td> <td>1,308</td> <td>1,267</td> </tr> <tr> <td>対17年度削減率</td> <td>—</td> <td>-3.2%</td> <td>-6.2%</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>—</td> <td>1,164</td> <td>1,105</td> </tr> <tr> <td>対17年度比</td> <td>—</td> <td>-13.8%</td> <td>-18.2%</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>-5.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、予算額に対して95.6%の執行に抑えることができた。 なお、平成18事業年度において順次中途採用したことに伴い、平成19事業年度においては、当該採用者にかかる人件費が満年度化したため、平成18事業年度に比べ人件費が増加した。 また、「行政改革の重要方針」を踏まえた経費削減目標を達成するため、平成19事業年度においては、次の取組を行った。</p> <p>① 職員の賞与について、0.1か月分相当の削減を行った。</p> <p>② 年功序列的な給与体系を改善し、職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等を内容とする給与改正を1月から実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度 基準年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>804</td> <td>761</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>対17年度削減率</td> <td>—</td> <td>-5.4%</td> <td>-7.1%</td> </tr> <tr> <td>執行額</td> <td>804</td> <td>713</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>執行割合</td> <td>—</td> <td>93.7%</td> <td>95.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(給与水準の適正性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数（年齢）は、平成19事業年度116.6と16.6ポイント上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数</p>		17年度 基準年度	18年度	19年度	削除対象経費	1,351	1,308	1,267	対17年度削減率	—	-3.2%	-6.2%	執行額	—	1,164	1,105	対17年度比	—	-13.8%	-18.2%	対前年度比	—	—	-5.1%		17年度 基準年度	18年度	19年度	予算額	804	761	747	対17年度削減率	—	-5.4%	-7.1%	執行額	804	713	714	執行割合	—	93.7%	95.6%
	17年度 基準年度	18年度	19年度																																												
削除対象経費	1,351	1,308	1,267																																												
対17年度削減率	—	-3.2%	-6.2%																																												
執行額	—	1,164	1,105																																												
対17年度比	—	-13.8%	-18.2%																																												
対前年度比	—	—	-5.1%																																												
	17年度 基準年度	18年度	19年度																																												
予算額	804	761	747																																												
対17年度削減率	—	-5.4%	-7.1%																																												
執行額	804	713	714																																												
執行割合	—	93.7%	95.6%																																												

では、100.0と同水準であり、適正な水準にあるものと考えている。
 なお、資産運用についてのさらなる専門性の向上を図るための職員採用にあたっては、内定者が管理運用法人の給与水準が低いことを理由に採用を辞退するなど、給与水準が隘路になっている。

(3) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、経費のうち2%超を削減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札、企画競争入札の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成17事業年度との比較で23.4%、前年度との比較で13.3%の執行に抑えることができた。

(金額単位：百万円)

	17年度 基準年度	18年度	19年度
削除対象経費	1,050	1,040	1,029
対17年度削減率	—	-1.0%	-2.0%
執行額		927	804
対17年度比	—	-11.7%	-23.4%
対前年度比	—	—	-13.3%

(4) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、次の取組みを実施した。

- ① 一般競争入札の範囲の拡大
 一般競争入札及び企画競争の拡大に努めたこと等により、平成18事業年度と比較し、一般競争入札は2回から7回に、企画競争は7回から14回に、それぞれ増加した。

【競争入札の主な事項】

	18年度	19年度
競争入札	2回	7回
事項	○業務概況書と文英訳業務 ○行徳宿舍配水管修繕工事	○セキュリティ関連規程及びシステム管理文書等の整備に係るコンサルティング業務 ○年金積立金データ管理（GPDR）システムの設計開発及び初期保守業務 ○年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務

【企画競争の主な事項】

	18年度	19年度
企画競争	7回	14回
事項	○調査研究業務 ○CIO補佐官委託業務 ○人材紹介業務	○調査研究業務 ○CIO補佐官（MRKサービス導入担当）委託業務

○基本ポートフォリオ策定等に係るコンサルティング業務

② 契約の見直し
 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、随意契約の点検・見直しを実施し、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定した。
 当該計画の達成に向け、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等(一般競争・企画競争)に移行するための必要な措置を講じ、平成20事業年度以降順次実施することとした。

③ 契約に係る情報公開
 一定金額以上の随意契約の公表について、公表項目を追加し、公表内容の充実に努めた。
 また、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」について、ホームページに公表を行った。

(5) 平成19事業年度における管理運用委託手数料の設定及び改定については、次のとおり実施した。

① 新規応募の運用機関
 ア 国内債券パッシブ(国債型)運用受託機関の選定に当たっては、定性評価で大きな差がなかったことから、管理運用委託手数料の水準を勘案して2社の採用を決定した。
 なお、管理運用委託手数料の水準については、応募のあった全運用機関に対し、当初提示の管理運用委託手数料の水準の引下げ交渉を実施した。

イ 国内株式アクティブ運用受託機関の選定に当たり、管理運用委託手数料の水準を勘案した評価を実施して、新規応募の運用機関7社の採用を決定した。
 なお、管理運用委託手数料の水準については、既存の運用受託機関も含め、運用スタイル(中間型、バリュー、グロース)ごとの平均水準を基準とし、高いと思われた9社について交渉を行い、4社の引下げを実現した。
 また、スタイル調整ファンドについても交渉を行い、引下げを実現した。

② 既存の運用受託機関
 ア 受託資産額が現在の管理運用委託手数料表の上限を超える又は超えるおそれのある運用受託機関に対し、管理運用委託手数料の逡減効果が働くよう管理運用委託手数料の改定を実施した(注:管理運用委託手数料表は、運用受託機関ごとに決定され、受託資産額階層別に管理運用委託手数料が規定されているが、当初決定時の管理運用委託手数料表においては、一定額以下の階層しかない)。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。
 i 国内債券パッシブ運用 : 3運用受託機関
 ii 外国債券パッシブ運用 : 2運用受託機関
 iii 外国株式パッシブ運用 : 3運用受託機関

イ パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、平成18年度、原則同額の配分から、管理運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更した。平成19事業年度についても引き続き継続し、支払い手数料の節減を図った。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。

			<ul style="list-style-type: none"> i 国内債券パッシブ運用 : 7運用受託機関 ii 国内株式パッシブ運用 : 7運用受託機関 iii 外国債券パッシブ運用 : 5運用受託機関 iv 外国株式パッシブ運用 : 8運用受託機関 <p>ウ 運用受託機関等説明会において、パッシブ運用受託機関に対し、資金配分の考え方（管理運用委託手数料の水準を考慮した配分について説明）について周知した。その結果、パッシブ運用受託機関1社から管理運用委託手数料の水準の引下げの申出があり、管理運用委託手数料の改定を実施した。対象となった運用受託機関の詳細は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券パッシブ運用 <ul style="list-style-type: none"> 1 運用受託機関 <p>③ 資産管理機関</p> <p>資産管理機関については、平成13年度に投資一任契約が認められたことにより、資産管理機関を採用し、資産の管理を行ってきた。当時は、資産管理ビジネスがようやく本格化した段階にあったことから、資産クラスごとに1機関とはせず、各資産管理機関に複数の資産を管理させることにより、資産クラスごとの管理能力の把握に努めてきた。</p> <p>一定期間を経過したことから管理運用法人は、業務システム最適化計画を推進することに併せ、資産移管に係る事務の効率化及び資産ごとのデータの統一による事務の効率化を図ることや資産集約による規模のメリットからの管理運用委託手数料の低減等を図ることを目的として、平成19事業年度に1資産クラス1資産管理機関に集約することとした。</p> <p>資産管理機関の選定に当たっては、公募を行うとともに、あらかじめ定めた審査基準に基づき審査を行い、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え、業務・システム最適化計画における年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、下記のとおり資産管理機関4社を各資産の集約先として決定した。</p> <p>なお、資産管理機関の集約における移管事務については、平成20事業年度以降の複数事業年度にかけて行う予定であり、事務の効率化及び管理コストの低減等の効果については、移管事務の進捗に併せて漸次実現されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内債券 : 資産管理サービス信託銀行株式会社 ・国内株式 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 ・外国債券 : ステート・ストリート信託銀行株式会社 ・外国株式 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	S	【 評価項目 5 】	評価	A
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。 業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。 <p>【評価の視点】</p> <p>○一般管理費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上削減したか。</p> <p>○随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号）等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。</p>	<p>（理由及び特記事項）</p> <p>様々な経費節減に努めてきているが、特に資産管理機関の集約化のための選定を実施し、集約における移管事務の進捗に併せて、管理コストの低減が漸次実現する仕組みを構築したことで、将来的な経費節減が期待される。また、管理運用委託手数料についての引下げ交渉等を粘り強く行ってきたことで、経費の節減を図った。</p> <p>【数値目標】</p> <p>平成17事業年度との比較で18.2%、平成18事業年度との比較で5.1%縮減した。 （業務実績第1.5.(1)（P.18）参照）</p> <p>平成17事業年度との比較で23.4%、平成18事業年度との比較で13.3%縮減した。 （業務実績第1.5.(3)（P.19）参照）</p> <p>実績：○</p> <p>【一般管理費の削減】</p> <p>○一般管理費については、借料の値下げ及び消耗品費等の節約や一般競争入札の拡大に努めたこと等により、平成17年度との比較で18.2%、前年度との比較で5.1%縮減した。 （業務実績第1.5.(1)（P.18）参照） （一般競争入札の平均落札率は、59.4%）</p> <p>実績：○</p> <p>【契約の見直し】</p> <p>○一般競争入札の範囲の拡大 一般競争入札及び企画競争の拡大に努めたこと等により、平成18事業年度と比較し、一般競争入札件数、企画競争件数ともに前年度の実績を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の実施回数 前年度2回から7回に拡大 企画競争の実施回数 前年度7回から14回に拡大 <p>（業務実績第1.5.(4)①（P.19）参照）</p> <p>○契約の見直し 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、随意契約の点検・見直しを実施し、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定した。 当該計画の達成に向け、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争・企画競争）に移行するための必要な措置を講じ、平成20事業年度以降順次実施することとした。 （業務実績第1.5.(4)②（P.20）参照）</p> <p>○契約に係る情報公開 一定金額以上の随意契約の公表について、公表項目を追加し、公</p>			<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>資産管理機関の集約については、これにより、今後事務の効率化及び管理コストの大幅な低減等の効果が実現していくことと考えられ、積極的な取り組みが行われているものと評価する。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画を上回る効率化による経費削減を実現できており、質の高い人材の確保と相俟って、着実に進捗できている。資産管理の集約化について、事務の効率化と管理手数料の低減に効果をあげた。1資産クラスについて1資産管理機関が行うという形により、19.2億円のコスト削減が実現できたことは特筆に値する（3b pの手数料水準はおそらく最低水準と思われるが）。 資産管理機関の集約を行い、事務コストの削減と、資産管理の適切性を高めており、積極的な取り組みがなされている。 管理費の削減、契約の見直しが、具体的な数値として確認出来る。また運用機関の集約による手数料の削減が図られた。 一般管理費、業務経費の節減が着実に進んでいる。資産管理機関について大幅な削減を達成させるような対応が実施された。資産管理機関の集約により手数料の節減を図った点を評価し計画以上とした。ただ、運用は運用機関に委託していることから、資産管理の効率化を図ることが、本法人の主たる目的で、行われるべき対応とも言えるのではないかと見なされる。 <p>＜その他意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理コストだけではなく、運用コストについても更なる削減努力に期待したい。 資産管理機関の集約についての効果は、今後の具体的効果を見たい。 	

○一般管理費のうち人件費について、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行うため、中期目標の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行ったか。

○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。

○業務経費について、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減したか。

○管理運用委託手数料について、対象資産、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現したか。

表内容の充実に努めた。

また、平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」について、ホームページに公表を行った。

（業務実績第1.5.(4)③（P.20）参照）

実績：○

【人件費の削減】

○ 人件費については、予算額に対して95.6%の執行に抑えることができた。また、具体的な人件費抑制策として、職員の賞与について0.1か月分相当の削減を行った。

なお、平成17事業年度を基準として、11.2%の削減となった。

（業務実績第1.5.(2)（P.18）参照）

実績：○

【役職員の給与改定】

○ 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等を内容とする給与改定を平成20年1月から実施し、人件費上昇の抑制に寄与した。

（業務実績第1.5.(2)（P.18）参照）

実績：○

【業務経費の削減】

○ 業務計画の見直し等による節減や一般競争入札、企画競争入札の拡大に努めたこと等により、平成17事業年度との比較で23.4%、前年度との比較で13.3%縮減した。

（一般競争入札の平均落札率は、76.0%）

（企画競争契約の対予定価格平均落札率は、93.0%）

（業務実績第1.5.(3)（P.19）参照）

実績：○

【管理運用委託手数料の水準】

○ 管理運用委託手数料について、パッシブ運用又はアクティブ運用等の運用手法に応じ、また、資産管理機関の集約により効率的かつ合理的な水準を実現した。

- ・ 新規応募の国内債券パッシブ（国債型）及び国内株式アクティブの運用受託機関の選定の際に引下げ交渉を行い、その結果、変更前と比べ約2.1億円の支払い手数料の節減に努めた。

- ・ 既存の運用受託機関については、受託資産額が現在の管理運用委託手数料表の範囲を超える又は超えるおそれのある運用受託機関に対する管理運用委託手数料の改定を実施したことや、パッシブ運用受託機関に対する配分基準を、原則同額の配分から、管理運用委託手数料の水準が低い運用受託機関により多く配分することに変更したこと等により、変更前と比べ約4.5億円の管理運用委託手数料の節減に努めた。

- ・ 資産管理機関については事務の効率化や資産集約による規模のメ

リットからの管理コストの低減等を図ることを目的として、1資産
1資産管理機関に集約した。この集約効果を平成19事業年度末の
資産残高を基に試算すると、現在の管理運用委託手数料と比べ、約
19.2億円の節減が図られることになる。なお、資産管理機関の
集約における移管事務については、平成20事業年度以降の複数事
業年度にかけて行う予定であり、事務の効率化及び管理コストの低
減等の効果については、移管事務の進捗に併せて漸次実現されるこ
ととなる。

(業務実績第1.5.(5) (P.20) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 受託者責任の徹底 年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令及び中期計画第8の1の（6）に定める管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 受託者責任の徹底 （1）平成19事業年度においては、受託者責任の徹底を図る観点から、次のとおり管理運用法人において、責任体制の明確化、関係法令及び管理運用方針の遵守の徹底等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年金積立金の管理及び運用業務に係るすべての意思決定、進捗状況の把握等については最高責任者である理事長が務めることとされている。その際、理事長に対する必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図り、理事長が意思決定、進捗状況の把握等を適切・迅速に実施した。 ② 平成18事業年度に引き続き、重要なもの以外の事務等の処理については、効率的な業務実施のため、専決権者に行わせることとし、具体的な当該事務及び対応する専決権者名を文書処理規程として文書化して定め、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲も組織規程として細かく文書化することにより、曖昧さを除去するように努め、その責任の所在及び範囲を明確にしている。 ③ 関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらを管理運用法人LANに掲載するなどにより役職員へ周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施した。 ④ 厚生労働省から、大臣任命である理事長、監事及び運用委員会委員の解任以外の停職、減給等は理事長が行うとの解釈が示され、これに基づき制裁規程を改正した。これについては運用委員会に報告した。 ⑤ 株取引等については、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう徹底を図る観点から、これまでは運用関係役職員の自粛に止めていた取扱いをあらため、禁止事項、事前承認を要する事項を明確にした「株式等の取引等に関する規程」を制定し、コンプライアンス研修等において周知を図った。 <p>（2）運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新規の外国債券アクティブ運用受託機関（2ファンド）及び新規の国内債券パッシブ運用受託機関（2ファンド）に対しては契約締結時に、既存の外国債券アクティブ運用受託機関（5ファンド）についてはベンチマーク変更に伴う運用ガイドラインの見直し時点で、ガイドラインにおいて関係法令等の遵守について明記したものを提示した。 ② 平成19年5月16日、17日及び22日に運用スタイル別に分けて開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法

			<p>ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入などのコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るための株主議決権行使への取組み コ 資産管理上の留意点</p> <p>③ 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ SAS70等内部統制監査の項目等 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p><資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 なお、SAS70等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>(3) 自家運用の資産管理機関及び取引先における関係法令等の遵守を徹底するために、次の措置を講じた。</p> <p>① 平成18事業年度に自家運用の資産管理機関に対して提示した「委託資産管理に関するモニタリング取扱」に基づき、資産管理機関より「自家運用の特定運用信託に係るモニタリング資料」を徴求し、資産管理の体制、有価証券の保管状況、信託資産の照合処理状況等について適時かつ適正に処理されていることを確認した。 また、約定取引、受渡、資金決済処理及び有価証券等の保管・振替記帳等の業務について、資産管理機関の外部監査法人の監査報告書を徴求し、適時かつ</p>
--	--	--	---

適正に処理されていることを確認した。

- ② 自家運用の取引先に対しては、法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについて、情報を収集したうえで必要に応じて取引停止とし、また、取引先として問題がないと判断された時点で取引を再開する適切な措置を講じた。

随時のミーティング等（平成19年4月～平成20年3月末）4社 5回（具体的な措置は（4）②参照）

（4）

- ① 運用受託機関等に法令違反等のため金融監督当局から処分等があったものについては、情報を収集し、又は直接当該運用受託機関等から報告を求めることとしているが、該当する事例はなかった。

また、リスク管理指標の管理目標値の遵守違反等運用ガイドライン違反に該当する事例については、随時ミーティングを実施し、状況を確認して資金配分停止等の適切な措置を講じた。

ア A社

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
19. 5. 14	運用体制の重大な変更について事前の報告がなかったこと。	報告義務違反の詳細な内容の報告と再発防止策の検討を指示。
19. 5. 18		詳細な内容の報告と再発防止策を含めた報告書を受理。
19. 5. 30		再発防止策の実行状況を注視することとし、当分の間資金配分の停止を決定した（その後、運用体制の重大な変更により運用に支障が生じたと認められたため、警告を実施して資金配分の停止を継続した。）。

イ B社

年月日	ガイドライン違反の内容等	管理運用法人の対応
19. 10. 16	19. 7. 11 のシステムチェック（債券先物取引）の事務過誤に続いて、再度、システムチェックに起因するリスク管理指標（為替先渡取引）の管理目標値の遵守違反が判明。	遵守義務違反の詳細な内容の報告と再発防止策の検討を指示。
19. 10. 29		詳細な内容の報告と再発防止策を含めた報告書を受理。
19. 11. 9		システムチェックの不具合に起因する管理目標値の逸脱等が続いたことから、リスク管理体制及び新たなシステム開発等再発防止策の実行状況が確

			<table border="1" data-bbox="1748 138 2585 216"> <tr> <td data-bbox="1748 138 1881 216"></td> <td data-bbox="1881 138 2217 216"></td> <td data-bbox="2217 138 2585 216">認できるまで、当分の間資金配分の停止を決定。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1798 254 2754 359">② 自家運用の短期運用先及び債券の売買の取引先に法令違反等のため関係監督官庁からの処分等があったものについては、情報を収集し、また直接取引先から報告を求め、取引停止等の適切な措置を講じた。</p> <p data-bbox="1822 401 2059 428">ア C社（短期資産）</p> <table border="1" data-bbox="1846 432 2694 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 432 1982 470">年月日</th> <th data-bbox="1982 432 2318 470">金融庁の処分等</th> <th data-bbox="2318 432 2694 470">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 470 1982 621">19. 6. 11</td> <td data-bbox="1982 470 2318 621">金融庁による行政処分（コンプライアンス態勢及び内部管理体制等を整備・強化）</td> <td data-bbox="2318 470 2694 621">業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 621 1982 730">19. 11. 7</td> <td data-bbox="1982 621 2318 730">業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。</td> <td data-bbox="2318 621 2694 730">金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1822 768 2059 795">イ D社（短期資産）</p> <table border="1" data-bbox="1846 800 2694 1024"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 800 1982 837">年月日</th> <th data-bbox="1982 800 2318 837">金融庁の処分等</th> <th data-bbox="2318 800 2694 837">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 837 1982 915">19. 6. 28</td> <td data-bbox="1982 837 2318 915">金融庁による行政処分（経営健全化計画の履行）</td> <td data-bbox="2318 837 2694 915">業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 915 1982 1024">19. 8. 27</td> <td data-bbox="1982 915 2318 1024">業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。</td> <td data-bbox="2318 915 2694 1024">金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1822 1062 2193 1089">ウ E社（債券の売買の取引先）</p> <table border="1" data-bbox="1846 1094 2694 1467"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 1094 1982 1131">年月日</th> <th data-bbox="1982 1094 2318 1131">金融庁の処分等</th> <th data-bbox="2318 1094 2694 1131">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 1131 1982 1283">19. 10. 19</td> <td data-bbox="1982 1131 2318 1283">証券取引等監視委員会の勧告（顧客に関する親会社からの非公開情報の受領、利用等）</td> <td data-bbox="2318 1131 2694 1283">当該勧告を踏まえ取引を停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 1283 1982 1360">19. 10. 26</td> <td data-bbox="1982 1283 2318 1360">金融庁による行政処分（業務改善命令）</td> <td data-bbox="2318 1283 2694 1360">業務改善計画の提出等の確認まで、引き続き取引を停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 1360 1982 1467">19. 11. 27</td> <td data-bbox="1982 1360 2318 1467">業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。</td> <td data-bbox="2318 1360 2694 1467">金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1822 1505 2193 1533">エ F社（債券の売買の取引先）</p> <table border="1" data-bbox="1846 1537 2694 1801"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 1537 1982 1575">年月日</th> <th data-bbox="1982 1537 2318 1575">金融庁の処分等</th> <th data-bbox="2318 1537 2694 1575">管理運用法人の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 1575 1982 1692">19. 12. 3</td> <td data-bbox="1982 1575 2318 1692">証券取引等監視委員会の勧告（証券会社外務員個人に対するもの）</td> <td data-bbox="2318 1575 2694 1692">当該勧告を踏まえ取引を停止。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1846 1692 1982 1801">20. 2. 29</td> <td data-bbox="1982 1692 2318 1801">金融庁による当該会社組織への処分勧告はなされていないことが判明。</td> <td data-bbox="2318 1692 2694 1801">左記事項を確認の上、取引を再開。</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1762 1839 2754 1906">(5) 管理運用法人に設けられた運用委員会を平成19事業年度において9回開催し、次のとおり、管理運用業務に関する事項について議論または報告を行った。</p>			認できるまで、当分の間資金配分の停止を決定。	年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応	19. 6. 11	金融庁による行政処分（コンプライアンス態勢及び内部管理体制等を整備・強化）	業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。	19. 11. 7	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。	年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応	19. 6. 28	金融庁による行政処分（経営健全化計画の履行）	業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。	19. 8. 27	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。	年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応	19. 10. 19	証券取引等監視委員会の勧告（顧客に関する親会社からの非公開情報の受領、利用等）	当該勧告を踏まえ取引を停止。	19. 10. 26	金融庁による行政処分（業務改善命令）	業務改善計画の提出等の確認まで、引き続き取引を停止。	19. 11. 27	業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。	年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応	19. 12. 3	証券取引等監視委員会の勧告（証券会社外務員個人に対するもの）	当該勧告を踏まえ取引を停止。	20. 2. 29	金融庁による当該会社組織への処分勧告はなされていないことが判明。	左記事項を確認の上、取引を再開。
		認できるまで、当分の間資金配分の停止を決定。																																											
年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応																																											
19. 6. 11	金融庁による行政処分（コンプライアンス態勢及び内部管理体制等を整備・強化）	業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。																																											
19. 11. 7	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。																																											
年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応																																											
19. 6. 28	金融庁による行政処分（経営健全化計画の履行）	業務改善計画の提出等の確認まで、取引を停止。																																											
19. 8. 27	業務改善計画書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。																																											
年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応																																											
19. 10. 19	証券取引等監視委員会の勧告（顧客に関する親会社からの非公開情報の受領、利用等）	当該勧告を踏まえ取引を停止。																																											
19. 10. 26	金融庁による行政処分（業務改善命令）	業務改善計画の提出等の確認まで、引き続き取引を停止。																																											
19. 11. 27	業務改善報告書を金融庁が受理した旨の報告内容を確認。	金融庁からその他の指導や要請が無いことを確認し、取引を再開。																																											
年月日	金融庁の処分等	管理運用法人の対応																																											
19. 12. 3	証券取引等監視委員会の勧告（証券会社外務員個人に対するもの）	当該勧告を踏まえ取引を停止。																																											
20. 2. 29	金融庁による当該会社組織への処分勧告はなされていないことが判明。	左記事項を確認の上、取引を再開。																																											

- ① 基本ポートフォリオ、平成20事業年度のポートフォリオ管理、外国株式アクティブ運用の運用受託機関構成の見直し及び管理運用方針の改正（案）について議論を行った。
- ② 平成18事業年度の業務実績、平成19事業年度の四半期ごとの運用状況、各月のリスク管理状況、運用受託機関等の選定、管理及び評価の結果、議決権行使状況、財投債の引受実績、平成20事業年度の寄託予定額の配分内訳、外国株式ベンチマークの指数構築方法の変更（エンハンスメント）に伴う対応及び基本ポートフォリオの検証方法等に関する事項について説明並びに報告を行った。

上記運用委員会における議論を踏まえた結果、基本ポートフォリオの検証方法、外国株式アクティブ運用の運用受託機関構成の見直しについてなど業務に反映することができた。

	18年度	19年度
運用委員会	8回	9回

(6)

- ① 年金資金運用基金時代の平成13年4月から平成16年6月までの4ヵ年度分に対する米国株式の配当課税に係る還付金の還付について、外部の専門機関たる法律事務所を積極的に活用し、訴訟を提起するなど対応した結果、米国内国歳入庁（IRS）との和解が成立し、約245億円の還付金を受領した（受けとる目処がたった平成18事業年度の236億円との差額は為替の影響等によるもの。）。
 - ② 有価証券報告書虚偽記載により、旧年金資金運用基金が委託者兼受益者である信託財産において多額の損害を被ったことから、平成17事業年度に提訴した西武鉄道株式会社等の訴訟及び平成18事業年度に提訴した株式会社ライブドアの訴訟については、訴訟の進捗状況を注視するとともに、原告信託銀行及び弁護士事務所との連携を図った。平成19事業年度においては、次のとおり口頭弁論が行われた。
 - ア 西武鉄道株式会社等に係る訴訟

平成19事業年度においては、5回の口頭弁論が行われた。
 - イ 株式会社ライブドアに係る訴訟

平成19事業年度においては、1回の口頭弁論が行われた。

なお、株式会社ライブドアについては、平成20年6月13日に第一審判決があり、原告の請求が一部認められなかったため、同月26日に信託銀行において控訴した。

評価の視点等	自己評定	A	【評価項目6】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。</p> <p>○受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行ったか。</p> <p>○運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成18事業年度に理事長の意思決定のための会議体を設置したことに加え、平成19事業年度には各部署等の責任等について明確化を図ることができ、役職員の関係法令等の遵守についても、更なる充実を図るため、新たな規程等を整備し、研修を実施した。</p> <p>また、運用受託機関等に対しては、関係法令等遵守違反等の場合には、資金配分停止等のペナルティを課すなどした。</p> <p>さらに、管理運用法人のガバナンス機能である運用委員会を積極的に開催した。</p>	<p>実績：○</p> <p>【責任体制の明確化】</p> <p>○ 重要な意思決定等について審議を行う際には、部長相当職以上で構成する企画会議を行い、進捗状況の把握等を行うための、監事を構成メンバーに含む経営管理会議を開催した。これにより、理事長による適切・迅速な意思決定の確保及び進捗状況の把握等に資するために必要な判断材料の提供及び関係幹部との状況・情報の共有を図ることができた。</p> <p>また、各部署の所掌事務に係る権限と責任の範囲を細かく文書化することにより、各担当ごとの責任の所在及び範囲を明確にしている。(業務実績第2. 1. (1) ①及び② (P. 25) 参照)</p>	<p>実績：○</p> <p>【受託者責任を踏まえた役職員への研修】</p> <p>○ 関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底のため、各役職員にとってアクセスの容易な管理運用法人LANへの掲載、法令遵守の推進の体制整備としてのコンプライアンス委員会の開催、役職員の服務規律の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックの作成配付及びコンプライアンス研修の実施等、様々な手段や機会を設けて遵守事項の周知を図ることができた。</p> <p>また、株取引等については、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について国民から疑念を受けないよう徹底を図る観点から、これまでは運用関係役職員の自粛に止めていた取扱いをあらため、禁止事項、事前承認を要する事項を明確にした「株式等の取引等に関する規程」を制定し、コンプライアンス研修等において周知を図ることができた。(業務実績第2. 1. (1) ③～⑤ (P. 25) 参照)</p>	<p>評定</p>	<p>実績：○</p> <p>【運用受託機関等に対する関係法令等の遵守】</p> <p>○ 新規の外国債券アクティブ運用受託機関（2ファンド）及び新規の国内債券パッシブ運用受託機関（2ファンド）に対しては契約締結時に、既存の外国債券アクティブ運用受託機関（5ファンド）についてはベンチマーク変更に伴う運用ガイドラインの見直し時に、関係法令等の遵守について明記したガイドラインを提示した。</p> <p>なお、運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等運用受託機関等と会する各般の機会を</p>

<委員会としての評定理由>

受託者責任の徹底への取り組みについては、意思決定の仕組みの構築による責任体制の明確化、運用受託機関を集めての説明会や法令遵守ガイドラインの策定など引き続き着実な取り組みが行われていると評価する。

<各委員の評定理由>

- 受託者責任を果たすための、経営管理会議、企画会議等を円滑に機能させており、コンプライアンス推進体制（関係法令等の遵守）も徹底できているものと思われる。運用委員会についてもタイムリーなテーマを中心に十二分に活用できている、業務にも反映されている。
- 受託者責任の達成に関して、必要な仕組みづくりと運営がなされている。
- 組織・制度の両面で、受託者責任を果たすため複数の方策が実施されている。
- コンプライアンス体制、ガバナンス機能の体制作りが行われている。
- 体制等の整備は適切に遂行されている判断する。
- 全般的に適切に行っている。

<その他意見>

- さらなる仕組みの精緻化は必要だが、大幅な改善は困難なのではないか。

捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行った。
(業務実績 第2. 1. (2) (P. 25) 及び(4) (P. 27) 参照)

【運用委員会】

- 管理運用法人に対するガバナンス機能の一つとして、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから厚生労働大臣により任命された11人以内の委員により組織される運用委員会を9回開催し、管理運用業務に関する事項について報告するなどにより、監視を受けるとともに、同委員会における議論を踏まえた結果を業務に反映することができた。
(業務実績第2. 1. (5) (P. 28) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																		
<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 専門性の向上 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 専門性の向上 (1) 職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。</p> <p>(2) 内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。</p> <p>(3) 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>2. 専門性の向上 (1) 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、運用実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。</p> <p>(参考) ・平成19年4月より順次採用7名(平成19事業年度採用実績) ・平成20年4月1日付け採用1名(平成19事業年度に採用内定)</p> <table border="1" data-bbox="1745 835 2353 947"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者総数</td> <td>196名</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>8名</td> <td>7名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(第1.2.(1)再掲)</p> <p>(2) ① 基本ポートフォリオの検証等に活用するため、内外の経済動向について、過去及び現下の経済動向に係る様々なデータに加え、中長期的な経済のトレンドに係る様々なレポートについても積極的に収集及び整理を行った。 ② 管理運用手法の高度化、管理運用法人の課題の解決を進める等の観点から、外国株式に係る議決権行使等のテーマについて外部の専門調査研究機関に調査研究を委託して行った。また、機動的な対応を求められるテーマについては、コンサルタントの活用が有効であることから、企画競争により運用コンサルタント及び基本ポートフォリオ策定支援コンサルタントを採用した。 研究結果及びコンサルティングの内容については、外国株式議決権行使に係る調査研究を受けた運用受託機関の定性評価の精度向上や、外国株式アクティブ運用受託機関の公募に際しての運用受託機関構成の見直しの検討に活用したことに加え、平成20事業年度以降に検討予定であるリバランスルールや基本ポートフォリオの見直しの際の検討材料の一部とすることとしている。</p> <p>(3) 職員の専門性の向上を図る観点から、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に積極的に参加するとともに、他の年金運用基金との意見交換等を行うことにより、先進的な事例等の収集に努めた。</p> <table border="1" data-bbox="1745 1749 2353 1860"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セミナー数</td> <td>34セミナー</td> <td>58セミナー</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>69名</td> <td>101名</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	応募者総数	196名	71名	採用者数	8名	7名		18年度	19年度	セミナー数	34セミナー	58セミナー	参加延べ人数	69名	101名
	18年度	19年度																			
応募者総数	196名	71名																			
採用者数	8名	7名																			
	18年度	19年度																			
セミナー数	34セミナー	58セミナー																			
参加延べ人数	69名	101名																			

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 7 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○運用経験者の採用など、資質の高い人材の確保を図ったか。(再掲)</p> <p>○資質の高い人材を確保できるような処遇・評価体制を導入したか。(再掲)</p> <p>○内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努めたか。</p> <p>○管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施したか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>独立行政法人に課せられる制約がある中で、実務経験や専門性の高い人材の獲得のための採用を積極的に推し進めた。</p> <p>さらに、外部専門調査研究機関を効果的に活用することにより、管理運用手法の高度化を図ることができた。</p> <p>実績：○</p> <p>【運用経験者の採用】</p> <p>○ 運用経験者の採用に当たっては、ホームページによる募集に加え、新聞求人広告・転職情報サイト等できる限り多様な手法を用いるとともに、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするなど、資質の高い人材をより広く募集を行った。その結果、金融機関等において株式及び債券に係る管理運用の企画、情報システム等の実務経験や専門的知識を有する者等多様な人材を採用することができた。</p> <p>(第1. 2. (1) (P. 5) 再掲)</p> <p>実績：○</p> <p>【処遇・評価体制の整備】</p> <p>○ 採用者の配置に当たっては、民間での経験及び能力等を評価し、専門性が最大限活かせる部署に決定した。また、処遇等については、年齢及び学歴のみならず、保有資格、民間での運用等の経験の内容及びその期間等を十分考慮した上で決定した。</p> <p>(第1. 2. (1) (P. 5) 再掲)</p> <p>実績：○</p> <p>【内外の経済動向の把握】</p> <p>○ 内外の経済動向を情報端末等で把握することに努めるとともに、外部の専門調査機関等が主催するセミナーや研修に参加すること等を通じて、内外の先進的な事例等の情報収集に努めた。</p> <p>(業務実績第2. 2. (2) ① (P. 32) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【管理運用手法の高度化を図るための調査研究】</p> <p>○ 管理運用手法の高度化を進める観点から、外部の専門調査研究機関に外国株式に係る議決権行使等のテーマについて調査研究を委託した。また、企画競争により運用コンサルタント及び基本ポートフォリオ策定支援コンサルタントを採用して調査研究を行った。研究結果については、運用受託機関の定性評価の精度向上、外国株式アクティブ運用受託機関の公募に際しての運用受託機関構成の見直しの検討に活用した。今後は平成20事業年度以降に検討予定である基本ポートフォリオの見直し等に際して活用する予定である。</p> <p>(業務実績第2. 2. (2) ② (P. 32) 参照)</p>			<p>評定</p> <p>A</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>給与水準に独立行政法人に課せられる制約がある中で、金融の専門知識を持った人材の確保に向けて精力的な取り組みがなされていると評価する。</p> <p>また、管理運用手法の高度化のための調査研究についても、調査と工夫が積極的に図られている。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 人材確保、研修等を通じて専門性の向上に努めている。基本ポートフォリオ、マネージャーストラクチャーなど業務運営に必要な事項についての調査研究が進められている。 運用手法、管理手法の高度化のための調査と工夫が積極的に図られている。 当初計画は達成されたものの、専門性について特出した実績は認められない。 平成22年度の基本ポートフォリオ策定に関する調査・研究などが行われている。 第一グループの2.業務運営能力の評価に連動するので計画以上の評価とした。 適切に行っている。

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績												
<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 情報公開の徹底 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速な情報公開を行う。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページ等を活用し、以下の情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保する。 なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p>	<p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>3. 情報公開 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、ホームページの活用のみならず、運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換並びに専門誌等への寄稿を通じ、積極的な情報公開に努め、事業の公正かつ透明性を図った。 なお、平成18事業年度においてホームページに対する外部による評価として、「日経パソコン」誌（2007.1.8号）において独立行政法人ホームページの使いやすさのランキングが公表され、104法人中第3位の評価を得ることができたが、当該審査において低評価であった項目について、次のとおり早急に改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイトのプライバシーポリシーを策定し、ホームページに掲載した。 ・ アンケート等について、暗号化通信（SSL）を導入することにより、利用者情報の安全性確保に努めた。 <p>(参考) ホームページ（原則トップページ）アクセス件数</p> <table border="1" data-bbox="1754 869 2353 947"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>170千件</td> <td>209千件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金運用に係るシンポジウム及び講演会等の機会を捉えて関係機関に対しても年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について積極的に説明を行った。 平成18年度業務概況書においては、ポイントをコンパクトにまとめて、グラフを使用するなど、分かりやすい表現になるよう工夫を凝らし、ホームページに公表した。 また、基本ポートフォリオ並びに年金積立金の管理及び運用におけるリスク等に関する分かりやすい一般国民向けのQ&Aを作成し、ホームページに追加掲載することの検討に着手した。</p> <p>(講演等の具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券アナリスト協会において、理事長が『公的年金運用を考える』と題し、公的年金運用に関する講演を行った。 ・ 社会保障基金国家評議会（SSF）主催のコンファレンスに役職員が参加し、理事長が管理運用法人の投資戦略について講演を行うとともに、海外の公的年金基金と意見交換を行った。 ・ ペンションズ&インベストメンツ（P&I）主催のシンポジウムにおいて、理事長がパネリストとして参加し、『真のリスク分散を実現させるための実践的課題は何か』について、ディスカッションを行った。 ・ 専門誌等への寄稿により管理運用法人の取組み等を積極的に情報公開した。 <p>(ホームページアクセス件数)</p> <table border="1" data-bbox="1754 1787 2353 1864"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス延べ件数</td> <td>67千件</td> <td>134千件</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	アクセス件数	170千件	209千件		18年度	19年度	アクセス延べ件数	67千件	134千件
	18年度	19年度													
アクセス件数	170千件	209千件													
	18年度	19年度													
アクセス延べ件数	67千件	134千件													

		<p>(2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。</p> <p>(3) 各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月に、四半期の運用状況については9月、12月及び3月にホームページ等により情報を公開する。</p> <p>(4) 監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。</p>	<p>(2) 平成18事業年度に引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。</p> <table border="1" data-bbox="1754 323 2353 401"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス延べ件数</td> <td>19千件</td> <td>49千件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用実績の状況等に係る公表については、取りまとめ後速やかに厚生労働省内の記者クラブにおいて記者発表を行うとともに、記者発表時に合わせてその内容をホームページで公表するなど迅速かつ積極的な公表を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1754 617 2353 695"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス延べ件数</td> <td>194千件</td> <td>371千件</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 平成18年度業務概況書については、従前の業務概況書を全面的に見直し、次の主な改善を行い、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3冊構成であった業務概況書を公表データを削減することなく、1冊にコンパクトにまとめた。 イ 業務概況書の冒頭にポイントを集約して記載した。 ウ 長期的な運用の観点からデータについては、原則過去5年分を記載した。 エ 表やグラフを多用するなど、分かりやすい表現とした。 オ トラッキングエラー、デュレーション、β値のリスク管理指標についてもグラフ等を使用し、指標の変化等を分かりやすく掲載した。 <p>② なお、平成19事業年度各四半期の管理及び運用に係る実績の状況の公表において次の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市場環境について、当該四半期のみならず、年度通期のものを追加した。 イ 長期的な観点の評価に資するため、市場運用分全体と資産ごとの収益率について、自主運用開始後（平成13事業年度以降）から平成19事業年度第3四半期までの各四半期、各年度及び通期の数値をグラフ化するなどしたものを補足資料として追加し、より分かりやすくなるように内容の充実を図った。 <p>公表の際の市場への影響について、保有銘柄については非公表とするとともに、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。</p> <p>(4) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し情報の公表を行った。</p>		18年度	19年度	アクセス延べ件数	19千件	49千件		18年度	19年度	アクセス延べ件数	194千件	371千件
	18年度	19年度													
アクセス延べ件数	19千件	49千件													
	18年度	19年度													
アクセス延べ件数	194千件	371千件													

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 8 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを理解しやすく情報公開しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成18事業年度に管理運用法人のホームページに対する外部評価として高い評価を得ることができたが、それに満足することなく、更なる改善を行った。</p> <p>分かりにくい管理運用の仕組み等については、常に改善を図るよう努め、運用に関する情報についても他の年金基金等に比べ詳細なデータを公表するとともに、分かりやすいものとなるよう、常に改善の努力をしている。</p> <p>また、年金運用に係るシンポジウムにおいて役員自ら講演を行うなど、ホームページ以外での積極的な情報発信に努めた。</p>		<p>実績：○</p> <p>【管理運用法人のホームページ】</p> <p>○平成18事業年度にホームページに対する外部による評価として、「日経パソコン」誌(2007.1.8号)において104法人中第3位の評価を得ることができたが、当該審査項目で低評価の項目について、次のとおり早急な改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトのプライバシーポリシーを策定し、ホームページに掲載した。 ・アンケート等について、暗号化通信を導入することにより、利用者情報の安全性に努めた。 <p>(業務実績第2.3.柱書き(P.34)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【管理運用の仕組みの情報公開】</p> <p>○年金積立金の管理及び運用に関して国民のより一層の理解と協力を得るため、年金積立金の管理及び運用の仕組みや業務の概要について、分かりやすくするために図を用いるとともに目に優しい色調としてホームページに掲載している。また、公的年金積立金運用の基本的考え方について、分散投資の意義やポートフォリオの考え方等について、分かりやすい表現による詳細な説明をホームページに公表しているところだが、更なる充実を検討することとした。</p> <p>(業務実績第2.3.(1)(P.34)参照)</p> <p>○平成18年度業務概況書については、従前の業務概況書を全面的に見直し、ポイントをコンパクトにまとめるなど、より分かりやすいものとなるよう工夫を凝らし、ホームページに公表した。</p> <p>(業務実績第2.3.(1)(P.34)及び(3)(P.35)参照)</p> <p>○各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表資料については、市場環境を当該四半期のみならず、年度通期のものを追加し、自主運用開始以来(平成13年度)の収益率の推移などを追加することにより、より長期的な観点から運用実績を見られるよう工夫を凝らし、分かりやすく改善した。</p> <p>(業務実績第2.3.(3)(P.35)参照)</p> <p>○さらに、年金運用に係るシンポジウム及び講演会等の機会を捉え</p>	<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>業務概況書やホームページにおいて、平成18年度と比較してより多くの図表を用いて、視覚的に理解できるようにする等の着実な改善が認められ、国民に対する説明責任を果たしていると評価できる。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概況書等により、詳細な情報開示が行われており、HPの改善についても評価が高い。 ・適切かつわかりやすい情報公開がなされている。公的機関として国民に対する説明責任を果たしている。 ・ホームページを含めたディスクロージャーの水準は非常に高いと考えられる。 ・詳細な業務概況書が作成されている。その他、ディスクロージャーに関する対応も行われている。 ・積極的な情報公開がなされていると判断する。これが計画以上なのか計画通りなのか区分が難しいが、詳細な「業務概況書」による情報は十二分なものとして判断しAとした。 ・制約がある中で相当の情報公開を適切に行っている等全般的に適切に行っている。 	

○各年度・各四半期の管理及び運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。

○情報公開の際、市場への影響に留意しているか。

て、理事長や理事が公的年金運用に関する講演を行うなど、年金積立金運用の基本的な考え方及び運用状況等について説明を行い、ホームページ以外でもより積極的な情報発信に努めた。
(業務実績第2.3.(1) (P.34) 参照)

実績：○

【管理及び運用実績の状況等の迅速な公表】

○ 年度の業務概況書及び各四半期の管理及び運用実績の状況等の公表については、取りまとめ後、速やかに公表するよう努めた。
(業務実績第2.3.(3) (P.35) 参照)

実績：○

【情報公開の際の市場への影響の留意】

○ 平成18事業年度に引き続き、管理運用法人の具体的な投資行動が明らかとならないよう、また、市場に対して意図せざるメッセージを与えないよう、保有銘柄については非公表とし、新規資金配分状況については翌年度の業務概況書において公表とするなどの取扱いとした。
(業務実績第2.3.(3) (P.35) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 なし</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成19年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の計画なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 なし</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17事業年度と比較して、一般管理費については6%超、業務経費については2%超を削減した予算（退職手当、システム開発費及び管理運用委託手数料を除く。）を作成した。 その執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、契約方法の見直し及び人件費の見直し等を行い、予算額に対して、一般管理費については87.2%、業務経費については78.1%の執行額となり適切に執行した。</p> <p>第4 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は平成19事業年度決算報告書のとおりである。</p> <p>(2) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 14,977億円 ・総合勘定の「投資」 12,335億円 <p>(増額理由：年金特別会計厚生年金勘定寄託金が予定より増加したため。)</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の実績なし</p> <p>第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 なし</p>

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目9】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行ったか。</p> <p>○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>契約方法等の見直し等による適正かつ効率的な業務運営に努めた結果、予算額に対して、一般管理費は87.2%、業務経費は78.1%の執行割合となるなど、大幅な節約となった。</p> <p>実績：○</p> <p>【予算による適正かつ効率的な運営】</p> <p>○平成17事業年度と比較して、一般管理費については6%超、業務経費については2%超を削減した予算を作成し、その執行に当たり業務の効率化等による節約等を行い、適切に執行した。 (業務実績第3.(P.38)参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【予算の増額】</p> <p>○支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金特別会計厚生年金勘定寄託金が予定より増加したため、厚生年金勘定において「総合勘定へ繰入」の増額を行った。また、総合勘定において厚生年金勘定からの受入金の増加により「投資」の増額を行った。 (業務実績第4.(P.38)参照) 			<p>評定</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>財務内容の改善に関する事項については、中期目標及び中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成18年度と比較して一般経費及び業務経費ともに経費削減及び事業の効率化が行われており、予算の適切かつ効率的な執行がなされていると評価できる。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費87.2%、業務経費78.1%の執行割合となるなど、節約に努めたものと思われる。 予算の執行率で判断する限り、さまざまな工夫により適切な経費削減がなされている。 経費削減のための対応が行われている。 計画に即した実績と評価する。 経費の削減を含め全般的に効率的な運営を行っている。

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																																																								
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>(2) 運用の目標 ① 実質的な運用収益の確保 年金財政は、実質的な運用利回り（賃金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>(2) 運用の目標 年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を踏まえて策定した管理運用法人の移行ポートフォリオに基づき、年金積立金の運用を行う。</p> <p>(2) 運用の目標 ① 管理運用法人の移行ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方 運用の基本的な考え方を踏まえ、円滑に基本ポートフォリオの資産構成割合に移行させるために、第3四半期までは平成19事業年度の管理運用法人の移行ポートフォリオに基づき運用を行った。第4四半期からは、平成20事業年度末に向けて効率的かつ精緻に基本ポートフォリオの実現を図るべく、市場運用資産のみならず年金積立金全体を視野に収め、移行ポートフォリオではなく基本ポートフォリオの資産構成割合を目指した年金積立金の運用に改めた（詳細は、第8. 2. (1) において記述。）。</p> <p>(2) 運用の目標 ① （移行ポートフォリオの策定については、第8. 2. (1) において記述。） 第3四半期までは、資産構成割合が、各四半期ごとに設けた目標値（以下「管理目標値」という。）に基づき計算する各月ごとの参照値を目標に、あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう資金配分を通じ管理した。第4四半期からは、基本ポートフォリオ達成の時期が翌年度末と間近に迫ってきたため、移行ポートフォリオの達成を一義的に目指す方針を転換し、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行った。なお、資産構成割合の管理は、資産の売却・回収は行わず、新規資金の配分を通じて行うことを原則としている。</p> <p>●平成19事業年度における新規資金配分状況 (単位：％、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">第1四半期</th> <th colspan="3">第2四半期</th> </tr> <tr> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国内債券</td> <td>参照値</td> <td>52.40</td> <td>52.90</td> <td>53.40</td> <td>54.00</td> <td>54.60</td> <td>55.20</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td>-0.44</td> <td>-1.37</td> <td>-1.85</td> <td>-0.86</td> <td>0.15</td> <td>-0.65</td> </tr> <tr> <td>配分額</td> <td>8,712</td> <td>8,646</td> <td>8,315</td> <td>8,712</td> <td>8,111</td> <td>8,594</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">国内株式</td> <td>参照値</td> <td>22.13</td> <td>21.77</td> <td>21.40</td> <td>21.00</td> <td>20.60</td> <td>20.20</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td>-0.34</td> <td>0.27</td> <td>0.66</td> <td>0.39</td> <td>-0.40</td> <td>-0.17</td> </tr> <tr> <td>配分額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外国債券</td> <td>参照値</td> <td>10.70</td> <td>10.70</td> <td>10.70</td> <td>10.67</td> <td>10.63</td> <td>10.60</td> </tr> <tr> <td>乖離状況</td> <td>0.05</td> <td>-0.17</td> <td>-0.11</td> <td>-0.15</td> <td>-0.22</td> <td>-0.11</td> </tr> <tr> <td>配分額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>641</td> <td>0</td> <td>601</td> <td>596</td> </tr> <tr> <td>外国</td> <td>参照値</td> <td>14.77</td> <td>14.63</td> <td>14.50</td> <td>14.33</td> <td>14.17</td> <td>14.00</td> </tr> </tbody> </table>			第1四半期			第2四半期			4月	5月	6月	7月	8月	9月	国内債券	参照値	52.40	52.90	53.40	54.00	54.60	55.20	乖離状況	-0.44	-1.37	-1.85	-0.86	0.15	-0.65	配分額	8,712	8,646	8,315	8,712	8,111	8,594	国内株式	参照値	22.13	21.77	21.40	21.00	20.60	20.20	乖離状況	-0.34	0.27	0.66	0.39	-0.40	-0.17	配分額	0	0	0	0	0	0	外国債券	参照値	10.70	10.70	10.70	10.67	10.63	10.60	乖離状況	0.05	-0.17	-0.11	-0.15	-0.22	-0.11	配分額	0	0	641	0	601	596	外国	参照値	14.77	14.63	14.50	14.33	14.17	14.00
		第1四半期				第2四半期																																																																																					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																				
国内債券	参照値	52.40	52.90	53.40	54.00	54.60	55.20																																																																																				
	乖離状況	-0.44	-1.37	-1.85	-0.86	0.15	-0.65																																																																																				
	配分額	8,712	8,646	8,315	8,712	8,111	8,594																																																																																				
国内株式	参照値	22.13	21.77	21.40	21.00	20.60	20.20																																																																																				
	乖離状況	-0.34	0.27	0.66	0.39	-0.40	-0.17																																																																																				
	配分額	0	0	0	0	0	0																																																																																				
外国債券	参照値	10.70	10.70	10.70	10.67	10.63	10.60																																																																																				
	乖離状況	0.05	-0.17	-0.11	-0.15	-0.22	-0.11																																																																																				
	配分額	0	0	641	0	601	596																																																																																				
外国	参照値	14.77	14.63	14.50	14.33	14.17	14.00																																																																																				

株式	乖離状況	0.72	1.28	1.30	0.62	0.46	0.92
	配分額	0	0	0	0	0	0
短期資産	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	乖離状況	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	配分額	0	0	0	0	0	0
	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
合計	乖離状況	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	配分額	8,712	8,646	8,956	8,712	8,712	9,190

		第3四半期			第4四半期			乖離許容幅
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国内債券	参照値	55.70	56.20	56.70	57.30	57.90	58.50	±7
	乖離状況	-1.05	0.57	0.86	2.65	2.85	3.87	
	配分額	9,025	11,807	10,023	8,577	10,274	9,485	
国内株式	参照値	19.83	19.47	19.10	18.70	18.30	17.90	-6
	乖離状況	-0.20	-0.79	-1.22	-2.10	-2.11	-2.79	
	配分額	0	0	0	0	35	535	
外国債券	参照値	10.60	10.60	10.60	10.57	10.53	10.50	-5
	乖離状況	-0.02	-0.12	0.03	0.04	0.10	0.08	
	配分額	601	0	1,861	0	1,054	1,076	
外国株式	参照値	13.87	13.73	13.60	13.43	13.27	13.10	-5
	乖離状況	1.27	0.34	0.33	-0.59	-0.85	-1.16	
	配分額	0	0	0	3,307	521	632	
短期資産	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-
	乖離状況	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	配分額	0	0	0	0	0	0	
合計	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-
	配分額	9,626	11,807	11,884	11,884	11,884	11,728	

(注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。

②市場平均収益率の確保

各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成19年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

② 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施するとともに、運用の手法、実績、体制等に関する評価事項及び応募者から提案された管理運用委託手数料の水準に基づく総合評価の結果を用いることとしており、併せてその際は運用受託機関構成を勘案することとしている。

平成19事業年度においては、国内債券パッシブ運用受託機関（国債型）の選定及び国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。

選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルール及び公募要綱を見直し、業務方法書第5条第2項第7号の規定に基づき、ホームページにより公募を実施した。

また、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、新規応募の運用機関及び既存の運用受託機関を選定した（詳細は、第8.3.(3)②において記述。）。

			<p>【運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>ア 毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。</p> <p>また、運用受託機関の管理は、選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受けるなどの方法により行っている。</p> <p>平成19事業年度においては、定期ミーティング及びリスク管理ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。</p> <p>また、パフォーマンスが低下又は低迷している運用受託機関については、適宜、ミーティングを実施し、運用プロセス、運用体制に大きな問題が生じていないか確認を行った。</p> <p>イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）を併せた総合評価により行うこととしている。</p> <p>平成19事業年度運用受託機関の定量評価に当たっては、適切に評価するため評価方法の見直しを実施し、相対評価（順位評価）から絶対評価を基本とする評価に変更し、又、管理運用委託手数料を考慮したものとした。</p> <p>また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。</p> <p>なお、外国債券アクティブ運用受託機関については、平成19年4月のベンチマーク変更により、運用開始から間もないことから平成19事業年度における評価のための定期ミーティングの対象外とし、定期ミーティングは、次の運用受託機関について実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内株式アクティブ運用受託機関ミーティング（13ファンド）： 6月6日～6月14日 ii パッシブ運用受託機関ミーティング（26ファンド）： 6月20日～6月26日 iii 国内債券アクティブ運用受託機関ミーティング（11ファンド）： 6月15日～6月19日 iv 外国株式アクティブ運用受託機関ミーティング（12ファンド）： 2月18日～2月22日 <p>ウ 総合評価結果を踏まえ、次のとおり運用受託機関について資金配分停止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券パッシブ運用受託機関 1社 ii 国内株式パッシブ運用受託機関 1社 iii 外国株式パッシブ運用受託機関 2社 iv 国内債券アクティブ運用受託機関 3社 v 国内株式アクティブ運用受託機関 2社 vi 外国株式アクティブ運用受託機関 9社 <p>また、運用体制の変更等により、運用に支障が生じた運用受託機関につい</p>
--	--	--	--

て、次のとおり対応した。

外国株式アクティブ運用受託機関の1社については、警告を行うとともに当分の間、新規資金配分を停止し、資金の一部回収を行った。

外国株式アクティブ運用受託機関1社については、平成18事業年度において警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断したことから解約した。

エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行及び証券会社に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、各社とも取引先として継続することに問題がないことを確認した。

また、債券貸付運用先の総合評価に当たっては、収益率等の運用実績、運用方針、組織体制、事務処理能力等について総合評価を実施し、その評価結果に基づき NOMURA-BPI 総合型パッシブファンドの債券貸付運用資産を 4,000 億円増額（平成19事業年度末時点 3兆4千億円）したほか、NOMURA-BPI 国債型パッシブファンドでの債券貸付運用を3月より開始（平成19事業年度末時点 1兆円）し、収益額の拡大を図った。

- ・平成18事業年度収益額 : 11億円
- ・平成19事業年度収益額 : 36億円

【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】

平成19事業年度の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成19年4月～平成20年3月（年率）

（単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	3.31	3.36	-0.05
パッシブ	3.42		0.05
アクティブ	2.90		-0.47
国内株式	-27.97	-28.05	0.08
パッシブ	-27.93		0.12
アクティブ	-28.09		-0.04
外国債券	-0.32	-0.44	0.12
パッシブ	0.41	0.52	-0.11
アクティブ	-2.20	-2.89	0.69
外国株式	-17.10	-16.80	-0.30
パッシブ	-16.85		-0.05
アクティブ	-18.19		-1.39
短期資産	0.57	0.50	0.07
合計	-6.10	-6.23	0.13

平成19事業年度においては、国内債券、国内株式及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国債券（注）についてはプラスの超過収益率となったが、外国株式については、マイナスの超過収益率となった。

なお、国内債券における自家運用のNOMURA-BPI総合型パッシブファンドの債券貸付運用を含めた時間加重収益率は3.40%、債券貸付運用を除いた時間加重収益率は3.35%で、概ねベンチマーク（3.36%）並みとなりました。

（注）外国債券については、評価ベンチマークを世界国債インデックスと世界BIG債券インデックスの複合ベンチマークとしている。なお、アクティブ運用のベンチマークである世界BIG債券インデックスは、パッシブ運用のベンチマークである世界国債インデックスに比べ米ドルの構成割合が高く、平成19事業年度においては、ドル安の影響を強く受けることとなった。

●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。

要因分析	
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。
国内株式	概ねベンチマーク並みの収益率となった。
外国債券	種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。
外国株式	配当課税約0.13%が存在すること（注）及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。
短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。

（注）ベンチマークとして利用しているMSCI KOKUSAI（配当込み、グロス）は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果が生じるもの。

なお、平成19事業年度に行った総合評価（平成18事業年度までの運用結果を考慮）の結果等を踏まえた資金配分の停止等、資金配分に係る対応を次のとおり実施した。

対 応	
国内債券	アクティブ運用受託機関3社及びパッシブ運用受託機関1社について総合評価の結果、資金配分を停止した。また、各アクティブ運用受託機関の適正ファンド規模を精査し、一部運用受託機関への資金配分を停止した。
国内株式	アクティブ運用受託機関2社及びパッシブ運用受託機関1社について総合評価の結果、資金配分を停止した。
外国債券	アクティブ運用受託機関1社について運用ガイドライン違反に該当したため警告を実施し、再発防止策の適切な実施が確認されるまでの間、資金配分を停止した。
外国株式	アクティブ運用受託機関9社及びパッシブ運用受託機関2社について総合評価の結果、資金配分を停止した。 なお、外国株式アクティブ運用受託機関の1社について、運用体制の安定性への懸念及びパフォーマンスの低迷から平成19年3月に警告を行っていたところであるが、新たに運用上重要な位置づけにある者が退職したことから解約

<p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p>	<p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行う。</p>	<p>した。</p> <p>また、外国株式アクティブ運用受託機関の1社について、運用体制の重大な変更について事前の報告がなかったため、警告を実施して当分の間、資金配分を停止し、資金の一部回収を行った（その後、運用体制の重大な変更により運用に支障が生じたと認められたため、警告を実施して資金配分の停止を継続した。）。</p> <p>③ 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、以下のとおり検討を実施した。</p> <p>ア 国内債券の評価ベンチマークについては、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国債パッシブ運用の導入にあたり NOMURA-BPI 総合と NOMURA-BPI 国債との複合インデックス化を検討した。しかし、NOMURA-BPI 国債のリスク・リターン特性は NOMURA-BPI 総合と比較すると、民間クレジットプレミアムを含まない反面、デュレーションが NOMURA-BPI 総合より長いため、NOMURA-BPI 総合と概ね近似しており、評価の継続性も考慮し、国内債券の評価ベンチマークは、引き続き NOMURA-BPI 総合を使用することとした。</p> <p>イ 外国債券については、平成18事業年度の検討に基づき、評価ベンチマークをシティグループ世界国債インデックスと世界BIG債券インデックスの複合インデックスとした。</p> <p>ウ 外国株式については、MSCI KOKUSAI の構築方法変更に伴い、類似ベンチマークへの変更及びユニバースの拡大について検討を実施した結果、引き続き MSCI KOKUSAI を使用することとした。</p> <p>以上の結果、平成19事業年度における評価ベンチマークは以下のとおりとなった。</p> <table border="1" data-bbox="1757 1199 2594 1570"> <tr> <td>国内債券</td> <td>NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス）</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>TOPIX（配当込み）</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>TB 現先1ヶ月</td> </tr> </table> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p>資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。</p> <p>また、各資産ごとに、各資産のベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。</p> <p>さらに、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた（資産全体、各資産等のリスク管理については、第8.3(1)において記述。）。</p>	国内債券	NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス）	国内株式	TOPIX（配当込み）	外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）	短期資産	TB 現先1ヶ月
国内債券	NOMURA-BPI 総合（ボンド・パフォーマンス・インデックス）												
国内株式	TOPIX（配当込み）												
外国債券	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし。以下同じ。）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）												
外国株式	モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（MSCI）KOKUSAI（円貨換算、配当込み、GROSS）												
短期資産	TB 現先1ヶ月												

			<p>なお、国内債券については、運用資産の規模拡大に伴い、発行・流通量の少ない事業債等の非国債において運用の自由度が低下するおそれがあることを考慮し、非国債を含まないNOMURA-BPI 国債をベンチマークとするパッシブファンドを新たに設定することとした。</p> <p>国内株式アクティブ運用については、一部の運用受託機関に対し、バリュウ又はグロースのスタイルベンチマークを設定し運用を行っているが、国内株式の評価ベンチマークであるTOPIXとの対比でバリュウ及びグロースの割合が一定範囲内に収まるよう管理した。</p> <p>外国株式については、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定し運用を行っているが、外国株式の評価ベンチマークであるMSCI KOKUSAI との対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう管理した。</p>
--	--	--	--

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 1 0 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオは実質的な運用利回りを長期的に確保するよう定められているか。[2. (1) において評価]</p> <p>○ポートフォリオ管理は適切に行われているか。[3. (1) において評価]</p> <p>○運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。</p> <p>○中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p> <p>○各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>運用受託機関の選定については、長期的な運用であることを踏まえ、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、投資方針や運用プロセス等を精査するとともに、運用コンサルティング会社を活用しつつ、綿密かつ適正な選定を実施した。また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月1回運用実績やリスク管理状況等を把握するなど適切に管理を実施した。なお、運用成績がおもわしくない運用受託機関については、解約等の措置を適切に行った。</p> <p>【評価項目 1 4 で評価】</p> <p>【評価項目 1 6 で評価】</p> <p>実績：○</p> <p>【運用受託機関の選定、運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>○平成19事業年度については、国内債券パッシブ(国債型)運用受託機関の選定及び国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査した。特にアクティブ運用については超過収益確保の可能性が高いと判断された運用機関を採用するために、運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査の上総合評価を行い、綿密かつ適切な選定を実施した。 (業務実績第8. 1. (2) ② (P. 4 1) 参照)</p> <p>○また、運用受託機関の管理及び評価については、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、定期ミーティング等においても遵守状況の説明を受けるなどの方法により、適切に実施した。 (業務実績第8. 1. (2) ②【運用受託機関の管理及び評価】(P. 4 2) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【自家運用に係る債券貸付運用先の評価】</p> <p>○自家運用に係る債券貸付運用先について、収益率等の運用実績、運用方針、組織体制、事務処理能力等について総合評価を実施した。 (業務実績第8. 1. (2) ②エ (P. 4 3) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【各資産ごとのベンチマーク収益率の確保等】</p> <p>○平成19事業年度においては、国内債券、国内株式及び短期資産については、概ねベンチマーク並みの収益率となった。また、外国債券については、プラスの超過収益率となったが、外国株式については、マイナスの超過収益率となった。 (業務実績第8. 1. (2) ②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 4 3) 参照)</p>			<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>市場の運用結果を評価するための指標であるベンチマークで見ると、外国株式を除くその他の資産ではベンチマーク並の収益率が達成され、また資産全体でみてもベンチマークを上回る収益率が達成されており、厳しい投資環境である中、中期目標として確保することを求められているベンチマーク収益率を概ね確保できたことについては評価できる。</p> <p>ただし、外国株式のアクティブ運用においては、直近3年・5年のいずれについても運用受託機関の大半がベンチマーク収益率を下回っている。これについては、平成18年度の評価の際にも指摘した事項であり、ベンチマークを超える運用結果が出せるよう、今後の見直しを求める。また、わずかながらベンチマーク収益率を下回っている国内債券については、国債のみを投資対象とするパッシブ運用を新たに開始するなどの対策が取られているが、収益率の向上に向けて更なる対応を期待したい。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオは適切に維持・管理されており、運用受託機関の選定に関しても、定性・定量両面にわたる評価にもとづき着実に進んでいる。又、定期的ミーティングによって、ガイドラインの遵守状況の監視等が行われており、それらにもとづく資金配分の変更等のアクションもとられている。H19年度の運用成果については、特に国内株式の不振により法人全体で▲4. 59%となったが、5年平均では目標をクリアしている点を勘案すれば特に大きな問題はなかろう。ただし、外国株式については、ベンチマークをマイナスパフォーマンスになっており、早急な対策が求められる。 運用機関の選定、評価を適切かつ積極的に行っていることに加え、インハウスでの国債パッシブ運用を行っており、成果をあげている。 運用基本方針に従って、適切な運用が行われた。さらに望むならば、基本方針そのものの修正について検討が行われるべきである。 運用リターン向上のために、運用受託機関の選定等の対応が行われている。ただ、ポートフォリオの中でも大きなウェイトを占める国内債券の過去5年間の超過リターンが他のアセットクラスと比較しても好パフォーマンスを達成させているわけではない。その理由として、国債以外の債券市場の流動性が小さいことに起因するところの説明を頂いたが、こうした市場構造を考慮すれば、運用受託機関の選定等の対応については、さらに厳密に行って頂ければ幸いである。当法人が扱う資金が膨大であるが故の問題とも言えるかもしれないが、市場規模と当法人のファンドの規模との関係から適正なファンド規模についての議論があってもよろしいのではと思う。 計画を適切に実行していると判断する。 一応ベンチマーク収益率は、全体として達成はしているが、市場環境が厳しかったとはいえ、国内債券、外国株式については、達成できなかったと見なさざるを得ない。様々な制約がある中で、市場が低迷したときの対応について、今後更に検討を願いたい。 	

- 外国株式がベンチマークに対して下回ったのは、配当課税約0.13%が存在すること（注）及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与したことによる。
 （注）ベンチマークとして利用しているMSCI KOKUSAI（配当込み、グロス）は、配当に対する現地源泉徴収税控除前の値であるが、実際の運用においては、投資対象国によっては配当から現地源泉徴収税が控除されるため、これによるマイナス効果が生じるもの。
 （業務実績第8.1.(2)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】（P.43）参照）
- 外国株式については、運用受託機関に対してパフォーマンス向上等のために必要な措置を次のとおり講じた。
 - ・ 総合評価の結果が一定水準に達しない運用受託機関への資金配分の停止
 - ・ ミーティングを通じた問題点の有無の把握等
 - ・ 外国株式アクティブについて、運用受託機関1社の解約及び1社の資金の一部回収
 なお、総合評価に当たっては、定性評価にも力点を置き、過去実績等の単純な定量評価に依拠したものとならないようその適正な実施に努めた。
 （業務実績第8.1.(2)②【運用受託機関の管理及び評価】ア、イ、ウ（P.42）及び【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】（P.43）参照）

《参考：過去5年間 平成15年4月～平成20年3月（年率）》
 （単位：％）

	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率
国内債券	0.86	0.88	-0.01
国内株式	10.67	10.33	0.33
外国債券	5.72	5.68	0.04
外国株式	12.27	12.70	-0.43
短期資産	0.17	0.14	0.03

なお、国内債券における自家運用のNOMURA-BPI総合型パッシブファンドの時間加重収益率は、概ねベンチマーク並みとなりました。
 （業務実績第8.1.(2)②【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】（P.43）参照）

○ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等の条件を満たす適切な市場指標を設定しているか。

実績：○

【ベンチマークの設定】

- 評価ベンチマーク（管理運用法人の各資産ごとの運用結果を評価する際に使用するベンチマーク）については、市場指標としての適切さを検討の結果、国内債券、国内株式、外国株式及び短期資産については、引き続き従来のベンチマークを使用することとし、外国債券については、平成18事業年度に検討した結果、平成19事業年度以降、世界国債インデックスと世界BIG債券インデックスの複合インデックスとすることとした。
 （業務実績第8.1.(2)③（P.45）参照）

○各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

○年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理が適切に行われているか。[3.(1)において評価]

実績：○

【マネージャー・ベンチマークを設定した運用受託機関のリスク管理】

○ 国内債券において設定した NOMURA-BPI 国債をベンチマークとするパッシブファンドのリスク管理については、トラッキングエラー及び修正デュレーションを毎月計測し、その数値に問題のないことを確認した。

国内株式については、アクティブ運用全体について評価ベンチマークである TOPIX ベンチマークに対するバリュエーション又はグロースの偏りをモニタリングしている。国内株式アクティブ運用へ資金配分を行う際には、バリュエーション又はグロースのスタイルインデックスをベンチマークとする運用受託機関を通じて、TOPIX ベンチマークに対するバリュエーション又はグロースの偏りが一定範囲内に収まるよう調整することを基本的な考え方としている。平成19事業年度においては、調整を要するほどの偏りがなかったことから、当該調整は行わなかった。

外国株式アクティブ運用については、一部の運用受託機関に対し、地域に特化（北米型及び欧州アジア型（EASEA））したベンチマークを設定し運用を行っているが、外国株式の評価ベンチマークである MSCI KOKUSAI との対比で地域別の割合が一定範囲内に収まるよう調整することを基本的な考え方としている。平成19事業年度においては、調整を要するほどの偏りがなかったことから、当該調整は行わなかった。

（業務実績第8. 1. (3) (P. 45) 参照）

【評価項目16で評価】

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																	
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。 このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。 また、同一企業発行有価証券の保有について制限を設け、月1回運用受託機関からの月末の運用状況の報告書に併せて、遵守状況を確認する。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(4) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>①</p> <p>ア 平成18事業年度に引き続き、新たに市場に資金配分するに当たっては、特定の時期に配分金額が偏ることのないよう、年度を通じて平準的な配分となるようにした。 具体的には、平成19事業年度における年金特別会計からの寄託金の見込み額をベースとし、年金特別会計への納付金見込み額、財投債引受け額、財政融資資金償還額（利払いを含む。以下同じ。）及び財投債満期償還金（利金を含む。以下同じ。）に係るキャッシュフローを勘案した上、平成19事業年度当初において毎回の市場配分予定額を設定し、これに基づく配分を実施した。 その後、事業年度中途において、年金特別会計からの寄託金の見込み額及び年金特別会計への納付金見込み額が変更となったため、当該変更以降の各回の市場配分が平準的になるように市場配分予定額を変更し、これに基づく配分を実施した。さらに各回の市場配分に当たっては、各資産クラスごとにそれぞれの市場規模を考慮した1日当たりの配分上限額をあらかじめ設け、それらの範囲内に収まるように配分した。 なお、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始にあたり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた。</p> <p>イ 運用体制の変更等により運用に支障が生じたと認められる運用受託機関に対し、解約等の措置を講じ当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。</p> <p>ウ 年金特別会計への納付及び財政融資資金償還に係る資金捻出に当たっては、市場運用している資産の売却を避けることとし、新規の寄託金の受取り及び財投債満期償還に係る資金流入を活用して対応した。</p> <p>エ リバランスを行うに当たっては、平成20事業年度までの間、寄託金等の新規資金を相当程度得られる見込みであることから、アンダーウェイトしている資産クラスに配分することを通じて行い、オーバーウェイトしている資産クラスは売却しなかった。</p> <p>② 平成19事業年度における市場配分額の実績は、次のとおりである。 (単位：億円)</p> <table border="1" data-bbox="1780 1711 2389 1932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">寄託金受入月</th> <th colspan="2">市場配分額</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>6,372</td> <td>8,712</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>6,372</td> <td>8,712</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>6,372</td> <td>8,956</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>6,372</td> <td>8,712</td> </tr> </tbody> </table>	寄託金受入月	市場配分額		18年度	19年度	4月	6,372	8,712	5月	6,372	8,712	6月	6,372	8,956	7月	6,372	8,712
寄託金受入月	市場配分額																			
	18年度	19年度																		
4月	6,372	8,712																		
5月	6,372	8,712																		
6月	6,372	8,956																		
7月	6,372	8,712																		

			8月	6,384	8,712			
			9月	5,990	9,190			
			10月	5,990	9,626			
			11月	9,118	11,884			
			12月	9,138	11,884			
			1月	9,784	11,884			
			2月	9,784	11,884			
			3月	9,781	11,881			
						(注) 3月の市場配分額は、財政融資資金償還のために、一時的に短期資産に配分した資金を除く。		
						③ 民間企業の経営に与える影響を配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。		
			④ 民間企業の経営に与える影響を配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とするよう引き続き求めている。この基準をすべての運用受託機関が遵守していることを確認した。					

評価の視点等	自己評定	A	【評価項目11】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○運用受託機関への資金配分、年金特別会計への資金の納付、リバランスのための資産の売却等による資金移動に際し、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮が適切になされているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な資産であることに鑑み、市場価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫をして投資行動を行った。また、民間企業経営に対して影響を及ぼさないよう個別銘柄の選択や指図を行わないことや同一企業有価証券の保有制限を設け管理を行うなど配慮した。</p>		<p>実績：○</p> <p>【市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような配慮】</p> <p>○ 可能な限り、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮し、管理運用法人として次のような投資行動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場への資金配分においては、年度を通じて平準的に、かつ、1日当たりもあらかじめ設定した配分上限額内に収まるように配分した。 (業務実績第8. 1. (4) ①ア (P. 50)、② (P. 50) 参照) NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始に当たり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた。 (業務実績第8. 1. (4) ①ア (P. 50) 参照) 解約等により資金を回収し再配分する際には、原則として現物移管とした。 (業務実績第8. 1. (4) ①イ (P. 50) 参照) 	<p><委員会としての評定理由></p> <p>管理運用法人においては、市場への資金配分を特定の時期に集中させないように行うなどの配慮が見られ、真摯に取り組んでいると評価できる。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 市場に影響を与えないような取引手法についてさらなる検討を行うことが必要であるが、現状の枠組みの中で、慎重な投資行動により対応できた。 巨大な資産規模にかかわらず、マーケットインパクトを与えない工夫と実際の運営が適切になされている。 従来と比較して、特筆すべき改善点は認められない。ただし不十分というわけではなく、これまでも十分な水準であったと考えられる。 市場の価格形成を歪めないような対応が行われている。 計画に従って適切に遂行されていると判断する。 市場の価格形成等に充分配慮した上で行っている点は評価できる。 	

○民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。

- ・ 年金特別会計への納付及び財政融資資金償還においては、資産売却による資金捻出をせず、年金特別会計からの寄託金及び財投債満期償還金という現金で流入する資金を組み合わせ対応した。
(業務実績第8. 1. (4) ①ウ (P. 50) 参照)
- ・ リバランスを行うに当たっては、平成20事業年度までの間、寄託金等の新規資金を相当程度得られる見込みであることから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。
(業務実績第8. 1. (4) ①エ (P. 50) 参照)

実績：○

【民間の企業経営に対して影響を及ぼさないような配慮】

- 株式運用については民間の運用受託機関に委託し、管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わないなど、民間企業の経営に与える影響を配慮した。
(業務実績第8. 1. (4) ③ (P. 51) 参照)

○運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。

実績：○

【同一企業発行有価証券の保有の制限及び保有状況の確認】

- 同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下とする制限を設け、運用ガイドラインにおいて示した。株式の全運用受託機関（41ファンド）の保有状況について把握し、いずれの運用受託機関もこの制限を遵守していることを確認した。
(業務実績第8. 1. (4) ④ (P. 51) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績						
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(5) 年金給付のための流動性の確保</p> <p>① 平成19事業年度における年金特別会計への納付(13,017億円)については、平成18事業年度財務諸表の厚生労働大臣承認(平成19年9月10日)後に、「年金積立金管理運用独立行政法人法第25条第4項に規定する厚生労働大臣が定める額」の通知(平成19年11月29日)を受けて、平成19年12月20日に実施したところであるが、その納付財源としては、財政融資資金償還に係る財源と同様、市場資産の売却等はせず、財投債満期償還金及び新規寄託金を充てた。また、年金特別会計への納付以外の現金は必要とされなかった。</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金特別会計への納付額</td> <td>19,611</td> <td>13,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 事務費(一般管理費及び業務経費)の支出のため、総合勘定に設けた流動性(現金)のある口座(決済用普通預金)において、必要最小限度において資金を管理した。</p> <p>短期資産のうち、当面支出を要しない資金については、効率的な運用に資するため、自家運用の一環として譲渡性預金等による運用を行った。</p>		18年度	19年度	年金特別会計への納付額	19,611	13,017
	18年度	19年度							
年金特別会計への納付額	19,611	13,017							

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 1 2 】	評定	A
<p>【評価の視点】 ○年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p>	<p>A</p>	<p>【 評価項目 1 2 】</p>	<p>評定</p>	<p>A</p>
	<p>運用の効率性を損なわないよう配慮し、年金特別会計への納付等に必要多額の現金について、事前に綿密な資金計画を作成し、キャッシュフローを見極めた運用で流動性を確保するよう努めた。その結果、資産売却を行うことなく、必要な現金を確保することができた。</p>			<p><委員会としての評定理由> 年金特別会計への納付については、運用の流動性を考慮し、財投債の満期金等により対応を行っており、必要な措置がとられていると評価する。</p>	
	<p>実績：○</p>			<p><各委員の評定理由></p>	
	<p>【年金給付等に必要流動性（現金等）の確保及び運用の効率性を損なわない配慮】</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・年金特別会計への納付については、財投債の満期金等により対応可能であったこともあり、運用の流動性には問題はなかったと言える。 ・必要な措置がとられている。 ・当初計画を十分に達成している。 ・流動性確保、年金特別会計への納付等が適切に行われている。 ・計画に即していると判断する。 ・流動性等については充分考慮しつつ、運用を行っていると見なされる。 	
	<p>○平成19事業年度においては、年金特別会計への納付以外の納付の要請が厚生労働大臣からなかったため、流動性を要する資金は、管理運用委託手数料等の事務費の支出分のみであった。</p>			<p><その他意見></p>	
	<p>管理運用委託手数料等の事務費の支出のため必要最小限度の資金については、決済用普通預金口座において管理し、その内、当面事務費の支出に要しない資金については、自家運用の一環として譲渡性預金等による運用を行うことにより、運用の効率性を可能な限り高めるように努めた。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・現状以上の工夫の余地は少ないのではないか。 	
	<p>(業務実績第8. 1. (5) (P. 53) 参照)</p>				
	<p>【年金特別会計への納付等】</p>				
	<p>○平成19事業年度における年金特別会計への納付については、迅速かつ適正に行った。納付の際は、財投債満期償還金及び新規寄託金を財源としており、市場資産の売却等は行っていないことから、運用の効率性は損なわれていないものである。</p>				
	<p>(業務実績第8. 1. (5) (P. 53) 参照)</p>				

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定 年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成19年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(6) 管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し 平成18事業年度において策定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等）について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成19年5月15日付け（平成19年4月1日遡及適用）、平成20年3月31日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。</p> <p>《主な改正事項》 （平成19年5月15日改正） ア 管理運用法人の評価ベンチマークの変更に伴うもの（平成18事業年度において、投資ユニバース拡大による収益機会の拡大の観点から、外国債券アクティブ運用のマネージャーベンチマークを非国債を含むシティグループ世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）に変更することとした。 それに伴い、外国債券の評価ベンチマークも、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）及び世界BIG債券インデックス（除く日本円、円換算、ヘッジなし）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）に変更することとした。</p> <p>（平成20年3月31日改正） ア 新規資金等の配分方法について、従来の線形移行から配分の都度移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオと同じ）との乖離を縮小する方法に見直し、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオ）を達成できるよう改善した。 イ 多くの運用機関を募ることにより、優秀な運用機関を選定する機会を増やすことができるよう、管理運用方針及び公募要綱等の見直し及び運用受託機関の応募要件を緩和するなどの見直しを行った。</p>

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 3 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○管理運用方針を策定し、公表を行ったか。</p> <p>○管理運用方針について、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて見直しを行ったか。</p>	(理由及び特記事項)				
	<p>年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、時宜にあった管理運用方針の改正に心掛け、2回の改正を実施し、速やかに改正後の管理運用方針をホームページにて公表した。</p>				
	実績：○				
	【管理運用方針の策定及び公表】				
	<p>○ 管理運用方針については、平成18事業年度開始時に策定し、ホームページに公表したところである。 また、管理運用方針を見直した際は速やかに改正後の管理運用方針をホームページにて公表した。 (業務実績第8. 1. (6) (P. 5 5) 参照)</p>				
	実績：○				
	【管理運用方針の見直し】				
	<p>○ 年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、より効率的・効果的な管理及び運用業務を実施する上で、新たな運用方針が必要か、現実の運用環境に合っているか等の視点で見直しを行い、2回改正を実施し、ホームページに公表した。 (業務実績第8. 1. (6) (P. 5 5) 参照)</p>				
	<p><委員会としての評定理由> 管理運用方針については、管理及び運用の向上を意識して適宜見直しが行われており、適切な運営がなされたものと評価できる。</p>		<p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運用方針について適切な運営がなされたものと思われる。 ・ 機関としての目標達成のための管理運用方針の見直しが適切になされ、効果もあげている。 ・ 適切に対応されている。 ・ 見直し及び策定は迅速に行われていることを評価しAとした。 ・ 適切に行っている。 		

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績										
<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 年金財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオ</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p>財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="724 1562 1210 1713"> <thead> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p>	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67%	11%	8%	9%	5%	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p>
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産									
67%	11%	8%	9%	5%									

(%)				
	国内 債券	国内 株式	外国 債券	外国 株式
乖離許 容幅	±8	±6	±5	±5
資産の 変動幅	59 ~ 67 ~ 75	5 ~ 11 ~ 17	3 ~ 8 ~ 13	4 ~ 9 ~ 14

(3) 移行ポートフォリオ

基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。

移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末））の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。

(1) 移行ポートフォリオ

基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度の移行ポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。

平成19年度の移行ポートフォリオは、円滑に基本ポートフォリオの割合への移行が達成されるように、平成18年度末の資産構成割合の値と基本ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線の上において、平成19年度末の資産構成割合の値を定めることを基本とし、次のとおり、年金積立金全体の移行ポートフォリオ及び管理運用法人の移行ポートフォリオとする。

①年金積立金全体の移行ポートフォリオ

	国内 債券	国内 株式	外国 債券	外国 株式	短期 資産
移行ポ-トフォ リオ	69.6 %	11.7 %	6.9 %	8.6 %	5.2 %
乖離許容幅	± 6%	- 5%	- 4%	- 4%	

②管理運用法人の移行ポートフォリオ

	国内 債券	国内 株式	外国 債券	外国 株式	短期 資産
移行ポ-トフォ リオ	58.5 %	17.9 %	10.5 %	13.1 %	0.0 %
乖離許容幅	± 7%	- 6%	- 5%	- 5%	

(1) 移行ポートフォリオ

【移行ポートフォリオの策定】

平成20年度は移行最終年度であるため、移行ポートフォリオ及びその乖離許容幅を基本ポートフォリオと同一とし、平成20年度の移行ポートフォリオ及び乖離許容幅を下表のように定めた。

【移行ポートフォリオ】

(単位：%)

		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
平成20 年度	資産構成割合	67.0	11.0	8.0	9.0	5.0
	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	-

なお、移行期間中のポートフォリオ管理は、年度末の目標資産構成割合である移行ポートフォリオを目指し、寄託金等の市場配分を基本に行っている。平成20年度は移行最終年度であり、年度末に年金積立金全体として基本ポートフォリオを実現することが求められているため、昨年度までの市場運用部分のみを対象とした資産構成割合ベースによるポートフォリオ管理では不十分であると判断し、年金積立金全体を対象とした金額ベースでの管理に改めた。

		<p>(注) ②表は、管理運用法人が管理運用する資産のうち、市場で運用するものについてのポートフォリオである。なお、満期保有とする財投債の管理分については含まない。</p> <p>なお、平成19年度の移行ポートフォリオは、平成19年度を通じて、各資産ごとに、平成18年度末の資産構成割合の値と当該移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、平成19年度末に達成されるべきものとする。</p>
--	--	--

評価の視点等	自己評価	A	【評価項目14】	評価	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオは、以下の点に留意しつつ、年金財政上の諸前提と整合的なものとなるように適切に策定されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成となっているか。 ・年金財政の安定化の視点から変動リスクを一定範囲に抑える資産構成となっているか。 ・株式のリターン・リスクについて、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制するものとなっているか。 <p>○基本ポートフォリオを適切に維持、管理するためのリバランス方針が策定され、適切に運用されているか。(財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度末以降について評価)</p> <p>○移行ポートフォリオを適切に策定しているか。その際、個々の資産のリスクの動向や、新規寄託金の発生見込みなどにも配慮し、必要な措置について検討がなされているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>平成20年度は移行最終年度であり、年度末に年金積立金全体として基本ポートフォリオを実現することが求められているため、移行ポートフォリオ及びその乖離許容幅を基本ポートフォリオと同一とし、市場運用分だけでなく、年金積立金全体でのポートフォリオ管理に改めることとした。</p>		<p>実績：○</p> <p>【移行ポートフォリオの策定】</p> <p>○平成20年度は移行最終年度であるため、移行ポートフォリオ及びその乖離許容幅を基本ポートフォリオと同一とした。 (業務実績第2.(1) (P.58) 参照)</p>	<p><委員会としての評定理由></p> <p>平成19年度の移行ポートフォリオについては、基本ポートフォリオへの円滑な移行という目標を踏まえて策定されていると認められるが、平成19年度の第4四半期からは、移行ポートフォリオの乖離許容度の範囲内で、基本ポートフォリオを勘案した資金配分を行っていることは、基本ポートフォリオの実現を見据えた適切かつ弾力的な対応として評価できる。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行ポートフォリオをベースとする運営が円滑に行われた。 ・基本ポートフォリオへの移行をスムーズにするための措置が適切かつ弾力的になされている。 ・ほぼ当初計画を達成している。 ・移行ポートフォリオ策定について適切に対応されている。 ・計画通りと判断する。 ・移行ポートフォリオの運用の仕方についても適切に行っている。 	

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(2) ポートフォリオの見直し ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(4) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を平成19年度中に1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオの検証に当たっては、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数を対象に、直近データを加えることにより、策定時のものと乖離が生じていないかについて確認を行った。 加えて、平成19事業年度は短期的なリスク及び相関の時系列変化について詳細な分析を実施した。 その結果、ポートフォリオ策定時に想定したリスク・相関が、現時点でのそれに比べて、より保守的なものであることを確認した。 上記を踏まえて、運用委員会で検討の結果、基本ポートフォリオを見直す必要は無いとの結論を得た。</p>

評価の視点等	自己評定	A	【評価項目15】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○基本ポートフォリオの検証が適切な分析方法によって、毎年1回行われ、かつ、必要に応じて随時見直しが行われているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>各資産の期待リターン、リスク及び相関係数について確認を行い、いずれも策定時のものと大きな乖離がないことを確認した。さらに、従前の方法に加え、短期的なリスク及び相関の時系列変化についても詳細な分析を実施し、慎重な検証を行った。</p>		<p>実績：○</p> <p>【基本ポートフォリオの検証】</p> <p>○平成19事業年度の基本ポートフォリオの検証に当たり、各資産の期待リターン、リスク及び相関係数について確認を行い、いずれも策定時のものと大きな乖離がないことを確認し、運用委員会で検討の結果、基本ポートフォリオを見直す必要は無いとの結論を得た。 (業務実績第8. 2. (2) (P. 60) 参照)</p>	<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>基本ポートフォリオについては、各資産の期待リターン、リスク等の点で確認を行い、基本ポートフォリオを見直す必要がないことを確認しているが、それに加えて、短期的なリスク及び相関の時系列変化についても詳細な分析を実施し、慎重な検証を行っており、運用リスクを適切に把握・管理を行っている」と評価する。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 期待リターン、リスク、相関係数についての検証、確認が行われた。又19年度には短期的なリスクについても、Checkが行われ、タイムリーな運営が実施されているものと思われる。 短期的な市場の状況もふまえ、基本ポートフォリオの検証が適切になされている。 基本ポートフォリオの検証が適切に行われている。 計画通りと判断する。 適切に行われている。 リスク・相関係数の分析については、運用上当然のことながら、常時行うべき作業に過ぎない。 	

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) リスク管理の徹底</p> <p>ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>管理運用法人の移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体（管理運用法人の移行ポートフォリオに係るものをいう。以下同じ。）の資産構成割合と移行ポートフォリオの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>資産全体及び各資産のリスク管理状況を取りまとめて、少なくとも月1回、リスク管理状況を把握し、点検する。</p> <p>各運用受託機関及び各資産管理機関からの月末の資金管理及び運用状況の報告に基づき、月1回各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用のリスク状況について分析を行う。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p>【中期計画等に基づくリスク管理等の内容の充実及び向上】</p> <p>管理運用法人が年金積立金の管理及び運用を行うに当たって管理すべきリスク項目については、平成18事業年度に体系的な整理を行ったところであるが、さらに以下のとおり内容の充実に努めた。</p> <p>① 毎月把握すべきリスク管理指標として、各四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値からの乖離状況を把握することとし、従来の各四半期ごとに定めた管理目標値からの乖離状況の把握に比べより精緻なものとした。</p> <p>② 外国債券アクティブ運用については、ベンチマークをシティグループ世界BIG債券インデックスに変更した。当該ベンチマークにはMBSが組み入れられていることから、デュレーションの管理を従来の修正デュレーションから、期限前償還によるキャッシュフロー変化を考慮する実効デュレーションへと変更し、実質的なリスク数値を把握・点検した結果、ガイドラインどおり遵守されていることを確認した。また、ベンチマークの変更に伴い、機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認め、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。</p> <p>さらに、国内債券においても機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認め、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。</p> <p>③ リスク管理報告資料において、参照ポートフォリオの推定総リスク、実績ポートフォリオの推定総リスク及び推定トラッキングエラーを含めた推定相対リスクについては、折れ線グラフを用いた表示を追加し、リスクの動きがより把握しやすくなるよう視覚的な工夫を行うとともに、リスクの算出方法の記載を追加した。上記の充実及び工夫により運用委員会への報告に対して、運用委員が適切な助言、審議を行えることとなった（上記各リスクの定義については、P. 63参照。）。</p> <p>【乖離状況の把握等】</p> <p>毎月、各資産の構成割合と管理運用法人の移行ポートフォリオ及び四半期ごとの管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値との乖離状況を把握することとした。</p> <p>第4四半期からは、基本ポートフォリオ達成の時期が翌年度末と間近に迫ってきたため、移行ポートフォリオの達成を一義的に目指す方針を転換し、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行った。これが、第4四半期において参照値からの乖離が拡大する一因となった。</p>

●配分額

(単位：億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内債券	8,712	8,646	8,315	8,712	8,111	8,594
国内株式	0	0	0	0	0	0
外国債券	0	0	641	0	601	596
外国株式	0	0	0	0	0	0
短期資産	0	0	0	0	0	0
合計	8,712	8,646	8,956	8,712	8,712	9,190

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国内債券	9,025	11,807	10,023	8,577	10,274	9,485
国内株式	0	0	0	0	35	535
外国債券	601	0	1,861	0	1,054	1,076
外国株式	0	0	0	3,307	521	632
短期資産	0	0	0	0	0	0
合計	9,626	11,807	11,884	11,884	11,884	11,728

(注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。

●乖離状況 (上段：参照値 下段：乖離)

(単位：%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内債券	52.40 -0.44	52.90 -1.37	53.40 -1.85	54.00 -0.86	54.60 0.15	55.20 -0.65
国内株式	22.13 -0.34	21.77 0.27	21.40 0.66	21.00 0.39	20.60 -0.40	20.20 -0.17
外国債券	10.70 0.05	10.70 -0.17	10.70 -0.11	10.67 -0.15	10.63 -0.22	10.60 -0.11
外国株式	14.77 0.72	14.63 1.28	14.50 1.30	14.33 0.62	14.17 0.46	14.00 0.92
短期資産	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	乖離許容幅
国内債券	55.70 -1.05	56.20 0.57	56.70 0.86	57.30 2.65	57.90 2.85	58.50 3.87	±7
国内株式	19.83 -0.20	19.47 -0.79	19.10 -1.22	18.70 -2.10	18.30 -2.11	17.90 -2.79	-6
外国債券	10.60 -0.02	10.60 -0.12	10.60 0.03	10.57 0.04	10.53 0.10	10.50 0.08	-5
外国株式	13.87 1.27	13.73 0.34	13.60 0.33	13.43 -0.59	13.27 -0.85	13.10 -1.16	-5
短期資産	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	0.00 0.00	-

	<p>・資産全体 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p>	<p>・資産全体 資産全体のリスクを毎月把握し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。</p>	<table border="1" data-bbox="1745 142 2457 197"> <tr> <td>合計</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。</p> <p>【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。</p> <p>①資産全体のリスク管理 次のような複数のリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。</p> <p>ア 参照ポートフォリオの推定総リスク 各四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値どおりの資産構成割合により運用をした場合のリスク量。</p> <p>イ 資産配分に係る推定総リスク 管理運用法人の実際の資産構成割合により運用をした場合のリスク量。</p> <p>ウ 運用資産全体の推定トラッキングエラー 分析ツールより算出した各資産の推定トラッキングエラーを加重したものの。</p> <p>エ 実績ポートフォリオの推定総リスク 資産配分に係る推定総リスク（イ）に運用資産全体の推定トラッキングエラー（ウ）を加味したものの。</p> <p>オ 資産配分に係る推定相対リスク 各資産の共分散と実績ポートフォリオの参照ポートフォリオからの乖離幅により算出したもの。</p> <p>カ 推定トラッキングエラーを含めた推定相対リスク 運用資産全体の推定トラッキングエラー（ウ）と資産配分に係る推定相対リスク（オ）の値より算出したもの。</p> <p>キ 実績トラッキングエラー 過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差。</p> <p>資産全体のリスクを分析した結果、リスクの変化の要因は各四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値と実績ポートフォリオの構成割合の差から生じる「オ 資産配分に係る推定相対リスク」の変化であった。この変化については、参照値と実績ポートフォリオの構成割合の乖離が一定の乖離許容幅内に収まっていることから、問題のないことを確認した。</p> <p>また、「キ 実績トラッキングエラー」を算出し、その変化の動向をモニタリングし、大きな変化がある場合には、その要因分析と問題の有無を確認することとしている。平成19事業年度における実績トラッキングエラーは年度を通じてほぼ同水準であり問題のないことを確認した。</p>	合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	—
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	—				

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク(外国政府の債務に投資するリスク)についても注視する。

・各資産

各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し、適切に管理する。また、ソブリンリスクについても注視する。

【各資産のリスク管理】

リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要について判断している。

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認した結果、問題のないことを確認した。

なお、外国債券アクティブ運用については、ベンチマークをシティグループ世界BIG 債券インデックスに変更し、当該インデックスにはMBS が組み入れられていることから、デュレーションの管理を従来の修正デュレーションから、期限前償還によるキャッシュフロー変化を考慮する実効デュレーションへと変更し、実質的なリスク数値を把握・点検した結果、ガイドラインが遵守されていることを確認した。

また、当該ベンチマークの変更に伴い機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認めたことから、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。

さらに、国内債券においても機動的に金利リスクを調整する目的から各運用受託機関に対して債券先物の利用を認めたことから、ガイドラインに定めた基準に沿って利用されていることを確認した。

●推定トラッキングエラー (モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差)
(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.02	0.33	0.07	0.15
5月	0.05	0.33	0.06	0.15
6月	0.03	0.34	0.09	0.15
7月	0.03	0.37	0.09	0.15
8月	0.04	0.35	0.08	0.15
9月	0.03	0.38	0.07	0.15
10月	0.02	0.39	0.12	0.15
11月	0.03	0.33	0.08	0.15
12月	0.04	0.32	0.11	0.15
1月	0.03	0.31	0.09	0.16
2月	0.04	0.32	0.09	0.14
3月	0.04	0.34	0.10	0.14

●実績トラッキングエラー (過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差)
(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.05	0.60	0.28	0.40
5月	0.05	0.61	0.28	0.40
6月	0.05	0.61	0.27	0.38
7月	0.05	0.58	0.27	0.27
8月	0.05	0.57	0.26	0.27
9月	0.05	0.58	0.26	0.26
10月	0.05	0.57	0.26	0.25

11月	0.05	0.58	0.26	0.21
12月	0.05	0.58	0.25	0.21
1月	0.05	0.57	0.24	0.19
2月	0.05	0.56	0.24	0.18
3月	0.05	0.56	0.24	0.18

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.01	1.01
5月	1.02	1.01
6月	1.02	1.01
7月	1.02	1.00
8月	1.02	1.00
9月	1.01	1.00
10月	1.00	1.00
11月	1.02	1.00
12月	1.02	1.00
1月	1.03	0.99
2月	1.03	0.99
3月	1.03	0.99

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション			外国債券実効デュレーション		
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離
4月	5.85	5.89	-0.05	5.76	5.83	-0.07
5月	5.84	5.96	-0.12	5.74	5.82	-0.08
6月	5.85	5.91	-0.06	5.77	5.80	-0.03
7月	5.84	5.91	-0.07	5.80	5.86	-0.06
8月	5.91	5.99	-0.08	5.89	5.88	0.01
9月	5.99	5.98	0.01	5.88	5.87	0.02
10月	5.97	5.94	0.03	5.93	5.87	0.05
11月	6.04	6.05	-0.01	5.91	5.88	0.03
12月	6.06	6.03	0.03	5.87	5.83	0.04
1月	6.04	6.00	0.04	5.91	5.91	0.00
2月	6.08	6.12	-0.04	5.97	5.96	0.01
3月	6.11	6.10	0.02	5.97	5.93	0.04

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付け基準が定められている銘柄の格付け状況をそれぞれ毎月把握するとともに、ソブリンリスクについて注視し、問題のないことを確認した。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算して得られた資産構成割合で加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③複合要因（誤差を含む）の3つの要因に分解すると、次のとおり

である。

(単位：%)

	資産配分要因 ①	個別資産 要因 ②	複合要因(誤 差を含む) ③	①+②+③
国内債券	0.05	-0.03	0.00	0.02
国内株式	0.19	0.05	0.00	0.24
外国債券	-0.01	0.01	0.00	0.00
外国株式	-0.07	-0.05	0.00	-0.12
短期資産	0.01	0.00	0.00	0.01
合計	0.17	-0.02	-0.02	0.13

①資産配分要因：0.17%

国内債券	ベンチマーク収益率(3.36%)が複合ベンチマーク収益率(-6.23%)を上回った資産であり、資産構成割合が参照値を上回ったことから、0.05%のプラス寄与となった。
国内株式	ベンチマーク収益率(-28.05%)が複合ベンチマーク収益率(-6.23%)を下回った資産であったが、資産構成割合が参照値を下回ることが多かったことから、0.19%のプラス寄与となった。
外国債券	ベンチマーク収益率(-0.44%)が複合ベンチマーク収益率(-6.23%)を上回った資産であったが、資産構成割合が参照値をわずかに下回ることが多かったことから、0.01%のマイナス寄与となった。
外国株式	ベンチマーク収益率(-16.80%)が複合ベンチマーク収益率(-6.23%)を下回った資産であり、資産構成割合が参照値を上回ることが多かったことから、0.07%のマイナス寄与となった。
短期資産	ベンチマーク収益率(0.50%)が複合ベンチマーク収益率(-6.23%)を上回った資産であり、財投債の多額の満期償還金を市場へ配分するまでの間、一時的に短期資産として運用したことに伴い資産構成割合が参照値を上回ったことがあったことから、0.01%のプラス寄与となった。

②個別資産要因：マイナス0.02%

個別資産要因は、国内株式及び外国債券でそれぞれ0.05%、0.01%のプラス寄与となったが、国内債券及び外国株式でそれぞれ0.03%、0.05%のマイナス寄与となったことから、全体では0.02%のマイナス寄与となった。

③複合要因(誤差を含む)：マイナス0.02%

複合要因に計算上の誤差を加えた要因は、0.02%のマイナス寄与となった。

市場運用分に係る時間加重収益率と複合ベンチマーク収益率を比較した場合の主な乖離要因は、管理運用法人の移行ポートフォリオを基に計算された資産構成割合と実際のポートフォリオの資産構成割合との乖離による資産配分要因であった。資産構成割合の乖離は、第4四半期からは、基本ポートフォリオ達成の時期が翌年度末と間近に迫ってきたため、移行ポートフォリオの達成を一義的に目指す方針を転換し、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行ったこともあり、拡大することとなった。

	<p>・各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</p>	<p>・各運用受託機関及び各資産管理機関 「第8の3の(3) 運用受託機関及び資産管理機関の管理」に基づき、各社の運用状況及びリスク負担を把握し、適切に管理する。</p>	<p>○対応措置 資産配分要因に係る対応としては、第3四半期までは、平成19事業年度末に達成すべき管理運用法人の移行ポートフォリオに向けて、資産構成割合が、各四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値を目標に、あらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう資金配分を通じ管理を行った。 第4四半期からは、上記のとおり基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行ったこと等から、参照値からの乖離は拡大することとなった。なお、移行ポートフォリオに対しあらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっている。</p> <p>平成19年6月上旬から下旬及び平成20年2月中旬から下旬にかけて運用受託機関との定期ミーティングを実施し、問題点の有無の把握等に努めた。また、総合評価の結果を踏まえ、総合評価結果が一定水準に達しない運用受託機関への資金配分を停止した。 また、運用体制の重大な変更により運用に支障が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関の1社については、警告を行うとともに当分の間、資金配分を停止し、資金の一部回収を行った。 運用担当者の変更等運用体制の不安定性から運用に支障が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関1社については、平成19年3月に警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断したことから解約した。</p> <p>【各運用受託機関及び各資産管理機関】 ① 運用受託機関に対し、運用目標、運用体制、リスク指標、運用手法等を規定した運用ガイドラインを示す際に、各社の運用スタイルに応じたベンチマークも設定した。各ファンドの投資行動及び運用状況について把握し、リスク管理指標に係る目標値の遵守については、状況によりリスク管理指標の目標値の改定の協議を行い、これを認めるなど適切な措置を講じた。 また、少数銘柄に集中投資することによるリスクが高まることを防止し、分散投資することを目的に、株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用における同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を基本としつつ、合理的な理由がある場合の範囲を明確にするための投資上限について「ベンチマーク・インデックスのウェイトに150%を乗じて得た率」までとすると定め、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を、随時、把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成19事業年度において運用体制の変更等があったものは55ファンドで113件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは9ファンドで9件であった。これらの社に対してはミーティング等を実施し説明を求めた。 その結果、1ファンドについては運用に影響を及ぼす可能性があることと認められたことから、警告を行い、資金の一部回収を実施した。 運用担当者の変更等運用体制の不安定性から運用に支障が生じたと認められる外国株式アクティブ運用受託機関1社については、平成19年3月に警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断したことから解約した。 外国債券アクティブの運用受託機関において、システムチェックの不具合に起因する管理目標値の逸脱等が続いた社があったことから、当該運用受託機関に対し</p>
--	---	---	--

	<p>・各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p> <p>・自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p>	<p>・自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p>	<p>警告を行い、再発防止策の実行状況を注視することとし、当分の間、資金配分を停止することとした。 運用受託機関（運用と併せて資産管理を行うもの）の信用リスクについては、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。</p> <p>② 資産管理機関に対し、資産管理の方法、資産管理体制・コンプライアンス等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。 また、各社の資産管理状況については毎月資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティングにおいても状況を把握し、問題のないことを確認した。 このほか、4社21件の人事異動やオフィスの移転により資産管理体制の変更があったが、提示したガイドラインに基づき手続きが行われ、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。</p> <p>【自家運用】 自家運用に係る牽制機能をより強化するため、自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部が提示することとし、その遵守状況について運用部が管理することとした。 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを提示し、運用手法、運用体制及び方針等の提出を求めた。また、インハウス運用室から月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標にかかる目標値等の遵守状況を確認した。 さらに、平成18事業年度運用概況の報告を受け、平成19年8月には自家運用に係る評価のためのミーティングを実施し、11月には国内債券パッシブファンドに係る平成19事業年度上半期運用概況の報告を受け、問題のないことを確認した。 なお、インハウス運用室では従前どおり、月次でリスク管理を行っているほか、国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付け並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスクについては日々、短期資産ファンドの運用対象資産及び与信限度額については約定前後に、ガイドライン遵守状況の確認を行っている。</p>
--	--	--	---

評価の視点等	自己評価	A	【 評価項目 1 6 】	評価	A												
<p>【評価の視点】</p> <p>○資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。移行ポートフォリオについては、各年度末において、各資産の構成割合が乖離許容幅の中に収まっているか。</p> <p>○基本ポートフォリオ移行後、毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p> <p>○移行ポートフォリオ策定中の各年度における市場運用部分の各資産の収益率とベンチマーク収益率、市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析など、資産全体からの包括的な評価、各資産の多角的なリスク管理及び運用受託機関に対するきめ細かなリスク管理や評価などを積極的に行った。また、インハウス運用については、内部牽制機能の強化を図る観点から、運用部が運用ガイドラインを提示し、その遵守状況の確認を行うこととした。</p> <p>実績：○</p>	<p>【乖離状況の把握等】</p> <p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値及び管理運用法人の移行ポートフォリオの乖離状況を把握した。</p> <p>第4四半期からは、基本ポートフォリオへ向けて資金配分を行ったことが参照値からの乖離が拡大する一因となった。なお、移行ポートフォリオに対しあらかじめ定めた乖離許容幅内に収まっている。</p> <p>(業務実績第8. 3. (1) 【乖離状況の把握等】(P. 61) 参照)</p>	<p>【各資産及び資産全体の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因】</p> <p>○ 平成19事業年度を通じて、各資産の収益率とベンチマーク収益率の乖離要因について、分析ツールを用いて分析を行った結果、概ね次のとおり把握できた。</p> <p>(業務実績 第8. 1. (2) ② 【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】(P. 43) 参照)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1272 1703 1791"> <thead> <tr> <th colspan="2">要因分析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>配当課税約0.13%が存在すること(注)及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>概ねベンチマーク並みの収益率となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらの乖離要因を踏まえ、外国株式については、運用受託機関に対するパフォーマンス向上等のために必要な措置を次のとおり講じた。</p>	要因分析		国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	国内株式	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	外国債券	種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。	外国株式	配当課税約0.13%が存在すること(注)及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。	短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。	<p><委員会としての評定理由></p> <p>運用資産のリスク管理については、運用資産の資産構成割合について管理目標値からの把握をより精緻な把握に変更することや、ベンチマークの変更に合わせて当該資産のリスク管理指標の1つを変更する等の改善措置を講じており、指標リスク管理に関する管理運用法人の体制整備が進展したものと評価できる。</p> <p>また、運用受託機関に対するリスク管理についても、遵守すべきガイドラインを示すことや、各運用受託機関のリスク管理指標に係る目標値の遵守状況を逐一把握するなどの積極的な取組が行われており評価に値する。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度に整備されたリスク管理体制にもとづき、着実かつきめ細かなリスク管理や運用機関評価を実施し、所要の成果を得た。 構築したリスク管理体制を活用し、適切かつ弾力的なリスクの管理を実施している。リスクのコントロール手段も適切であり、資金増分を配分する等、コスト的に安価な方法を選択、採用している。 ベンチマーク並みの収益率は確保されている。トラッキングエラーについても一定範囲に抑制されている。また乖離要因についても分析が行われている。 第1の1. 効率的な運営体制、2. の運営能力の向上の評価に関連して当項目の評価もAと判断する。 各資産についてのリスク管理等については、蓄積を積んでおり評価できる。 A評価とするが、早期に日次でのリスクモニタリングが可能となるように最適化システムを含めた取り組みを期待する。 	
要因分析																	
国内債券	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																
国内株式	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																
外国債券	種別選択において担保付証券等を低めに保有したファンドが多かったことがプラスに寄与した。																
外国株式	配当課税約0.13%が存在すること(注)及び米国や英国での銀行株及び各種金融セクターにおける銘柄選択がマイナスに寄与した。																
短期資産	概ねベンチマーク並みの収益率となった。																

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価の結果が一定水準に達しない運用受託機関への資金配分の停止 ・ ミーティングを通じた問題点の有無の把握等 ・ 外国株式アクティブについて、運用受託機関1社の解約及び1社の資金の一部回収 <p>なお、総合評価に当たっては、定性評価にも力点を置き、過去実績等の単純な定量評価に依拠したものとならないようその適正な実施に努めた。</p> <p>(業務実績 第8. 1. (2) ②【運用受託機関の管理及び評価】ア、イ、ウ (P. 4 2) 参照)</p> <p>【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】</p> <p>○ 市場運用部分の資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の主な乖離要因は、資産配分要因によるものであることが確認できた。</p> <p>(業務実績 第8. 3. (1) 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 (P. 6 5) 参照)</p> <p>○ 対応としては、第3四半期までは、移行ポートフォリオに向けて資産構成割合が四半期ごとに定めた管理目標値に基づき計算する各月ごとの参照値を目標にあらかじめ定めた乖離許容幅内に収まるよう資金配分を通じて管理した。</p> <p>第4四半期からは基本ポートフォリオへ向け資金配分を行ったこと等から、参照値からの乖離は拡大することとなった。なお、移行ポートフォリオに対しあらかじめ定めた乖離目標幅内に収まっている。</p> <p>(業務実績 第8. 3. (1) 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 (P. 6 5) 参照)</p>	
<p>○資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>【資産全体のリスク管理】</p> <p>○ 資産全体のリスク管理については、複数のリスク管理数値を毎月1回把握し、これらのリスク値の変動要因を分析した上で特に問題がないことを確認した。</p> <p>(業務実績 第8. 3. (1) 【資産全体のリスク管理】 (P. 6 3) 参照)</p>	
<p>○各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。</p>	<p>実績：○</p> <p>【各資産のリスク管理】</p> <p>○ 基本となるアクティブリスクとして、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれ毎月、ベンチマークとの乖離状況を把握することとし、大きな変化が生じていないか確認した。その結果、平成19事業年度中は問題は生じなかった。</p> <p>(業務実績 第8. 3. (1) 【各資産のリスク管理】 (P. 6 4) 参照)</p>	
<p>○運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示し</p>	<p>実績：○</p> <p>【運用スタイルに応じたベンチマーク等】</p> <p>○ 運用受託機関に対し、遵守すべき運用ガイドラインを提示した。そ</p>	

ているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

の際、各運用受託機関の運用スタイルやファンド特性を考慮して適切なベンチマークを示した。

(業務実績第8.3.(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】① (P.67) 参照)

○ アクティブ運用においては、各運用受託機関の能力を最大限発揮させるとともに、そのパフォーマンスを適切に評価する上で、運用スタイルに応じたベンチマークを設定することは極めて重要であるとの認識の下、運用手法及び運用能力の見極めに十分留意しつつ、綿密な打合せを併せて行うこと等を経て、ベンチマークを設定した。具体的には、国内株式については、バリュー型及びグロース型のベンチマークを、外国株式については、地域特化型のベンチマークを設定した。その際、特定の運用スタイルに偏りが生じないよう適切な組合せとするとともに、資産クラスとしても評価ベンチマークからの乖離ができる限り少なくなるようにした。

(業務実績第8.3.(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】① (P.67) 参照)

○ 各運用受託機関のリスク管理指標にかかる目標値の遵守状況について、月次報告、定期ミーティング等の機会に確認した。また、状況によっては目標値の改定の協議を行うなど、運用状況及びリスク状況について適切な措置を講じた。

(業務実績第8.3.(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】① (P.67) 参照)

○運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクを管理しているか。

実績：○

【運用受託機関の信用リスクの管理】

○ 運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクについては、月1回格付状況を確認し、問題のないことを確認した。

(業務実績第8.3.(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】① (P.67) 参照)

○資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。

実績：○

【資産管理状況の把握等】

○ 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを提示した。各社の資産管理状況については毎月資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、定期ミーティングにおいても状況を把握し、問題のないことを確認した。

(業務実績第8.3.(1) 【各運用受託機関及び各資産管理機関】② (P.68) 参照)

○資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。

実績：○

○ 資産管理機関に係る信用リスクについては月1回格付状況を把握し、問題のないことを確認した。

また、資産管理機関の資産管理体制の変更に当たっては、提示したガイドラインに基づき手続きが適正に行われており、内容についても、オフィス移転や人事異動であったが、資産管理に関しての重大な変更には該当するものはなく、変更後の資産管理体制について、問題のないことを確認した。

○自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。

(業務実績第8.3.(1)【各運用受託機関及び各資産管理機関】② (P.68) 参照)

実績：○

【自家運用の運用状況等の確認等】

○ 自家運用に係る運用ガイドラインについては運用部より提示し、必要な資料の提出を求め、その遵守状況について運用部において月次で管理し、問題のないことを確認した。

また、インハウス運用室では、運用ガイドライン等の遵守状況等の確認を定期的に行った結果、問題のないことを確認した。

(業務実績第8.3.(1)【自家運用】(P.68) 参照)

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																				
<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 各資産ともパッシブ運用を中心とする。 また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p>(3) 運用受託機関及び資産管理機関の管理 ① 平成19年度中に運用受託機関等説明会を開催し、管理運用方針の改正点や重点事項等について周知を図る。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(2) 運用手法 各資産とも、新規資金の配分を含めパッシブ運用を中心に運用を行い、平成19年事業度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約7～8割がパッシブ運用となっている。 なお、国内債券パッシブ運用受託機関（国債型）の選定及び国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。 選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、国内債券パッシブ運用については、定性評価に大きな差がなかったことから、管理運用委託手数料が他社と比較して非常に低い2社を選定し、国内株式アクティブ運用については、超過収益確保の可能性が高いと判断した新規応募の運用機関7社と既存の運用受託機関11社を選定した。 これについては、運用委員会に報告した（詳細は、第8. 3. (3) ②ウにおいて記述。）。 なお、外国株式アクティブ運用については公募を行った。</p> <p>●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成20年3月末） (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1757 940 2448 1098"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パッシブ</td> <td>80.87</td> <td>76.41</td> <td>72.31</td> <td>82.94</td> <td>79.53</td> </tr> <tr> <td>アクティブ</td> <td>19.13</td> <td>23.59</td> <td>27.69</td> <td>17.06</td> <td>20.47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 運用受託機関及び資産管理機関の管理 ① 運用受託機関等説明会の方式については、資産別、アクティブ／パッシブ別に開催し、次の事項について周知を図った。 ア 平成19年3月31日付け改正の管理運用方針の主な変更点 イ 各ガイドラインの変更点 ウ 平成19年度計画 エ 議決権行使ガイドラインの整備状況に関する評価の考え方 オ 業務・システム最適化計画の概要等管理運用上の留意点</p> <p>(参考：開催実績)</p> <table border="1" data-bbox="1757 1535 2398 1761"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>日時</th> <th>出席社数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全資産パッシブ</td> <td>19年5月16日</td> <td>12社</td> </tr> <tr> <td>外国株式アクティブ</td> <td>19年5月16日</td> <td>13社</td> </tr> <tr> <td>資産管理機関</td> <td>19年5月17日</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>国内株式アクティブ</td> <td>19年5月22日</td> <td>14社</td> </tr> <tr> <td>債券アクティブ</td> <td>19年5月22日</td> <td>17社</td> </tr> </tbody> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	80.87	76.41	72.31	82.94	79.53	アクティブ	19.13	23.59	27.69	17.06	20.47	対象	日時	出席社数	全資産パッシブ	19年5月16日	12社	外国株式アクティブ	19年5月16日	13社	資産管理機関	19年5月17日	4社	国内株式アクティブ	19年5月22日	14社	債券アクティブ	19年5月22日	17社
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																																		
パッシブ	80.87	76.41	72.31	82.94	79.53																																		
アクティブ	19.13	23.59	27.69	17.06	20.47																																		
対象	日時	出席社数																																					
全資産パッシブ	19年5月16日	12社																																					
外国株式アクティブ	19年5月16日	13社																																					
資産管理機関	19年5月17日	4社																																					
国内株式アクティブ	19年5月22日	14社																																					
債券アクティブ	19年5月22日	17社																																					

② 運用受託機関に対して月末の資産管理及び運用状況について月1回報告を求め、資産全体の資産構成割合を管理するとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、適切な評価を行う。

また、原則として3年以内の一定の評価期間を経て運用受託機関の見直しを行うこととし、平成19年度は国内株式アクティブの運用受託機関の見直しを総合評価に併せて行うとともに、外国株式アクティブの運用受託機関の見直しを進める。

さらに、業務・システム最適化計画との連携を確保しつつ、資産管理機関の集約化など管理運用上必要な運用受託機関及び資産管理機関の見直しを行う。

② 運用受託機関等の選定、管理及び評価

ア 各運用受託機関から月末の資産管理及び運用状況について月1回報告を求めた。

● 資産全体の資産構成割合

(単位：%)

		第1四半期			第2四半期		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
国内債券	構成割合	51.96	51.53	51.55	53.14	54.75	54.55
	参照値	52.40	52.90	53.40	54.00	54.60	55.20
国内株式	構成割合	21.79	22.04	22.06	21.39	20.20	20.03
	参照値	22.13	21.77	21.40	21.00	20.60	20.20
外国債券	構成割合	10.75	10.53	10.59	10.52	10.41	10.49
	参照値	10.70	10.70	10.70	10.67	10.63	10.60
外国株式	構成割合	15.49	15.91	15.80	14.95	14.63	14.92
	参照値	14.77	14.63	14.50	14.33	14.17	14.00
短期資産	構成割合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

		第3四半期			第4四半期		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
国内債券	構成割合	54.65	56.77	57.56	59.95	60.75	62.37
	参照値	55.70	56.20	56.70	57.30	57.90	58.50
国内株式	構成割合	19.63	18.68	17.88	16.60	16.19	15.11
	参照値	19.83	19.47	19.10	18.70	18.30	17.90
外国債券	構成割合	10.58	10.48	10.63	10.61	10.63	10.58
	参照値	10.60	10.60	10.60	10.57	10.53	10.50
外国株式	構成割合	15.14	14.07	13.93	12.84	12.42	11.94
	参照値	13.87	13.73	13.60	13.43	13.27	13.10
短期資産	構成割合	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	参照値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	構成割合	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	参照値	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

(注) 一時的に短期資産運用を行った財投債満期償還額等を除く。

イ 総合評価を目的とした定期ミーティングを次のとおり、外国債券アクティブ運用受託機関を除く運用受託機関に対して実施した。

- i 国内株式アクティブ運用受託機関ミーティング (13ファンド) :
6月6日～6月14日
- ii パッシブ運用受託機関ミーティング (26ファンド) :
6月20日～6月26日
- iii 国内債券アクティブ運用受託機関ミーティング (11ファンド) :
6月15日～6月19日
- iv 外国株式アクティブ運用受託機関ミーティング (12ファンド) :
2月18日～2月22日

			<p>総合評価結果を踏まえ、評価が一定水準に達しない運用受託機関については、次のとおり資金配分停止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券パッシブ運用受託機関 1社 ii 国内株式パッシブ運用受託機関 1社 iii 外国株式パッシブ運用受託機関 2社 iv 国内債券アクティブ運用受託機関 3社 v 国内株式アクティブ運用受託機関 2社 vi 外国株式アクティブ運用受託機関 9社 <p>また、運用体制の変更等により、運用に支障が生じた運用受託機関について、次のとおり対応した。</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関の1社については、警告を行うとともに当分の間、資金配分を停止し、資金の一部回収を行った。</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関1社については、平成18事業年度において警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断したことから解約した。</p> <p>ウ 平成19事業年度については、国内債券パッシブ運用受託機関（国債型）の選定及び国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成についての見直しに伴う選定を行った。</p> <p>選定に当たっては、運用受託機関の選定を適切に実施するため、審査ルール及び公募要綱を見直し、業務方法書第5条第2項第7号の規定に基づき、ホームページにより公募を実施した。</p> <p>また、外部の専門家たる運用コンサルティング会社を活用するとともに、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精査し、管理運用委託手数料を含む総合評価の結果を踏まえ、新規応募の運用機関及び既存の運用受託機関を選定した。</p> <p>国内債券パッシブ運用機関については、国内債券運用の規模拡大に伴い、発行・流通量の少ない事業債等の非国債において運用の自由度が低下するおそれがあることを考慮し、非国債を含まないNOMURA-BPI国債をベンチマークとする運用受託機関の公募を行った。</p> <p>審査の結果、2次審査を通過した運用機関間の定性評価に大きな差がなかったことから管理運用委託手数料率が他社と比較して非常に低い2社を選定することとした。同時にインハウスにおいてもNOMURA-BPI国債をベンチマークとする国債パッシブ運用を開始することを決定した。</p> <p>国内株式アクティブ運用機関については、六種類の運用スタイル（①中間型 ②エンハンスト型 ③バリュート型 ④グロース型 ⑤小型株式 ⑥スタイル調整ファンド）の公募を行った。</p> <p>スタイル調整ファンドは、バリュート型、グロース型、小型株式の、いわゆるスタイル特化型の公募を行うため、TOPIXとのベンチマークの違いにより発生する収益率の差異を調整することを目的とするものである。</p> <p>選定に当たっては、運用手法や投資戦略の特徴、超過収益の源泉、運用スタイル等を勘案し、分散効果が高くなるような構成とし、ファンドごとの資産残高の差を是正し適正な規模とすることとした。また、管理運用法人の評価ベンチマークであるTOPIX型ファンドを増やすこととし、特に、エンハンスト・インデックス型については、従来より多くの運用機関を選定した。</p> <p>この結果、新規応募の運用機関7社及び既存の運用受託機関11社を選定</p>
--	--	--	---

した。

外国株式アクティブ運用機関については、地域特化型をベンチマークとするファンドの募集は行わず、ベンチマークについては MSCI KOKUSAI（円貨換算、配当込み、税引き前）に統一した。公募する運用スタイルは、①アクティブ型 ②エンハンスト・インデックス型の二種類とした。

● 国内債券パッシブ運用

公募	ベンチマークを NOMURA-BPI 国債とする公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、平成19年6月6日から6月22日までの間公募を実施した。
第1次審査	応募があった7社について書類に基づき、応募資格要件等を審査し、応募のあった7社全てを通過社とした。
第2次審査	第1次審査通過とした7社に対し、担当職員によるヒアリングを行った。投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、投資方針においては、ベンチマーク収益率への追従及び総取引費用の最小化等による収益の確保をするための効率的な運用手法を選択しているかを確認し、運用プロセスにおいては債券パッシブ運用に必要なベンチマーク情報の入手・分析、ベンチマーク入替え時に乖離を最小限に抑えるためのリバランス・プロセスが確立されているか等を審査し、その結果、6社を通過社とした。
第3次審査	第2次審査通過とした6社について現地調査を実施し、投資方針や運用プロセスがファンド・マネージャーに十分に理解され、ポートフォリオに忠実に反映されているか、また、最良執行を行うためにファンド・マネージャーとトレーダーのコミュニケーションが十分に取れる体制となっているか等を確認するとともに、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価を行った。その結果、審査対象の6社については定性評価で大きな差がなかったことから、管理運用委託手数料が他社と比較して非常に低い運用機関2社を選定した。

● 国内株式アクティブ運用

公募	国内株式アクティブの運用受託機関構成の見直しについて検討し、4種類のマネージャー・ベンチマーク、6種類の運用スタイルについて公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、平成19年4月23日から5月18日までの間公募を実施した。
第1次審査	応募があった29社42ファンドについて書類に基づき、応募資格要件等を審査し、23社、30ファンドを通過とした。
第2次審査	既存の運用受託機関に総合評価のためのヒアリングを実施した後、第1次審査通過とした新規応募の運用機関23社、30ファンドに対し、担当職員によるヒアリングを行った。投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、投資方針においては超過収益獲得の確たる根拠があるの

			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1783 134 1902 323"></td> <td data-bbox="1902 134 2638 323">か確認するとともに、運用プロセスにおいては株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、新規応募の13社20ファンド及び既存の12社12ファンドを通過とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 323 1902 690">第3次審査</td> <td data-bbox="1902 323 2638 690">第2次審査通過とした新規応募の運用機関のうちスタイル調整ファンド応募社を除く11社11ファンド及び既存の運用受託機関12社に対し現地調査を実施し、投資方針や運用プロセスが、投資判断を行うファンド・マネージャーやアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、投資判断に実際に反映されているかなどを確認するとともに、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価結果と運用受託機関構成を勘案し、新規応募の運用機関7社、10ファンド及び既存の運用受託機関11社、11ファンドの計16社、21ファンドを選定した。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1822 730 2169 760">● 外国株式アクティブ運用</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1783 760 1902 949">公募</td> <td data-bbox="1902 760 2638 949">外国株式アクティブの運用受託機関構成の見直しについて検討し、MSCI KOKUSAI をベンチマークとしたアクティブ運用とエンハンストインデックス運用について、公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、平成20年3月12日から4月11日までの間公募を実施した。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1822 989 2769 1163">エ 資産管理機関については、平成13年度に投資一任契約が認められたことにより、資産管理機関を採用し、資産の管理を行ってきた。当時は、資産管理ビジネスがようやく本格化した段階にあったことから、資産クラスごとに1機関とはせず、各資産管理機関に複数の資産の管理をさせることにより、資産クラスごとの管理能力の把握に努めてきた。</p> <p data-bbox="1822 1171 2769 1346">一定期間を経過したことから管理運用法人は、業務・システム最適化計画を推進することに併せ、資産移管にかかる事務の効率化及び資産ごとのデータの統一による事務の効率化を図ることや資産集約による規模のメリットからの管理運用委託手数料の低減等を図ることを目的として、平成19事業年度に1資産クラス1資産管理機関に集約することとした。</p> <p data-bbox="1822 1354 2769 1528">資産管理機関の選定に当たっては、公募を行うとともに、あらかじめ定めた審査基準に基づき審査を行い、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え、業務・システム最適化計画におけるMRK導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、下記のとおり資産管理機関4社を各資産の集約先として決定した。</p> <p data-bbox="1872 1537 2368 1566">具体的には次のプロセスを経て選定した。</p> <p data-bbox="1822 1606 2021 1635">(審査のプロセス)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1783 1635 1902 1719">公募</td> <td data-bbox="1902 1635 2638 1719">公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、公募を実施した。(平成19年9月18日～26日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1719 1902 1824">第1次審査</td> <td data-bbox="1902 1719 2638 1824">〈書面審査〉 新規応募機関はなかった為、第1次審査は実施しなかった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 1824 1902 1936">第2次審査</td> <td data-bbox="1902 1824 2638 1936">〈ヒアリング〉 既存の資産管理機関4社(3社については4資産、1社については2資産について申請)に対し第2次審査(ヒア</td> </tr> </table>		か確認するとともに、運用プロセスにおいては株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、新規応募の13社20ファンド及び既存の12社12ファンドを通過とした。	第3次審査	第2次審査通過とした新規応募の運用機関のうちスタイル調整ファンド応募社を除く11社11ファンド及び既存の運用受託機関12社に対し現地調査を実施し、投資方針や運用プロセスが、投資判断を行うファンド・マネージャーやアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、投資判断に実際に反映されているかなどを確認するとともに、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価結果と運用受託機関構成を勘案し、新規応募の運用機関7社、10ファンド及び既存の運用受託機関11社、11ファンドの計16社、21ファンドを選定した。	公募	外国株式アクティブの運用受託機関構成の見直しについて検討し、MSCI KOKUSAI をベンチマークとしたアクティブ運用とエンハンストインデックス運用について、公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、平成20年3月12日から4月11日までの間公募を実施した。	公募	公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、公募を実施した。(平成19年9月18日～26日)	第1次審査	〈書面審査〉 新規応募機関はなかった為、第1次審査は実施しなかった。	第2次審査	〈ヒアリング〉 既存の資産管理機関4社(3社については4資産、1社については2資産について申請)に対し第2次審査(ヒア
	か確認するとともに、運用プロセスにおいては株式アクティブ運用において広く認められている戦略が適切に組み込まれ、利用されているかなどを評価した上で、運用受託機関構成を勘案し、新規応募の13社20ファンド及び既存の12社12ファンドを通過とした。														
第3次審査	第2次審査通過とした新規応募の運用機関のうちスタイル調整ファンド応募社を除く11社11ファンド及び既存の運用受託機関12社に対し現地調査を実施し、投資方針や運用プロセスが、投資判断を行うファンド・マネージャーやアナリストに共有され、十分に理解されているか、また、投資判断に実際に反映されているかなどを確認するとともに、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価結果と運用受託機関構成を勘案し、新規応募の運用機関7社、10ファンド及び既存の運用受託機関11社、11ファンドの計16社、21ファンドを選定した。														
公募	外国株式アクティブの運用受託機関構成の見直しについて検討し、MSCI KOKUSAI をベンチマークとしたアクティブ運用とエンハンストインデックス運用について、公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、平成20年3月12日から4月11日までの間公募を実施した。														
公募	公募要綱を作成し、ホームページに掲載の上、公募を実施した。(平成19年9月18日～26日)														
第1次審査	〈書面審査〉 新規応募機関はなかった為、第1次審査は実施しなかった。														
第2次審査	〈ヒアリング〉 既存の資産管理機関4社(3社については4資産、1社については2資産について申請)に対し第2次審査(ヒア														

		<p>③ 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。</p> <p>また、運用と併せて資産管理を行う運用受託機関の信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1783 140 1923 472"></td> <td data-bbox="1923 140 2626 472"> <p>リング)を行い、組織・人材、資産管理システム、グローバルカストディ、付加価値サービス、コンプライアンス、業務体制などの評価を評価基準に基づき各資産クラスごとに実施した(平成19年11月16日・11月19日)。</p> <p>その結果、国内債券及び国内株式の国内資産クラスについては、評価基準を満たしていた全社を、また、外国債券及び外国株式の資産クラスについては、資産管理システム及びグローバルカストディについて優位性のある2社を第2次審査通過とした。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1783 472 1923 1018"> <p>第3次審査</p> </td> <td data-bbox="1923 472 2626 1018"> <p>①現地調査<ヒアリング></p> <p>第2次審査を通過した国内資産クラスの3社及び外国資産クラスの2社について現地調査(ヒアリング)を行い、組織・人材、付加価値サービスの状況等について確認した。(平成19年12月20日・12月21日)</p> <p>②運用受託機関等選定委員会</p> <p>現地調査(ヒアリング)において、組織・人材、付加価値サービスの状況等につき第2次審査のヒアリング結果に相違がなかったことを確認するとともに、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え業務・システム最適化計画における年金積立金データ標準化(MRKサービス)導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、4社を選定した。(平成19年12月27日)</p> </td> </tr> </table> <p>③</p> <p>ア 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示した。</p> <p>イ 運用受託機関ごとに提示したガイドラインにおける運用手法、運用体制及び社の方針等については、随時必要な資料の提出を求めた。</p> <p>ウ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果を月次で報告を求めた。</p> <p>エ 信用リスクについては、随時管理するとともに、運用体制の変更等が発生した場合は、随時報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認し、適切な措置を講じた。</p> <p>なお、運用体制の変更等により、運用に支障が生じた運用受託機関について、次のとおり対応した。</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関の1社については、警告を行うとともに当分の間、資金配分を停止し、資金の一部回収を行った。</p> <p>外国株式アクティブ運用受託機関1社については、平成18事業年度において警告し状況を注視していたところであるが、改善が見込めないと判断したことから解約した。</p> <p>オ イからエまでに係る報告内容については月次単位で整理し、分析を行った。</p> <p>カ 上半期の運用状況及びリスク管理の遵守状況の確認を目的とした定期ミー</p>		<p>リング)を行い、組織・人材、資産管理システム、グローバルカストディ、付加価値サービス、コンプライアンス、業務体制などの評価を評価基準に基づき各資産クラスごとに実施した(平成19年11月16日・11月19日)。</p> <p>その結果、国内債券及び国内株式の国内資産クラスについては、評価基準を満たしていた全社を、また、外国債券及び外国株式の資産クラスについては、資産管理システム及びグローバルカストディについて優位性のある2社を第2次審査通過とした。</p>	<p>第3次審査</p>	<p>①現地調査<ヒアリング></p> <p>第2次審査を通過した国内資産クラスの3社及び外国資産クラスの2社について現地調査(ヒアリング)を行い、組織・人材、付加価値サービスの状況等について確認した。(平成19年12月20日・12月21日)</p> <p>②運用受託機関等選定委員会</p> <p>現地調査(ヒアリング)において、組織・人材、付加価値サービスの状況等につき第2次審査のヒアリング結果に相違がなかったことを確認するとともに、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え業務・システム最適化計画における年金積立金データ標準化(MRKサービス)導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、4社を選定した。(平成19年12月27日)</p>
	<p>リング)を行い、組織・人材、資産管理システム、グローバルカストディ、付加価値サービス、コンプライアンス、業務体制などの評価を評価基準に基づき各資産クラスごとに実施した(平成19年11月16日・11月19日)。</p> <p>その結果、国内債券及び国内株式の国内資産クラスについては、評価基準を満たしていた全社を、また、外国債券及び外国株式の資産クラスについては、資産管理システム及びグローバルカストディについて優位性のある2社を第2次審査通過とした。</p>						
<p>第3次審査</p>	<p>①現地調査<ヒアリング></p> <p>第2次審査を通過した国内資産クラスの3社及び外国資産クラスの2社について現地調査(ヒアリング)を行い、組織・人材、付加価値サービスの状況等について確認した。(平成19年12月20日・12月21日)</p> <p>②運用受託機関等選定委員会</p> <p>現地調査(ヒアリング)において、組織・人材、付加価値サービスの状況等につき第2次審査のヒアリング結果に相違がなかったことを確認するとともに、管理運用委託手数料及び外国における保管手数料等を含む総合評価に加え業務・システム最適化計画における年金積立金データ標準化(MRKサービス)導入への対応、資産移管に係る事務リスク等を勘案し、4社を選定した。(平成19年12月27日)</p>						

		<p>④ 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示し、定期的にミーティングを行うとともに随時必要な資料の提出を求め、その遵守状況を管理する。</p> <p>また、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。</p>	<p>ティングを平成19年12月中旬に次の運用受託機関に対して実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月にベンチマークを変更した外国債券アクティブ運用受託機関5社及び新規採用の外国債券アクティブ運用受託機関2社 ・上半期のモニタリングを通じて運用プロセス、リスク管理状況、事務処理状況等に関して確認が必要と認められた国内債券アクティブ運用受託機関2社及びパッシブ運用受託機関（1社2ファンド） <p>なお、本ミーティングを実施しないファンドについても、同一の様式により報告書を求め、運用状況及びリスク管理状況を確認した。</p> <p>④</p> <p>ア 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等について規定した資産管理ガイドラインを提示した。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示した。</p> <p>イ 資産管理機関ごとに提示したガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（4社）。</p> <p>なお、内容については軽微な人事異動等に関するものであり、重要な事項ではなかったことから、ミーティングは実施しなかった（4社21件）。</p> <p>ウ 信用リスクについては、月1回格付状況に問題のないことを確認した。</p> <p>なお、自家運用における資産管理機関については、日々、格付け状況に問題がないことを確認するとともに、資産管理業務について、取引の翌営業日に資産管理機関より情報開示される銘柄別取引明細書と約定日に送付した指図書記載の取引内容を突合し、適切に管理されていることを確認した。</p> <p>エ 総合評価を目的とした定期ミーティングについては、集約化に向けたヒアリングで兼ねるものと整理し、平成19年11月、全資産管理機関に対して実施した。</p>
--	--	---	--

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 17 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○運用手法は、各資産ともパッシブ運用が中心となっているか。</p> <p>○アクティブ運用の運用受託機関の選定に際しては、運用の実績並びに運用体制及び投資方針、銘柄選択の方法論等の運用手法を精査し、選定の可否の判断が適切に行われているか。[運用受託機関の管理については、1.(2)で評価]</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関の選定においては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精力的に審査を実施するとともに、外部の専門機関たる運用コンサルティング会社からのデータやアドバイスも十分に活用し、多角的かつ客観的な検討を慎重かつ厳格に実施し、この結果、優良な運用受託機関を選定することができた。</p> <p>実績：○</p> <p>【パッシブ運用を中心とした運用手法】</p> <p>○平成19事業年度末のパッシブ運用及びアクティブ運用の構成割合は、国内債券 80.87%：19.13%、国内株式 76.41%：23.59%、外国債券 72.31%：27.69%、外国株式 82.94%：17.06%、全体 79.53%：20.47%となっており、パッシブ運用中心となっている。</p> <p>なお、アクティブ運用受託機関の選定に当たっては、業務方法書第5条第2項第7号及び管理運用方針に選定方法等を定め、超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとしている。この考え方にに基づき、国内株式アクティブ運用受託機関を選定した。(業務実績第8.3.(2) (P.73) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【アクティブ運用受託機関の選定】</p> <p>○平成19事業年度においては、国内株式アクティブ運用に係る運用受託機関構成の見直しの一環として運用受託機関の選定を実施した。</p> <p>1次審査において、関係法令上の認可等の最低限の要件を満たしていることについて厳格な書類審査を実施した。</p> <p>1次審査通過の新規応募の運用機関と既存の運用受託機関に対して、2次審査において、各社個別にヒアリングを実施することにより、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制について精力的に審査を実施した。</p> <p>2次審査通過の新規応募の運用機関と既存の運用受託機関に対して、3次審査として、現地調査において、運用哲学及びプロセスがファンド・マネージャーやアナリストに共有・理解されているか、及び投資判断に実際に反映されているかについての確認に加え、最高幹部との対面ヒアリングによる投資方針等の直接確認、事務処理体制の実査等を行い、運用受託機関等選定委員会において、管理運用委託手数料を含む総合評価結果と運用受託機関構成を勘案し審査を行った。</p> <p>以上の審査の過程においては、外部の専門機関たる運用コンサルティング会社からのデータやアドバイスも十分に活用し、多角的かつ客観的な検討を慎重かつ厳格に実施し、この結果、優良な運用受託機関を選定することができた。</p> <p>(業務実績第8.3.(3) ②ウ (P.75) ●国内株式アクティブ運用 (P.76) 参照)</p>			<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>運用受託機関の選定については、あらかじめ定めた基準に基づき公募を行い、運用コンサルティング会社を活用しつつ、投資方針や運用プロセス等を精査するとともに、綿密かつ適正な選定が行われていると評価する。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブ中心（7～8割）の運用であり、アクティブ運用のマネージャーストラクチャーの構築にあたり、精力的な審査が行われている。 ・自家でパッシブを実施する等、受託内容を積極的に実行に移している。 ・運用機関の選定について、適切な審査がなされた。 ・運用受託機関の選定について適切な対応が行われている。 ・前項の(1)の同様な観点からAとする。 ・運用受託機関の選定については難しい課題ではあるが、選定方法及び中途、事後評価ともに相当高いレベルのスキームを実施している。 	

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績						
<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。 	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(4) その他</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成等への影響に配慮して、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p> <p>また、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組み状況について評価する。</p>	<p>3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(4) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響を配慮し、1日当たり配分額の上限基準を設定し、その基準に基づき資金配分を実施した。また、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始に当たり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた(資金の投入及び回収に当たっての詳細は、第8. 1. (4) ①及び②において記述)。 また、リバランスを行うに当たっては、平成19事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。 民間企業の経営に与える影響を考慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった(第8. 1. (4) ③ 再掲)。 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記した。 株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について、変更があった延べ54社については、変更後の方針の提出を受けた。 平成19事業年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関34社から報告を求め、全社が議決権行使を実施していることを確認した。平成19事業年度における行使状況は次のとおりである。なお、これについては運用委員会に報告した。 <p>(国内株式)</p> <p>ア 運用受託機関の対応状況</p> <table border="0"> <tr> <td>株主議決権を行使した運用受託機関数</td> <td>:</td> <td>16社</td> </tr> <tr> <td>株主議決権を行使しなかった運用受託機関数</td> <td>:</td> <td>0社</td> </tr> </table>	株主議決権を行使した運用受託機関数	:	16社	株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	:	0社
株主議決権を行使した運用受託機関数	:	16社							
株主議決権を行使しなかった運用受託機関数	:	0社							

イ 行使内容

●国内株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成19年度			(参考)平成18年度		
	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	164,785 (89.6%)	76 (6.8%)	—	141,841 (88.0%)	44 (6.6%)	—
反対	19,062 (10.4%)	1,041 (93.2%)	—	19,249 (11.9%)	625 (93.4%)	—
白紙委任	1 (0.0%)	0 (0.0%)	—	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	41 (0.0%)	0 (0.0%)	—	30 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合計	183,889 (100.0%)	1,117 (100.0%)	185,006	161,120 (100.0%)	669 (100.0%)	161,789

ウ 反社会的行為への対応

運用受託機関では、法令違反による摘発、社会問題、行政処分を受けた事例等を反社会的行為として認識し、当該対象者に有責性が認められる場合には、取締役、監査役の選任に反対するなどの行使行動が見られた。

(外国株式)

ア 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数 : 18社
 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数 : 0社

イ 行使内容

●外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成19年度			(参考)平成18年度		
	会社提案	株主提案	総議案数	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	119,126 (93.9%)	1,976 (26.8%)	—	107,201 (94.4%)	1,982 (29.5%)	—
反対	6,246 (4.9%)	5,270 (71.5%)	—	4,180 (3.7%)	4,652 (69.1%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	121 (0.1%)	0 (0.0%)	—
棄権	1,507 (1.2%)	127 (1.7%)	—	2,056 (1.8%)	94 (1.4%)	—
合計	126,879 (100.0%)	7,373 (100.0%)	134,252	113,558 (100.0%)	6,728 (100.0%)	120,286

ウ 反社会的行為への対応

運用受託機関では、証券取引に関する規制違反の事例等を反社会的行為として認識し、関連する議案の一部に反対するなどの行使行動がみられた。

⑥ 国内株式パッシブ運用に係る運用受託機関で平成18事業年度評価が低かった5社についてミーティングを実施した。

なお、ミーティングにおいては、平成18事業年度の評価の結果を踏まえた改善状況、取締役等の選任議案、買収防衛策に係る議案についての行使基準と行使状況を確認した。

以上を踏まえての各運用受託機関の議決権取組状況の評価は

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制
- ・行使状況

を評価の項目とし、各項目を総合することにより行った。

なお、評価に当たっては、平成19事業年度における外国株式議決権行使に係る調査研究を活用した。

平成19事業年度における各運用受託機関の議決権行使の取組に関する評価は概ね良好な結果となった。しかし議決権行使の状況については、改善の必要性が認められる社も見受けられた。外国株式については、シェアブロッキング制度（株主総会が終了するまでの一定期間、議決権を行使する株主の株券が凍結される制度）による規制がない国においても不行使となっていた社に対して、個別に指摘し、その改善がなされたことを確認した。

この評価結果は平成20事業年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 1 8 】	評定	B
<p>【評価の視点】</p> <p>○過大なマーケットインパクトや市場の価格形成等への影響を回避するよう努めたか。</p> <p>○資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中が回避されているか。</p> <p>○株式運用において個別銘柄の選択を行っていないか。</p> <p>○運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>運用受託機関への資金配分や回収時等においては、前例のない巨額な資産であることに鑑み、市場価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、できる限り慎重にかつ工夫をして投資行動を行った。また、個別銘柄の選択や指図を行わず、株主議決権行使については、コーポレートガバナンスの重要性を示したうえで運用受託機関に委託し、各社の行使状況を綿密に確認するなど長期的な株主利益の最大化を目指すための慎重な対応を行った。</p> <p>実績：○</p>	<p>【市場に対する影響への配慮】</p> <p>○ 運用受託機関に対する資金配分については、市場への影響を配慮し、年度を通じて平準的な配分を行うための資金計画の作成及び各資産ごとに1日当たり配分額の上限基準を設定し、その基準に基づき新規資金配分を実施した。また、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始にあたり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた。</p> <p>また、リバランスを行うに当たっては、平成19事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて行った。</p> <p>(業務実績第8. 3. (4) ① (P. 81) 参照)</p> <p>実績：○</p>	<p>【個別銘柄の選択】</p> <p>○ 株式運用においては、各運用受託機関に運用を委ねていることから、個別銘柄の選択は行わなかった。</p> <p>(業務実績第8. 3. (4) ② (P. 81) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【株主議決権行使状況】</p> <p>○ 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしているが、運用受託機関に対してコーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用ガイドラインにおいて示し、具体的な議決権行使の方針を作成するよう求めるとともに、運用受託機関等説明会及び議決権行使に係るミーティングにおいても示した。</p> <p>また平成18事業年度における株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関36社から、平成19年4月から6月までの株主議決権行使状況については、国内株式及び外国株式の運用受託機関34社から、それぞれすべて報告を受けた。</p> <p>その際、各社の議決権行使の方針と行使状況の整合性を確認した。これについては、運用委員会に報告した。</p> <p>(業務実績第8. 3. (4) ③④⑤⑥ (P. 81) 参照)</p>	<p>評定</p>	<p>＜委員会としての評定理由＞</p> <p>株主議決権行使については、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を行わせるなどの取り組みを行っており、企業経営等に与える影響に配慮を行いつつ、必要な対応を行っている認められるが、今般の株式市場の環境変化に伴い、対応のあり方についても引き続き検討を行っていただきたい。</p> <p>＜各委員の評定理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決権行使にあたって、ガイドラインの策定ならびにその遵守を自主的に行うことを評価項目とするなど、直接的指示ではないものの、現状で必要な対応を行っている。 議決権行使の一定の実施はなされており評価できる。 ガバナンスに関しては、(個人的には) 運用機関任せという印象を受ける。 計画通りと評価する。 適切に行っている。株主議決権行使についても、機関の性格に鑑み適切に行っている。 <p>＜参考意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式市場の環境が変化するなかで、今後は議決権行使の位置づけを再度検討する必要がある。 国が民間企業の経営に関与すべきではないとの主張も一理あるとは言えるが、国民の代理人として株式運用を行う以上、運用受託機関の管理だけでなく、さらに踏み込んだ対応が行われるべきであるとする。資金規模が巨大であるため市場の活性化への影響も大きい。個別の議案に対する評価を行わずとも、例えば買収防衛策などに関して機関投資家としての法人の方針などについて、意見書概要などを株主総会の季節の直前に公表するなど、何らかの代替策が講じられる余地はないか。

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績																																																																																								
<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の引受け 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の管理及び運用 平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の管理及び運用 自家運用において、厚生労働大臣が指示する財投債の償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、財投債を引き受け、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の管理及び運用</p> <p>① 財務大臣からの引受依頼及び厚生労働大臣からの引受指示に基づき、平成19事業年度においては、合計16,012億円の財投債を引き受けた。また、保有目的区分は、引き続き満期保有目的とした。引受状況については運用委員会に報告した。</p> <p>② 平成19事業年度における引受状況は次のとおりである。</p> <p>●引受額（額面）及び保有目的区分 （単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="1745 617 2383 1178"> <thead> <tr> <th></th> <th>2年債</th> <th>10年債</th> <th>計</th> <th>保有目的区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>584</td><td>747</td><td>1,331</td><td>満期保有</td></tr> <tr><td>5月</td><td>583</td><td>746</td><td>1,329</td><td>〃</td></tr> <tr><td>6月</td><td>583</td><td>750</td><td>1,333</td><td>〃</td></tr> <tr><td>7月</td><td>584</td><td>748</td><td>1,332</td><td>〃</td></tr> <tr><td>8月</td><td>584</td><td>750</td><td>1,334</td><td>〃</td></tr> <tr><td>9月</td><td>583</td><td>746</td><td>1,329</td><td>〃</td></tr> <tr><td>10月</td><td>583</td><td>748</td><td>1,331</td><td>〃</td></tr> <tr><td>11月</td><td>583</td><td>747</td><td>1,330</td><td>〃</td></tr> <tr><td>12月</td><td>583</td><td>748</td><td>1,331</td><td>〃</td></tr> <tr><td>1月</td><td>583</td><td>746</td><td>1,329</td><td>〃</td></tr> <tr><td>2月</td><td>584</td><td>747</td><td>1,331</td><td>〃</td></tr> <tr><td>3月</td><td>582</td><td>754</td><td>1,336</td><td>〃</td></tr> <tr><td>年度計</td><td>6,999</td><td>8,977</td><td>15,976</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 15,976億円は額面の合計であり、上記①の16,012億円との差額は、引受価格と額面との差額及び経過利子による。</p> <p>●引受額（額面） （単位：億円）</p> <table border="1" data-bbox="1822 1362 2383 1587"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2年債</td><td>10,106</td><td>6,999</td></tr> <tr><td>5年債</td><td>2,000</td><td>—</td></tr> <tr><td>10年債</td><td>19,681</td><td>8,977</td></tr> <tr><td>20年債</td><td>199</td><td>—</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31,986</td><td>15,976</td></tr> </tbody> </table> <p>③ 第1四半期末、第2四半期末及び第3四半期末の各時点の償却原価法による評価額と併せて時価法による評価額について各四半期の管理及び運用実績の状況等の一環として公表した（平成19事業年度末時点の評価額については業務概況書にて公表。）。</p>		2年債	10年債	計	保有目的区分	4月	584	747	1,331	満期保有	5月	583	746	1,329	〃	6月	583	750	1,333	〃	7月	584	748	1,332	〃	8月	584	750	1,334	〃	9月	583	746	1,329	〃	10月	583	748	1,331	〃	11月	583	747	1,330	〃	12月	583	748	1,331	〃	1月	583	746	1,329	〃	2月	584	747	1,331	〃	3月	582	754	1,336	〃	年度計	6,999	8,977	15,976	—		18年度	19年度	2年債	10,106	6,999	5年債	2,000	—	10年債	19,681	8,977	20年債	199	—	合計	31,986	15,976
	2年債	10年債	計	保有目的区分																																																																																							
4月	584	747	1,331	満期保有																																																																																							
5月	583	746	1,329	〃																																																																																							
6月	583	750	1,333	〃																																																																																							
7月	584	748	1,332	〃																																																																																							
8月	584	750	1,334	〃																																																																																							
9月	583	746	1,329	〃																																																																																							
10月	583	748	1,331	〃																																																																																							
11月	583	747	1,330	〃																																																																																							
12月	583	748	1,331	〃																																																																																							
1月	583	746	1,329	〃																																																																																							
2月	584	747	1,331	〃																																																																																							
3月	582	754	1,336	〃																																																																																							
年度計	6,999	8,977	15,976	—																																																																																							
	18年度	19年度																																																																																									
2年債	10,106	6,999																																																																																									
5年債	2,000	—																																																																																									
10年債	19,681	8,977																																																																																									
20年債	199	—																																																																																									
合計	31,986	15,976																																																																																									

④ 平成19事業年度における管理及び運用状況は次のとおりである。

●償還額（額面）

（単位：億円）

	2年債	5年債	計
4月	92	－	92
5月	91	－	91
6月	91	6,292	6,383
7月	91	－	91
8月	92	－	92
9月	91	6,599	6,690
10月	41	－	41
11月	41	－	41
12月	42	6,296	6,338
1月	41	－	41
2月	42	－	42
3月	44	5,695	5,739
年度計	799	24,882	25,681

●資産残高

（単位：億円）

	償却原価	時価
4月末	297,022	296,805
5月末	298,529	296,607
6月末	292,944	289,708
7月末	294,450	292,459
8月末	295,959	296,478
9月末	290,058	290,478
10月末	291,616	293,206
11月末	293,167	295,829
12月末	287,627	290,639
1月末	289,186	293,345
2月末	290,728	295,586
3月末	285,794	291,842

評価の視点等	自己評定	B	【 評価項目 19 】	評定	B
<p>【評価の視点】</p> <p>○財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。</p> <p>○満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。</p>	<p>(理由及び特記事項)</p> <p>財投債の管理及び運用は、引受けに際しては遺漏なきを期すとともに、引受処理終了後には資産管理機関のデータ等により正確に処理が行われ、資産管理されていることの確認を行った。</p> <p>資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も実施し、各四半期の管理及び運用実績の状況等において公表した。</p> <p>実績：○</p> <p>【財投債の引受、管理及び運用】</p> <p>○ 財務大臣からの引受依頼及び厚生労働大臣からの引受指示に基づき、処理を行った。引受けに際しては、厚生労働省と密接な連絡を取りつつ行い、遺漏なきを期すとともに、引受処理終了後には、資産管理機関のデータ等により正確に処理が行われ、資産管理されていることの確認を行った。</p> <p>(業務実績第8. 4. (1) (P. 85) 参照)</p> <p>実績：○</p> <p>【満期保有とする財投債の評価】</p> <p>○ 引き受けた財投債はすべて満期保有目的としているが、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も実施し、各四半期の管理及び運用実績の状況等において公表した。</p> <p>(業務実績第8. 4. (1) (P. 85) 参照)</p>			<p><委員会としての評定理由></p> <p>財投債の引き受けについては、特段の問題もなく、計画通りに行われていると認める。</p> <p><各委員の評定理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財投債（1兆6千億円）の引受けを予定どおり行った。 ・ 受託内容を遺漏なく実施している。 ・ 特筆すべき事項なし。 ・ 財投債の引受、管理など適切に行われている。 ・ 計画通りと評価する。 ・ ほぼ計画通りに行われた。 	

中期目標	中期計画	平成19事業年度計画	平成19事業年度業務実績
<p>4. その他</p> <p>(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。</p>	<p>4. その他</p> <p>(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。</p> <p>(3) 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>(4) 職員の人事に関する計画</p> <p>①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p> <p>ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p>	<p>4. その他</p> <p>(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては支所を設けるなど厚生労働省及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないよう具体的な検討を進める。</p> <p>(3) 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>(4) 職員の人事に関する計画</p> <p>①方針 ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</p> <p>イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</p> <p>ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p>	<p>4. その他</p> <p>(2) 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 運用受託機関等との連携を十分に図るための体制づくり及び業務に支障が生じないような方法についての支所の設置の是非、最適な移転時期等の課題の抽出を行うなど具体的な検討を行った。</p> <p>(3) 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>(4) 職員の人事に関する計画</p> <p>①方針 ア 平成18年4月の管理運用法人設立時に新たな組織編成を行ったところではあるが、より効率的かつ効果的な業務を遂行するため、組織体制の見直しを行った。 また、平成19事業年度中においても、より一層の組織の効率化等を図るための体制整備等を行った。 (第1. 1. (1) 再掲)</p> <p>イ 人事評価制度は、職員の能力の向上、管理職の管理能力の強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、業務遂行への取組及び成果(管理運用法人の業績への貢献度)を評価する「実績評価」並びに職員の職務遂行能力を評価する「能力評価」を行うものである。 平成19事業年度においては、人事評価制度に係る人事評価制度実施規程を制定・施行し、平成18事業年度に引き続き、管理職(課長相当職以上)を対象に研修を実施するとともに、全職員を対象とした人事評価制度の目的及び評価方法等について説明会を行ったのち、平成20年1月より人事評価制度の運用を開始した。 (第1. 1. (2) 再掲)</p> <p>ウ 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等の募集を行った。 また、運用実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用し、又は採用決定した。 (第1. 2. (1) 再掲)</p>

	<p>エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>エ 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成19事業年度の研修を次のとおり実施した。 (合計 85回、延べ552名参加)</p> <p>i 一般研修(職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修 法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、法令遵守についての職員の意識向上を図った。 11月開催(参加人数 83名) ・ メンタルヘルス研修 職員の健康保持増進を図る観点から、職員個々に「こころの健康診断」を実施し、メンタルヘルスについての意識向上を図った。 2月開催(参加人数 82名) ・ 管理職研修 人事評価制度の導入に伴い、管理職(課長職)の管理能力の大幅な向上が求められることから、人事評価を主とする管理職研修を実施した。 12月開催(課長以上11名) 1月開催(課長6名) ・ 基礎研修 平成19事業年度に採用した職員の基礎知識の習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等について研修を実施した。 4月～3月開催:3回(参加人数8名) ・ 担当者研修 担当職員の資質の向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。 5月～3月開催:9回(参加人数 延べ11名) <p>ii 業務研修(資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初級・中級業務研修 年金積立金の管理及び運用に係る業務に必要な基礎知識の習得及び必要な知識のレベルアップを図るための研修を実施した。 (初級) 4月 : 7講座(参加人数10名) 10月 : 7講座(参加人数10名) (中級) 12月～3月:12講座(参加人数16名) <p>※ 初級・中級業務研修については、研修終了後に受講者から実施した講座内容、今後実施してほしい講座内容等に係るアンケート調査を行い、その調査結果を踏まえ、新たに演習項目を採り入れるなど、よりよい研修内容に改善していくための取組を進めた。 また、平成18事業年度から受講対象を管理部・監査室を含めた職員全体に拡大したことを受け、特に初級業務研修については、計画的な受講をすすめ、平成19事業年度中に概ね全職員の受講を完了させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者研修 隔月1回程度、外部有識者を講師として招き、海外資産の管理や金融商品取引法等をテーマとした研修を実施した。
--	---	---	--

	<p>オ. 幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>②人員に係る指標 期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 81人 期末の常勤職員数 81人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 2,961百万円 ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除いた費用である。</p>	<p>オ. 幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>②人事に関する指標 平成19年度末の常勤職員数については、中期計画期初の100%以内とする。</p>	<p>5月～3月：5回〔参加人数 延べ137名〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム研修 ITリテラシーの向上を図るために情報及び情報システムのセキュリティに関する研修を実施した。 1月開催(参加人数 73名) iii 外部セミナー等への参加 資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。 59セミナー(参加人数 延べ104名) iv 専門実務研修の一環として、金融等に関する基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として平成18事業年度に創設した職員の大学院入学補助制度を活用し、職員1名が4月に入学し、現在受講中である。 v 資金運用等の分野に関連する資格取得を支援するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 (第1.2.(2) 再掲) <p>オ 他の関係機関との人事交流について、平成18事業年度に引き続き、職員の業務運営能力の向上を図る観点から、専門性を確保すること等に留意しつつ、交流先、対象者、労働条件、期間等について検討を行なった。 その結果、人事交流の一環として、平成20事業年度より、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)から研修生1名を受け入れることとした。 (第1.2.(3) 再掲)</p> <p>②人事に関する指標 平成19事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数100%以内となった。</p>
--	---	--	---

評価の視点等	自己評定	A	【 評価項目 20 】	評定	A
<p>【評価の視点】</p> <p>○主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。</p> <p>○「第1業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」において評価。</p> <p>○期末の常勤職員数について、期初の常勤職員数の100%以内となったか。</p>	(理由及び特記事項)	<p>職員の専門性の向上を図り、組織運営の効率化を図りながら、平成19事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数100%以内とした。</p>	<評価委員会としての評定理由>	<p>職員の専門性向上における取り組みとしては、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られており専門性の強化に努めていると評価する。</p>	
	実績：△（平成20事業年度まで）		<p>【主たる事務所の移転】</p> <p>○ 運用受託機関等との連携を十分に図るための体制づくり及び業務に支障が生じないような方法についての課題の抽出を行うなど具体的な検討を行った。 （業務実績第8.4.(2)（P.88）参照）</p>	<各委員の評定理由>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門人材の確保、研修等による専門力の強化に努めた。主たる事務所の移転が凍結されたことは、業務運営上プラスになるものと思われる。 ・ 坦々と業務が実施されている。 ・ 人事評価、研修制度等職員の人事に関する対応が行われた。 ・ 関連する評価との関連においてAとする。 ・ 適切に行っている。 ・ 主たる事務所の移転が凍結されたことは、業務運営上プラスになるものと思われる。
	【評価項目1～5で評価】		<p>実績：○</p> <p>【期末の常勤職員数】</p> <p>○ 平成19事業年度末の常勤職員数については、中期計画期初の常勤職員数100%以内となった。 （業務実績第8.4.(4)②（P.90）参照）</p>	<その他意見>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金が資金運用によって支給される制度そのものには年金を掛けて受けることになる国民には運用には不安定要素が含まれることになり、一抹の不安を残す。今後は年金スタート当初のような安全・安定になってほしいものです。

平成19年度業務実績評価関係資料

目次

様式 1	目的積立金	1
様式 2	保有資産	2
様式 3	官民競争入札の活用	3
様式 4	コンプライアンス体制の整備状況等	4
様式 5	役職員の報酬・給与等の状況	5
様式 6	随意契約等の状況	16

(様式 1)

目的積立金

①当期総利益の計上	有	・	<input checked="" type="radio"/>
②目的積立金の申請	有	・	<input checked="" type="radio"/>

【当期総利益の計上が「有」、目的積立金の申請「無」の場合は、以下を記入】

③利益の発生要因	
④目的積立金を申請していない理由	

委員記載（評価）欄

--

(様式 2)

保有資産



①見直しの検討の有無	有 ・ 無
------------	-------

②見直しの状況	<p>平成 20 年度中に宿舎の存廃について結論を得るべく検討中</p> <p>(参考)</p> <p>独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)による講ずべき措置 【保有資産の見直し】</p> <p>○日野宿舎等(2 件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。</p>
---------	---

③資産の活用について	<p>減損の認識をした資産はない。</p>
------------	-----------------------

委員記載(評価)欄	<ul style="list-style-type: none">○ 事務所の移転延期を受け、宿舎の取扱いを検討中とのことであり、今後の決定を待って判断したい。○ 問題無し○ 適切な対応が行われている。○ 事務所の移転の如何にかかわらず、基本的には宿舎は廃止する方向で検討すべきではないかと考えられる。○ 土地価額 6 億(行徳 5,4 億・日野 0,6 億)の経済的な効果を考えると来期中の存廃決定が望まれます。
-----------	--

官民競争入札等の活用状況

① 官民競争入札等の活用 (官民競争入札等の検討)	有 ・  (有 ・ )
------------------------------	--

【官民競争入札の活用(検討)が「有」の場合は、以下を記入】

② 該当業務の名称	
-----------	--

③ 活用(検討)状況	
------------	--

委員記載(評価)欄	○ 公募主体の委託形態となっている。
-----------	--------------------

コンプライアンス体制の整備状況等

①取組状況

- ・平成 18 年度に、法令遵守の徹底、推進等のために、外部委員(弁護士)を入れたコンプライアンス委員会を設置した。
- ・平成 19 年度には、コンプライアンス委員会を開催し、役職員の服務規律の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、研修を行うことなどを審議した。
- ・委員会の審議結果を受け、同ハンドブックを用いて、全役職員を対象にコンプライアンス研修を行い、服務規律等について周知・徹底した。
- ・同ハンドブックには、法律(独立行政法人通則法、年金積立金管理運用独立行政法人法)及び内部規定(就業規則、倫理規程、株式等の取引等に関する規程等)における禁止行為や義務等にかかわる内容をまとめている。

②取り組みについての自己評価

コンプライアンス委員会でコンプライアンス推進策などを審議し、その審議結果を受けて、施策を実施する体制となっている。

また、コンプライアンスハンドブックを作成・配付するとともに、関係法令、法人の規程類及び同ハンドブックを法人LANへ掲載し、役職員がいつでも必要な情報にアクセスできる体制となっている。

さらに、研修を行い、役職員に周知・徹底している。

委員記載(評価)欄

- コンプライアンスについては、きちんとした体制整備がなされており、十分な対応ができているものと考えられる。
- コンプライアンス体制の整備が図られた。
- コンプライアンスに関する体制作りが行われている。
- 適切に行っているものと考えられる。
- 定めの中でよく行われている。
- 各種規定の作成ハンドブックの配布など整備事項は適切に遂行されていると判断する。今後はその実行を保障する体制の構築に力点をおくことが必要と考える。

役職員の報酬・給与等の状況

①給与水準の適切性についての自己評価

平成 19 年度 対国家公務員指数 116.6

地域勘案 102.9、学歴勘案 113.2、地域・学歴勘案 100.0

【国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由】

当法人は、職員の大卒者の割合(77.2%)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者の占める割合(48.2%)('平成 19 年度国家公務員給与の概要')よりも高いこと及び全ての職員が東京勤務となっている当法人と、相当数の職員が地方勤務となっている国と比較していること等が給与に相応に反映された結果、国家公務員の給与水準(年額)より高くなっている。

また、当法人の業務は、年金積立金の管理・運用を行い、収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものであり、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識と分析技術を有する優秀な人材を確保していく必要がある。また、確保したうえでこのような人材を法人に定着させ、能力を十分に発揮してもらうためには、民間金融機関の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要なことから、国家公務員と比較して給与水準が高くならざるをえない面がある。

【講ずる措置】

平成 22 年度に見込まれる対国家公務員指数は年齢勘案で 115.6、年齢・地域・学歴勘案で 99.1 となっており、引き続き国の構造改革を踏まえた勤務実績の給与等への反映、昇給幅を抑制した俸給表の適正な運用により給与水準の抑制を図り、国との差異を是正する方向で留意していく。

委員記載(評価)欄

- 学歴、地域条件を加味すれば、妥当な水準と思料される。
- 当該独立行政法人の性格上、給与水準に制約を加えることは、そもそも適当ではないと考える。その中で給与の削減を行い、採用活動を継続していることは評価に値する。
- 給与水準については、適切に対応されている。
- 適切であると考えられる。事務内容に比べると低いのではないか。
- できるだけ小さい経費がこれからの課題とされます。益々の努力を。
- そもそも国家公務員の人件費と比較することが当法人の運営にとって適切なのかという点に疑問をもつ。独立法人全体を横並びにした人件費の扱いは検討すべき事項と考える。

年金積立金管理運用独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

特別手当については、役員給与規程第10条第3項の規定に基づいて、業績の結果等により増減することができることとしている。平成19年度の特別手当については、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う平成18年度業績評価の結果等を勘案のうえ、支給した。

(参考)

役員給与規程第10条第3項

特別手当の額は、厚生労働省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の勤務実績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

俸給月額引き下げ 1,088千円 → 1,055千円 (平成20年1月～) (△3%)

理事

俸給月額引き下げ 887千円 → 860千円 (平成20年1月～) (△3%)

監事

俸給月額引き下げ 750千円 → 728千円 (平成20年1月～) (△3%)

監事(非常勤)

俸給月額引き下げ 230千円 → 223千円 (平成20年1月～) (△3%)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	20,180	12,957	5,617	1,554 (調整手当) 52 (通勤手当)			※
理事 (1人)	16,481	10,563	4,580	1,267 (調整手当) 71 (通勤手当)			◇
監事 (1人)	14,078	8,934	4,004	1,072 (調整手当) 68 (通勤手当)			
監事 (非常勤) (1人)	2,739	2,739		()			※

注1:「調整手当」とは、民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
理事長					該当者なし	
理事					該当者なし	
監事					該当者なし	
監事 (非常勤)					該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

一般管理費については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。

このうち人件費については、「行政改革の重要方針」(閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定については、国家公務員の給与制度を参考としつつ、社会一般の情勢等を考慮して決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

人事評価制度を導入した(平成20年1月)。

(1) 職員の業務への取組みや業務の成果などを評価する実績評価により、奨励手当に反映させる。

(2) 職員の業務遂行能力を評価する能力評価により、昇給、昇格、人事配置等に活用する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
特別手当(賞与)	奨励手当は、その者の勤務成績に応じて、理事長がその都度定める割合(職員給与規程第21条第7項)により計算した額とし、人事評価結果に伴い差を設けることとしている。
本俸	能力評価を行い、その結果により昇給幅に差を設けることとした。また昇格、人事配置等を行う際の参考として用いることとしている。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

○役員報酬の引き下げ

○職員給与規程の改正

・抑制型給与構造への転換

・中堅層の本俸水準の引き下げ、給与カーブのフラット化

・勤務実績の給与への反映

・管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう役職手当を定額化

○賞与について、0.1月分の削減

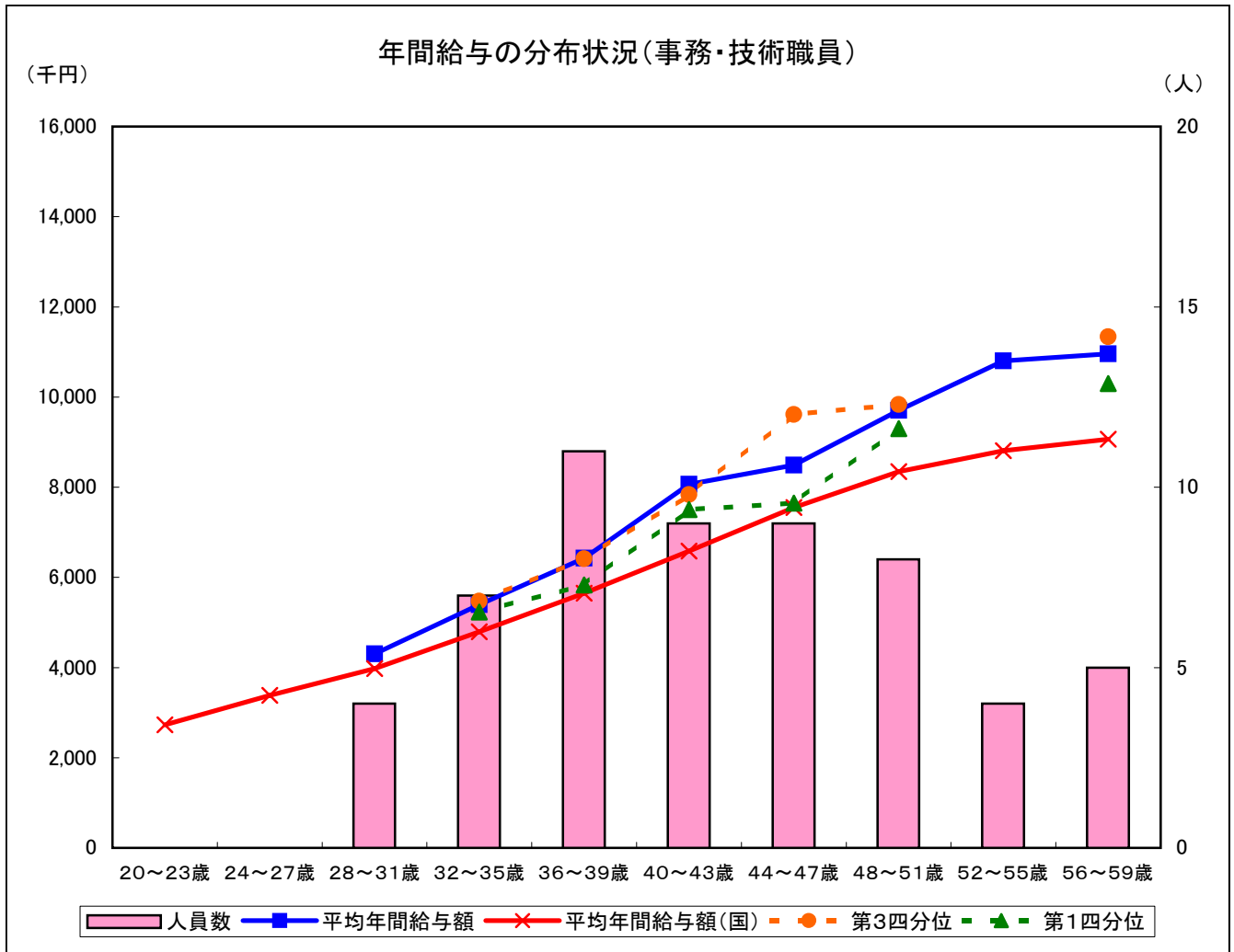
2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	57	43.6	8,103	5,880	204	2,223
事務・技術	57	43.6	8,103	5,880	204	2,223
研究職種	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					

注: 在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:28-31歳層及び52-55歳層については、人員数が4人であることから、第1・第3四分位の折れ線を表示していない。

注2:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
		人	歳	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・本部課長	7	51.9	9,628	10,568	11,292		
・本部係員	3	29.5	—	4,272	—		

注:本部係員については、人員数が4人以下であることから、第1・第3四分位の数値を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長代理	主事	課員
人員	人 57	人 3	人 7	人 15	人 29	人 3
(割合)		(5.3%)	(12.3%)	(26.3%)	(50.9%)	(5.3%)
年齢(最高～最低)		歳 58～41	歳 59～39	歳 59～43	歳 46～28	歳 30～28
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 8,645 ～ 7,206	千円 8,033 ～ 6,742	千円 7,565 ～ 5,280	千円 5,954 ～ 3,192	千円 3,371 ～ 2,966
年間給与額 (最高～最低)		千円 12,336 ～ 10,109	千円 11,335 ～ 9,423	千円 10,313 ～ 7,363	千円 8,307 ～ 4,399	千円 4,490 ～ 4,067

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.9	% 65.5	% 65.3
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 34.5	% 34.7
	最高～最低	% 43.1～33.1	% 40.7～31.6	% 41.8～32.3
一般職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.8	% 66.2	% 66.0
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.2	% 33.8	% 34.0
	最高～最低	% 35.0～33.3	% 34.6～32.8	% 34.8～33.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

116.6

対他法人(事務・技術職員)

108.6

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 116.6	
	参考	地域勘案 102.9
		学歴勘案 113.2
	地域・学歴勘案 100.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>当法人は、職員の大卒者の割合(77.2%)が国家公務員行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の大卒者の占める割合(48.2%) (「平成19年度国家公務員給与の概要」)よりも高いこと及び全ての職員が東京勤務となっている当法人と、相当数の職員が地方勤務となっている国と比較していること等が給与に相応に反映された結果、国家公務員の給与水準(年額)より高くなっている。</p> <p>また、当法人の業務は、年金積立金の管理・運用を行い、収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものであり、本業務を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識と分析技術を有する優秀な人材を確保していく必要がある。また、確保したうえでこのような人材を法人に定着させ、能力を十分に発揮してもらうためには、民間金融機関の給与水準を踏まえた処遇の考慮が必要なことから、国家公務員と比較して給与水準が高くならざるをえない面がある。</p>	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】	
	当法人は国からの交付金はゼロであり、国からの財政支出はない。	
	【累積欠損額について】	
	該当なし。	
講ずる措置	<p>平成19年度における対国家公務員指数(年齢)は116.6と国家公務員を上回っているが、当法人の勤務地域は東京都特別区であり、地域及び学歴勘案の対国家公務員指数は100.0となっている。平成22年度においても100を下回るよう引き続き国の構造改革を踏まえた勤務実績の給与等への反映、昇給幅を抑制した俸給表の適正な運用により給与水準の抑制を図り、国との差異を是正する方向で留意していく。</p> <p>(参考)平成22年度に見込まれる対国家公務員指数 年齢勘案 : 115.6 年齢+地域+学歴勘案 : 99.1</p>	

【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合】

給与、報酬等支給総額は713,846千円であり、一般管理費及び業務経費の総額36,254,874千円に対する割合は2.0%である。

【管理職の割合】

国の16.2%(国家公務員給与等実態調査)に対し、当法人は43.9%(法人給与実態調査)となっている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	713,846	713,139	707	0.1	707	0.1
退職手当支給額 (B)	59,470	16,560	42,910	259.1	42,910	259.1
非常勤役職員等給与 (C)	33,365	48,852	△ 15,487	△ 31.7	△ 15,487	△ 31.7
福利厚生費 (D)	104,975	113,520	△ 8,545	△ 7.5	△ 8,545	△ 7.5
最広義人件費 (A+B+C+D)	911,656	892,071	19,585	2.2	19,585	2.2

注: 上記(A)欄は、常勤役職員の給与、報酬等支払総額であり、財務諸表附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」の金額とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

・対前年度比における増減要因について

①給与、報酬等支給総額 +0.1%
前年とほぼ同水準。

②最広義人件費 +2.2%

非常勤役職員等給与、福利厚生費ともに減少したが、長期勤続退職者の人数が多かったことにより一時的に退職手当支給額が増加したために全体としては2.2%の増加となった。

・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

年金積立金管理運用独立行政法人中期目標

一般管理費(独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。

このうち人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、必要な取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

一般管理費(独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。)については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成17年度)における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。

このうち人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間において5%以上の削減を行う。これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

③人件費削減の場合の取組の進ちょく状況

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	803,974	713,139	713,846
人件費削減率 (%)		△ 11.3	△ 11.2
人件費削減率(補正值) (%)		△ 11.3	△ 11.9

IV 法人が必要と認める事項

特になし

(様式 6)

随意契約等の状況

①平成19年度の実績【全体】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	7件 (10.0%)	5.3億円 (35.2%)
	企画競争	14件 (20.0%)	0.9億円 (6.2%)
随意契約		49件 (70.0%)	8.7億円 (58.6%)
合計		70件 (100%)	14.9億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

②平成19年度の実績【同一所管法人等】		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	0件 (0%)	0億円 (0%)
	企画競争	2件 (100%)	0.2億円 (100%)
随意契約		0件 (0%)	0億円 (0%)
合計		2件 (100%)	0.2億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

③平成19年度の実績【同一所管法人等以外の者】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	7件 (10.3%)	5.3億円 (35.5%)
	企画競争	12件 (17.6%)	0.7億円 (5.2%)
随意契約		49件 (72.1%)	8.7億円 (59.3%)
合計		68件 (100%)	14.7億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

④随意契約の見直し計画の実施状況

- ・「随意契約見直し計画」は平成19年8月に見直し作業に着手し、平成19年12月に公表を行ったところであるが、「平成19年度契約実績」のうち大半を占める年間契約等については、作業着手までに契約手続きが終了していたため平成19年度は随意契約の割合が大幅に高い結果となった。
- ・しかしながら、平成19年度見直し作業着手以降については大幅に改善しており、平成20年度においては、「随意契約見直し計画」に概ね沿ったものとなっている。今後も競争入札や企画競争を積極的に導入する予定である。

⑤随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

- ・平成20年度の契約から、事業内容によっては積極的に複数年契約を導入している。また、総合評価方式等のマニュアルについて策定を進めている。

⑥平成19年度の実績【関連法人】

		件数	金額
一般競争入札等	競争入札	件 (%)	億円 (%)
	企画競争	件 (%)	億円 (%)
随意契約		件 (%)	億円 (%)
合 計		件 (100%)	億円 (100%)

※ 随意契約については、予定価格が少額である場合（予算決算及び会計令第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの）を除く。

⑦関連法人との契約の状況等

⑧その他関連法人との随意契約の適正化等についての取り組み状況

⑨取り組み等についての自己評価

- ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえ、随意契約の点検・見直しを実施し、平成19年12月に「随意契約見直し計画」を策定のうえ、ホームページに公表を行った。
- ・平成19年度の契約方法については、一般競争入札等を実施するなど契約方法の見直しを行い、一般競争入札件数、企画競争件数ともに前年度の実績を上回ることができた。
 - ・一般競争入札の実施回数 前年度2回から7回へ拡大
 - ・企画競争の実施回数 前年度7回から14回へ拡大

委員記載(評価)欄

- 見直し計画がH20年度以後着実に実施される見込みであり、今後に期待したい。
- Bほぼ、十分な取り組みがなされている。現在の見通しが20年度には具体的な成果として現れるものと期待される。
- 随意契約から一般競争入札、企画競争への移行が行われ、契約形態の見直しが行われている。
- 随意契約がやや多いので改善を要する。
- 計画に沿って努力して下さい。
- 来期は今から準備をして随意契約をゼロとすることが望まれる

随意契約見直し計画

平成19年12月
年金積立金管理運用独立行政法人

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成18年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(21.9%) 16	(10.0%) 115
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(8.2%) 6	(3.2%) 37		
随意契約		(91.8%) 67	(96.8%) 1,113	(5.5%) 4	(16.8%) 193
合 計		(100.0%) 73	(100.0%) 1,150	(100.0%) 73	(100.0%) 1,150

(注) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0.0%) 0	(0.0%) 0
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(100.0%) 8	(100.0%) 94
随意契約		(100.0%) 8	(100.0%) 94	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合 計		(100.0%) 8	(100.0%) 94	(100.0%) 8	(100.0%) 94

(注) 見直し後の企画競争は、同一所管法人以外の者を含めた企画競争とする。

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(24.6%) 16	(10.9%) 115
一般競争入札等	競争入札				
	企画競争	(9.2%) 6	(3.5%) 37	(44.6%) 29	(30.2%) 319
随意契約		(90.8%) 59	(96.5%) 1,019	(6.2%) 4	(18.3%) 193
合 計		(100.0%) 65	(100.0%) 1,056	(100%) 65	(100.0%) 1,056

(注) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

- (2) 契約の公表について、以下のとおり改正することとした。
- ・ 公表項目に予定価格、落札率、再就職の役員数を追加した。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約見直し計画の達成に向け、以下の措置を講じ、真にやむを得ない契約以外、平成20年度以降順次一般競争入札等に移行することとした。

(1) 総合評価方式の導入

- ① 総合評価方式による一般競争入札にかかる業務マニュアルを作成することとする。
(国の業務マニュアルに準じたものとする)
- ② 総合評価方式への移行が事務・事業の性質からこれにより難たい場合及び直ちに移行が困難な場合は、企画競争によることとし、業務マニュアルを作成することとする。
(国の業務マニュアルに準じたものとする)

(2) 複数年度契約の拡大

研究開発やシステム機器等の賃貸借のように複数年度にわたる契約については、初年度のみ一般競争入札を行い、次年度以降は随意契約で契約を行っていたものを、積極的に複数年度契約を導入することとする。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載